

平成29年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成29年3月2日（木）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成29年3月 2日

至 平成29年3月21日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 発委第 1号 白馬村議会基本条例の制定について

日程第 7 議案第 4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 8 議案第 5号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る
連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

日程第10 議案第 7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい
て

日程第11 議案第 8号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する
条例の制定について

日程第12 議案第 9号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例
に関する条例の廃止について

日程第13 議案第10号 白馬村職員定数条例の全部改正について

日程第14 議案第11号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第12号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第13号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第17 議案第14号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一
部を改正する条例について

日程第18 議案第15号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

日程第19 議案第16号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第 20 議案第 17 号 白馬村公営塾利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 18 号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 22 議案第 19 号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 28 年度白馬村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 28 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 28 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 28 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 議案第 24 号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一
部処分の変更について
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 29 年度白馬村一般会計予算
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 29 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 30 議案第 27 号 平成 29 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議案第 28 号 平成 29 年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 29 号 平成 29 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 30 号 平成 29 年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第 34 予算特別委員会の設置について

平成29年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成29年3月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 議案審議

報告第1号（村長提出議案）説明、質疑

発委第1等（予算特別委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第4号から議案第24号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第 25 号から議案第 30 号まで（村長提出議案）説明、質疑

予算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第 149 条第 1 項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
3. 議案第 5 号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について
4. 議案第 6 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について
5. 議案第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
6. 議案第 8 号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
7. 議案第 9 号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の廃止について
8. 議案第 10 号 白馬村職員定数条例の全部改正について
9. 議案第 11 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 12 号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 13 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 14 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 15 号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について
14. 議案第 16 号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 17 号 白馬村公営塾利用料徴収条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 18 号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 19 号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
18. 議案第 20 号 平成 28 年度白馬村一般会計補正予算（第 6 号）
19. 議案第 21 号 平成 28 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
20. 議案第 22 号 平成 28 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
21. 議案第 23 号 平成 28 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 4 号）
22. 議案第 24 号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分の変更について

- 23. 議案第25号 平成29年度白馬村一般会計予算
 - 24. 議案第26号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
 - 25. 議案第27号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
 - 26. 議案第28号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計予算
 - 27. 議案第29号 平成29年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
 - 28. 議案第30号 平成29年度白馬村水道事業会計予算
9. 地方自治法第109条第7項の規定により議会改革調査特別委員会から提出された議案は次のとおりである。
- 1. 発委第 1号 白馬村議会基本条例の制定について

開会 午前１０時００分

１．開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２９年第１回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

横川教育長が公務のため、午前中は欠席しておりますので、ご報告いたします。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成２８年１１月、１２月分、平成２９年１月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から、平成２８年度財政援助団体等監査の結果報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会平成２９年２月定例会が２月１５日と１６日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成２８年第２回臨時会が１２月１９日に、平成２９年第１回定例会が２月２８日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第２ 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第１１９条の規定により、第５番太田正治議員、第６番太田伸子議員、第７番横田孝穂議員、以上３名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりです。

お諮りいたします。

この文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成29年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月21日までの20日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月21日までの20日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) おはようございます。

平成29年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

2月14日火曜日から17日金曜日にかけて開催をされました第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会は、本村では30年ぶり3回目の開催で、全村でお迎えをする大会となり、全国47都道府県から監督・選手1,451人、本部役員331人、合計1,782人の皆様にお越しをいただきました。また、大会役員や競技会役員などを含めると、1,528人の方々为本大会に携わっております。さらには、早朝より駐車場整理をお願いをした地区役員や物販を担当いただいた体育協会協力員、白馬高校生など合わせて303人の運営要員が、観客の接待や案内等にご協力を賜り、感謝を申し上げます。

観客数は総勢で1万人にも上り、白馬村内外の保育園児、幼稚園児、小・中学生らにより、各種目とも大きな声援が飛び交いました。晴天に恵まれた2日間はもちろん、最終日は大雨の中での競技とはなりましたが、表彰式後には日本体育協会、文部科学省、全日本スキー連盟からも競技と運営に関して高い評価をいただき、復旧・復興した元気な白馬村を全国に発信できたものと確信をしております。

議員各位におかれましても、種目別表彰式にご出席をいただき、直接選手と触れ合ってくださいましたことにつきましても御礼を申し上げます。

さて、平成29年度に向けて組織改正を行うこととしており、この組織改正のポイントは、ゼ

口歳から18歳までの子どもに関する施策、子育て支援に関する施策の一元化を図るため、教育委員会に子育て支援課を設置をし、教育委員会を3課制といたします。子どもに関する事務の一元化につきましては、従前から検討を進めておりました。その結果として、保育園に関する事務と児童福祉といった機能も教育委員会に移管し、あわせ持たせることとしました。これにより、乳幼児から保育園、学校につながる一連の子どもに関する事務を総合的にを行い、切れ目のない子育て支援を行う体制を整えたものです。

無論、保健医療に関する事項などの教育委員会では対応できない分野は健康福祉課に残るわけですが、新しい組織となってさらに連携を強化することで、安心して暮らせる白馬、豊かな教育立村の村づくりに取り組んでまいります。

各課における事業実施状況についてですが、総務課関係では、今年度進めております公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳整備の進捗状況ですが、公共施設等総合管理計画は、現在パブリックコメントを募集しているところであり、本定例会の委員会等でご説明させていただく予定でおります。固定資産台帳整備については、基本情報の登録は済み、更新情報等の整備は現在行なっているところで、最終的な段階に入ってきているところです。

また、国が示している新公会計制度であります、統一基準による財務諸表の作成は平成28年度決算からと示されており、現在、その対応ができるよう、平成29年度予算において支援業務委託料を計上し、年度当初から取り組む予定でおります。

白馬村環境審議会への大規模開発に関する諮問であります、昨年7月より、昨日の審議会を含めて計7回の審議会を開催していただいております。さまざまな意見がある中で、議員各位を始め審議会委員の皆様には大変なご苦勞をいただいております。現在の状況は、答申に向けて、個別事項など踏み込んだ議論をしているところと伺っております。このような状況下で諮問に対する答申をまとめることは大変な作業であります、白馬村をよくしたいとの思いは誰しもの共通点であります。答申をいただいた後には、答申内容について総合的に判断し、後世につながるための村づくりに役立てたいと考えます。

観光課関係では、2年続きの雪不足により、村内のスキー場は1月中旬に全面滑走可能となりました。1月末現在のスキー場の利用者数は40万5,000人余りで、雪不足の影響を受けた昨シーズンよりも減少し、対前年比92%という状況です。こうした中で、1月30日の臨時議会で誘客対策費用として1,000万円の補正予算をご承認をいただき、現在、観光局においてネットエージェント、フェイスブック、スキーツアーバス対策等を実施しています。

イベント関係では、恒例の白馬雪恋まつりが2月4日から11日にかけて行われました。スキー場での催しや観光協会等の協力による雪像づくり、商工会が企画したそば記念日週間など、さまざまな取り組みをいただきました。とりわけ、雪恋まつりに続いて国体が開催されたことから、雪像や雪灯籠づくりには例年以上にご尽力をいただきましたことに対し、改めて関係の皆様へに感

謝を申し上げます。

今月19日から26日にかけて国際スノースポーツ指導者連盟2017白馬大会が八方を主会場に開かれます。2月末現在、参加者数は、海外13カ国から約200名、国内から約100名が見込まれています。

日本版DMOの候補法人の申請の状況ですが、白馬村観光局は昨年12月に申請を行い、1月に候補法人として登録がされました。また、大町市、白馬村、小谷村の3市村の地域連携DMOに関しては、先月、候補法人登録申請を行いました。平成31年4月には新たな組織での活動が開始できるよう、業務内容や構成メンバー、事務局体制、予算などを検討するために、行政、観光団体、索道事業者などによる研究会を設け、先月15日に第1回目の会合を開いたところです。

住民課関係では、ごみ処理の広域化関連につきましては、八方地区に計画されておりますリサイクルセンターの建設に向けて、現在、北アルプス広域連合において基本設計の策定作業を進めておりまして、今月中には施設の概要がまとまってくる予定となっております。それを踏まえ、新年度から施設建設に向けての実施設設計や工事着手を見込んでおりまして、平成30年夏に迫っております新焼却場の稼働に合わせて、何とかリサイクルセンターも運用できるよう鋭意努めているところです。

また、広域化後のごみ処理の収集体制を見据え、新年度から八方清掃センターの受け入れ方法も大幅に変更する予定でおりまして、現在その周知に努めているほか、新年度予算においては、引き続きごみ収集体制の整備やごみ減量化対策にかかわる経費等を計上させていただいているところであります。

健康福祉課関係では、インフルエンザの感染が全国的に拡大し、長野県では、定点当たり患者数が警報発令基準の30人を上回ったことから、1月25日にインフルエンザ警報が発令をされました。大北管内でも昨年比で患者数が多く推移しています。白馬村においては、昨年12月からインフルエンザ発生の報告を受けていますが、児童に関しますと、昨年度は1日に数人単位でのインフルエンザ患者数の報告があり、学級閉鎖が相次ぎ、しろま保育園では臨時休園の措置をとるほどの猛威でありましたが、今年度は、昨年度のような猛威を振るう状況には今のところ至っておりません。今年度から始めた1歳から小学校6年生のお子さんを対象とした任意接種のインフルエンザ予防接種費用の一部助成事業の効果が伺えるのではないかと推測をしているところです。これまではA型が流行をしておりましたが、B型の患者報告も受けていますので、引き続き小まめな手洗い、せきエチケットに心がけていただき、感染予防に努めていただきたいと思います。

介護保険関係では、いよいよ来月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。これまで保険者である北アルプス広域連合と構成5市町村で連携をしながら準備を進めてまいりました訪問型サービス、通所型サービスともに、村内の各事業所のご理解とご協力により、4月から介

護予防・日常生活支援総合事業のサービスが提供できる見込みです。移行に当たり利用者やサービス提供者である事業者が混乱することのないよう支援をまいります。

農政課関係では、昨年11月に推進協議会を立ち上げ、推進体制を整えた北城南部の圃場整備事業ですが、関係者との検討会、現地踏査の結果、事業対象とする候補エリアを確定をし、圃場整備後のイメージ図を作成をし、2月には地権者対象の事業説明会を3会場で開催しました。出席者からは、明確な反対意見は出されませんでしたが、事業に対する要望や疑問はかなりの数が出され、事業の内容が具体的になるにつれ、調整事項がふえていくことを実感をしたところです。今後、事業概要確保のための意向調査を実施をし、6月には始まる事業概要書の県・国ヒアリングに間に合うよう書類作成に取りかかると同時に地域の合意形成も図るという、大変厳しい日程かつハードルの高い事業ではありますが、最速での事業着手を目指してまいります。

また、震災関連では、村独自の被災農家支援策として昨年度に引き続き予算化しました10アール当たり7,500円の被災農家支援金は、28年度も作付できなかった被災農家45名に対し約17.4ヘクタール分130万円余りを、農業再生協議会経由で、今週中には支給を完了します。

災害復旧工事については、12月議会でも若干報告しましたが、県の姫川護岸工事との調整でおいていた飯田地区の被災農地のうち、4枚が完了せずに降雪期に入ってしまったが、いずれも残りは表土を戻すだけで、この春の営農再開には支障がない見込みであります。公言しておりました29年度の完全営農再開という復旧目標が達成できそうな状況に安堵をしているところであります。

建設課関係では、神城断層地震災害における災害復旧工事は、境橋や水神宮橋の復旧工事が完了をし、村発注関連の工事は一区切りとなりました。大町建設事務所で発注している姫川護岸工事は、最下流の工区が9月の竣工を目指し取り組んでいるところです。

除雪業務においては、年末年始の寡雪状況から一転し、1月中旬以降の大雪や国体受け入れのための準備などから例年を上回る業務量となり、このペースですと例年を3割ほど上回る見込みであります。

国の2次補正予算で配分された防災・安全交付金事業で実施するトンネル及び橋梁の点検業務と修繕工事は、今月中に発注し、来年度早々から着手したいと考えています。

上下水道関係では、総務省が策定を指示しております公共下水道事業に関する経営戦略の策定につきましては、昨年11月に業務委託契約を締結し、打ち合わせを重ねながら業務を進めてまいりました。本定例会には議員の皆様にご説明を行い、国へ提出する予定であります。

また、新年度予算にも関連しますが、公共下水道事業の公営企業会計への移行のための基本調査を、昨年11月に業務委託契約を締結し、今月10日の完了を目途に進めており、平成29年度において資産調査を行う計画であります。

公共下水道受益者負担金に関する条例等の改正内容についての説明会を、先月２３日、２６日の２日間開催をし、下水道事業全般にわたるご意見を頂戴しました。今後は、事業を進める上で必要となる条例などの改正は随時行うなど、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

公共下水道受益者負担金に対する住民訴訟の控訴審ですが、先月２１日に第４回公判が開かれ、次回は５月９日に最終弁論が開かれることとなりました。

教育委員会関係、教育課では、村公民館事業として、平成２７年度から事業を繰り越して編集作業を進めておりました、戦争を体験された皆さんのお話をまとめた冊子「戦争体験を語り継ぐ」は、この３月に製本の運びとなりました。寄稿をいただいた方、お話を伺った方を始め、校正作業などにも大勢の方のご協力をいただきました。深く感謝を申し上げます。

学校給食施設の建設についてですが、施設の設計は、事業を繰り越して、建設委員会に調査検討をお願いしてあります。建設委員会には、５月１６日から計１１回の委員会を開催していただき、施設の基本設計、実施設計について慎重に審議いただき、２月２４日には中間報告ということで検討結果のご報告をいただいております。新しい給食施設は、学校給食衛生基準に沿った施設であることはもちろん、食育という観点からも検討していただいております。今後、建設工事については平成２９年度から着手するということになりますが、委員の皆様には、施設竣工まで引き続き調査検討をお願いをしてまいりたいと考えています。また、施設の建設費は、当初検討段階では６億円規模と推計しておりましたが、当初推計した時期から数年が経過をし、建設物価の高騰や敷地造成、雪に耐え得る構造などを考慮して具体的に設計した結果、平成２９年度当初予算では８億円を計上しております。白馬村の財政状況から投資経費額を算定する中で、最良の施設となるよう検討しておりますので、本定例会でのご審議をよろしくお願いをいたします。

白馬高校支援事業では、平成２８年度当初予算において、会計の透明性を確保することとして附帯決議をつけられておりました。今年度の事業を行う中で、地方自治法による協議会の設立なども検討しましたが、平成２９年度からは白馬山麓環境施設組合で事務をとり行うことといたしました。１月には臨時議会において規約の変更を議決をいただき、現在、派遣職員や事務局体制の調整を行っております。４月からは白馬村役場内に事務室を置き、白馬高校支援事業を行う予定であります。一部事務組合での事務執行となることから、白馬、小谷両議会へ同時に説明し、組合議会で議決いただくなど、会計の透明性が確保されるよう、今後も事務を進めていきたいと考えております。

さて、３月は卒業シーズンであります。村内小・中学校でも、この定例会の会期中に卒業式がとり行われます。小学生は南小２１人、北小５４人の合計７５人、中学生は７８人がそれぞれの希望を胸に小・中学校を卒業をいたします。議員の皆さんも卒業式にご出席をいただき、卒業生にエールを贈っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、平成２９年度白馬村予算であります。一般会計の予算編成方針といたしましては、第

5次総合計画の基本理念、白馬の豊かさとは何か―多様であることから交流し学び合い成長する村―を実現をさせるための4つの基本目標、安心してみんなが暮らせる村、新しい仕事をつくり出す村、一人ひとりが成長し活躍できる村、魅力ある自然を守る村を推進する事業、また総合戦略に基づく事業など、本村が持続発展可能となるよう未来へ向けた投資を確実に進めていく予算編成としております。予算規模は65億5,500万円で、前年度当初予算65億3,200万円と比較すると、2,300万円、約0.4%の増となります。

新年度において重点的に取り組む主な内容は、喫緊の課題であった学校給食施設の建設は、建設検討委員会による検討を経て、新年度から建築工事に着手する計画として、建設関係経費8億900万円余りや、広域ごみ処理施設建設に伴う北アルプス広域連合への負担金として6億660万円余りを大規模事業として計上しております。

北城南部地区の圃場整備事業を、平成30年度からの事業着手に向け、新年度から換地計画及び国庫補助事業の採択に必要な調査設計や書類整備の経費として2,300万円を計上し、村営住宅森上団地耐震改修2,700万円などを計上しております。

続いて、特別会計の予算であります。国民健康保険事業勘定特別会計では、総額で14億4,000万円余りの予算規模となりました。平成30年度に予定されております国保運営の都道府県化を前に、最終準備の年度となりますことから、システム改修など必要な経費を計上させていただきました。

後期高齢者医療特別会計は、総額8,270万円の予算規模で、前年比660万円ほどの増額となりました。この中には、人間ドック受診に対する補助金を新たに盛り込んでおりまして、高齢者に対する保健事業もさらに充実していきたいと考えております。

公共下水道事業特別会計の予算規模は7億5,561万4,000円で、平成28年度比44万6,000円の増額となっております。

農業集落排水事業特別会計の予算規模は396万3,000円で、平成28年度比6万9,000円の減額となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億603万7,000円、収益的支出が3億68万円、資本的収入は1,044万円、資本的支出は9,613万2,000円で、不足する額は、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

本定例会に提出します案件は、報告1件、議案27件であります。

議案などにつきましては、担当課長に提案理由の説明をさせますので、慎重な審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき

3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてに入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第1号の内容ですが、平成28年12月27日の午後5時ごろ、白馬村大字北城5986番地付近の病院の駐車場で、白馬村が業務委託する業者の作業員が運転する白馬村所有の道路作業車が、損害賠償請求者が所有し、駐車中の小型貨物自動車に接触し、右側テールランプを損傷させたものです。村は損害賠償請求者に対して、車両の修理代金8万6,675円を賠償したものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5は終了いたしました。

これより発委の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第6 発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会に付託しないようになっておりますので、委員会付託をせずに、質疑、討論、採決をすることにいたします。

△日程第6 発委第1号 白馬村議会基本条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 発委第1号 白馬村議会基本条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。太田修議会改革調査特別委員長。

議会改革調査特別委員長（太田 修君） 発委第1号 白馬村議会基本条例の制定について。

白馬村議会基本条例を別紙のとおり提出する。平成29年3月2日提出。白馬村議会改革調査特別委員会委員長太田修。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。

提案理由の説明でございます。発委第1号 白馬村議会基本条例の提案理由についてご説明申し上げます。

平成26年9月定例会で発足いたしました議会改革調査特別委員会により、平成27年度に議会改革に関するアンケート調査を実施し、民意の把握に努めました。また、平成28年度には意見交換会の開催やパブリックコメントを求めるなど、幾度となく特別委員会と小委員会を重ね、今回ここに、議会の責務と役割を明確に示した最高規範と位置づける白馬村議会基本条例を制定することになりました。

前文といたしまして、これまでの条例制定までの経緯と議会としての決意をあらわしたものであります。

第1章総則では、第1条に条例の目的を、第2条に定義、第3条に基本理念を、第4条に最高規範について述べております。

第2章議会と議員の活動原則では、第5条に議会の活動原則を、第6条に議員の活動原則、そして第7条に政治倫理について述べております。

第3章村民と議会の関係では、第8条に村民との関係、第9条に意見交換を、第10条に政策提言を、第11条に会議の公開と傍聴、第12条に情報公開について述べております。

第4章村長等との議会の関係では、第13条に村長等との関係、第14条に論点・争点の明確化と一問一答方式を、第15条に政策等の形成過程の説明を、第16条に予算、決算における資料提出等について述べております。

第5章議会の運営では、第17条に自由討議の充実、第18条に専門的知見の活用を、第19条に広域政策への取り組み、第20条に議員研修を、第21条に村審議会等との関係を、第22条に広報の充実を、第23条に会派について述べております。

第6章といたしまして、議員の定数と報酬では、第24条に議員定数を、第25条に議員報酬について述べております。

第7章議会の体制整備では、第26条に議会図書室の充実、第27条に議会費を、第28条に事務局機能の充実について述べております。

また、第8章では、災害時の対応で、第29条に迅速に支援すること、支援に努める等について記しております。

また、第9章補則では、第30条に条例の検証と改正を、第31条に委任について述べております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

これにより、議会改革調査特別委員会に付託をされました事件は、当初の目的を達しているものと思われますので、本日をもって議会改革調査特別委員会を廃止し、今後は、条例第30条の規定により、議会運営委員会に引き継ぐことを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

提案理由の説明とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発委第1号 白馬村議会基本条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

これにより、議会改革調査特別委員会は本日をもって解散といたします。

△日程第7 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議長（北澤禎二郎君） これより議案の審議に入ります。

日程第7 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましてご説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、辺地の定義であります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条において、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島などで、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものと定められております。具体的には、地域の中心を含む5平方キロ以内の面積の中に50人以上の人口を有し、地域の中心から最寄りの駅や医療機関等の距離などを点数で換算した辺地度点数が100点以上の地域が辺地地域となり、白馬村では、内山、嶺方、野平、青鬼、落倉の5地域が辺地となっております。

次に、辺地対策総合整備計画でございますが、先に述べました辺地地域の交通条件や生活文化水準の向上のために、公共的施設を整備するため作成する財政上の計画でございます。

この計画は同法3条に定められ、計画は、県知事との協議、議会の議決を経て総務大臣に提出

をするというものであります。この計画に基づいて実施する公共的施設の整備につきましては、辺地対策事業債の充当が認められ、元利償還に要する経費は、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることになっております。

今回策定する計画につきましては、平成29年から平成33年までの公共的施設の財政計画が計上されており、財政計画は試算値でありますので、実際の事業化、予算編成時には事業費が変動することがございます。

なお、総合整備計画の期間はおおむね5年程度とするのが適当とされており、辺地全体について対策方針等の整理の必要性を明確化するために、おおむね3年程度ごとに定期的に見直すことが適当とされているところでございます。

今回策定いたします計画についてですが、3ページをごらんください。

平成23年度に策定をした計画につきましては、平成28年度で計画期間が終了いたしますので、今回は平成29年度からの公共的施設整備に対する財政上の5カ年計画を策定しております。先に述べました総合計画に掲載された公共的施設の整備事業が、辺地対策事業債の対象事業となるわけでございます。

それでは、計画の内容をご説明をいたします。

まず、4ページの内山辺地についてでございますが、観光レクリエーション施設の改修と村道1001号線など改良事業で、事業費は5カ年で1億4,450万円を計画をしており、観光レクリエーション施設の改修では、コース内の木橋の改修、芝刈り機などの管理車両の購入などを計画しております。

次に、6ページ、嶺方辺地でございますが、集落内の生活道路である村道1033号線の整備がおくれているため、改良事業を計画をしており、事業費は5カ年で1,000万円を計画しております。

次に、8ページ、青鬼辺地でございますが、集落内の村道3041号線などの改良を計画をしており、事業費は5カ年で300万円を計画しております。

次に、10ページ、落倉辺地でございますが、前回の計画に引き続き、村道3101号線、通称水芭蕉通りなどの改良事業を計画しております。また、立の間地区の防火水槽の新設事業を平成29年度に計画をしており、事業費は5カ年で6,180万円を計画しております。

次に、12ページ、野平辺地でございますが、集落内の村道3038号線などの改良事業を計画をしており、事業費は5カ年で100万円を計画しております。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 8 議案第 5 号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 8 議案第 5 号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 5 号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 6 条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、白馬村八方体育館。

指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字北城 5732 番地の 2、一般社団法人八方振興会理事長、倉品光之。

指定の期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

本施設の指定管理者の候補者であります八方振興会は、これまで白馬村八方体育館の指定管理者として管理を行っており、指定期間終了に伴い再指定をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 9 議案第 6 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 9 議案第 6 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 6 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてご説明をいたします。

地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき締結をする大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の協議について、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の連携協約につきましては、平成 28 年 3 月 29 日に協議の調いしました施策分野について、連携市町村議会の議決を経て、大町市長と 4 町村長が相対で連携協約を締結し、大北圏域 5 市町村による北アルプス連携自立圏形成により、広域的な課題解決に向け、圏域全体の地域活性化及

び生活機能の確保と圏域への人材の誘導及び定着や促進を図っております。

大町市と各町村と協議の調いました広域観光、就労支援、医療・保健及び公共施設の利用促進といった分野においても、平成２９年度から大北５市町村が連携して事業に取り組むこととしたことにより、白馬村と連携協約の内容を追加することを目的とするものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１０ 議案第７号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１０ 議案第７号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律については、平成２６年に改正されましたが、旧教育長の任期に関する経過措置がありまして、白馬村では条例の改正を行なっておりませんでした。平成２９年度からは新しい法律による体制となることから、条例改正を行いたいものであります。

提案する条例は、軽微な文言の修正が必要な条例を関係条例の整備に関する条例として制定し、一括して改正したいものであります。

具体的には、改正された法律では、教育委員長が廃止され、教育長が市町村の特別職となるとされております。それに合わせるための関係条例の文言を修正するものでございます。

改め文のほうをごらんください。

第１条では、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正を、第２条では、白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正するもの、第３条では、白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正するものでございます。それぞれの条例について、従前は教育長は特別職という位置づけではなかったものですから、「特別職等」あるいは「特別職及び教育長」という文言が入っていたものを、特別職に変わるということで、それらの文言を削除するというものでございます。

この条例については、平成２９年４月１日からの施行ということとしたいというものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１１ 議案第８号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１１ 議案第８号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第８号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

先ほどの議案第７号でもご説明いたしましたが、改正されました法律により、教育長については特別職となりました。そのため、一般職の職員とは別に勤務時間等を定めたいというものであります。また、一般職の職員とは職務に専念する義務の根拠法令が変わるということで、この職務に専念する義務の特例についても新たに条例の中で定めたいというものでございます。

おめくりいただいて、条文をごらんください。

第１条については、条例の制定の趣旨でございます。第２条で勤務時間、休日、休暇等を定めておりますが、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例ということで定めております。第３条で職務に専念する義務の免除を定めております。職務に専念する義務の免除については、研修を受ける場合、あとは教育委員会が定める場合ということで定めておりまして、この条例についても平成２９年４月１日から施行したいというものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１２ 議案第９号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の廃止について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１２ 議案第９号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林参事兼税務課長。

参事兼税務課長（平林 豊君） 議案第９号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減

免の特例に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

この条例は、長野県神城断層地震による被災者に対して、平成２７年度に関する当該年度分の村民税等の減免について定めたものであり、目的が終了したことから廃止するものであります。

施行日は公布の日からです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１３ 議案第１０号 白馬村職員定数条例の全部改正について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１３ 議案第１０号 白馬村職員定数条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第１０号 白馬村職員定数条例の全部改正についてご説明申し上げます。

この条例の全部改正は、平成２９年４月１日より、ゼロ歳から１８歳にわたるまでの切れ目のない子育て支援の充実への対応を図ることができるよう組織体制を構築するもので、具体的には、保育園を含めた子育て支援に係る分担事務を、村長の事務部局から教育委員会の事務局へ事務移管を行うものでございます。これに伴い、第２条における各号の職員定数を見直しをしたいというものでございます。

全部改正としました理由につきましては、各号に規定する定数の配分や、兼務職員数の見直しと用語の整理を行うということでございます。

条例の施行日は平成２９年４月１日とするものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。１１番篠崎久美子議員。

第１１番（篠崎久美子君） １１番篠崎久美子でございます。

議案第１０号についてお伺いをしたいと思います。

具体的に、この新たに設けられる庁内の新しい課で担う具体的な内容について、再度お伺いをしたいと思います。お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご質問の予定する庁内組織改編の目的と具体的な内容についてということでございますが、村長の冒頭のご挨拶にもありましたとおり、ゼロ歳から１８歳までの子ども

に関する施策、子育て支援に関する施策の一元化を図るため、教育委員会に子育て支援課を設置し、教育委員会を3課制とするものでございます。

この子どもに関する事務の一元化につきましては、従前から検討を進めており、保育園に関する事務や児童福祉といった機能も教育委員会に移管し、あわせ持たせることとすることで、乳幼児から保育園、学校へとつながる一連の子育てに関する事務を総合的に行い、切れ目のない子育て支援を行う体制を整えたいということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

篠崎議員、質疑はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） そうしますと、子育て支援課のほうでは保育の部分を中心に担当し、現在の教育課の業務内容については変更がないということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 繰り返しになりますが、保育園の業務、それと児童福祉の部分というのが教育委員会のほうに移管されますので、教育課そのものというのは、教育課そのものでございます。子育て支援課というものを新たに設置をいたしますので、3課体制ということで教育委員会が動き出したいという考えでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

篠崎議員、質疑はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） それでは、これに伴って、庁内全体の職員数の増員があるのか、また、この課の変更により新たな専門職の採用等はあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 今回の全部改正におきましては、定数そのものの見直しというものは行っておりません。村長の事務部局から事務が移管されるということで、教育委員会部局のほうにその部分を数をふやすというような形で、村長部局が減るということになってまいります。

専門職員というところにつきましては、一般職で行うのか、今、嘱託職員というところでも担っていた部分がございますので、その辺については今後、進展状況を見ながら対応するということになるかと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第11号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 議案第11号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 11 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることから所要の改正を行いたいものでございます。

このたび改正される個人情報保護法では、まず、特定の個人を識別することができる各種の情報と個人識別符号を定義づけいたしました。次に、要配慮個人情報の規定の新設でございます。これらの法改正に基づいて、本村の個人情報保護条例においても同様の改正をするものでございます。

3 ページの新旧対照表をごらんください。

第 2 条定義で、先ほどご説明を申し上げました 2 つの規定について第 1 号と第 2 号として加え、これらと関連する条項をあわせて改定をするものでございます。

改め文にお戻りをいただきまして、条例の施行日は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日であります平成 29 年 5 月 30 日とするものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 15 議案第 12 号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 15 議案第 12 号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 12 号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法の一部が改正されることから所要の改正を行いたいものでございます。

新旧対照表の 2 分の 1 ページをごらんください。

第29条で、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の新設による番号法改正に合わせて加えるもの及び引用する番号法の条番号の改正によるものでございます。また、議案第11号により個人情報保護条例が改正されますことから、引用する条番号をあわせて改正したいというものでございます。

改め文にお戻りをいただきまして、条例の施行日につきましては、議案第11号と同様に、平成29年5月30日というものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時12分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの説明の中で、修正の申し出がありましたので、総務課長からの発言を許可します。総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第5号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定の議案のご説明の中で、指定管理者となる団体の所在及び名称におきまして、一般財団法人を一般社団法人と説明をいたしましたので、一般財団法人八方振興会に修正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

△日程第16 議案第13号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第13号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第13号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の一部改正は、嘱託職員報酬の見直しによるベースアップを図ったことにより、条例で規定する報酬上限を超えた職種区分についての報酬月額を改定するものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

別表第7条関係の保健医療嘱託員の報酬月額を21万3,000円から22万円へ増額、保育系嘱託員は、上級保育嘱託員の報酬月額を19万円から19万2,000円へ増額することによ

るものです。

改め文にお戻りをいただきまして、条例の施行日は平成２９年４月１日としたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１７ 議案第１４号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１７ 議案第１４号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第１４号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、廃止するもの、新設に伴い報酬額を定めるもの、委員の名称の改正などを行うものでございます。

２ページの新旧対照表をごらんください。

別表第１条関係の教育委員の委員で教育長職務代理、総合計画等評価委員、環境衛生委員は名称の改正で、図書館施設検討委員は、新設に伴い報酬額を定めております。公共下水道受益者負担金賠償判定審査会委員、３ページの交通災害共済推進員は、委員の区分自体を削除するものでございます。

改め文にお戻りをいただきまして、条例の施行日は平成２９年４月１日としたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。１１番篠崎久美子議員。

第１１番（篠崎久美子君） １１番篠崎久美子でございます。

議案第１４号についてお伺いをいたします。

今回の改正内容としまして、図書館施設検討委員が新たに出されてきておりますけれども、委員会設置の目的と設置予定についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、事務事業評価委員を総合計画等評価委員に変更するについての目的、また具体的な業務内容についてはどのように変更があるのかをお伺いしたいと思います。

最後に、衛生組合長から環境衛生委員に変更するにつきましても、委員が担う具体的な業務内

容に変化があるのか、あわせて、ごみ集積場設置地区加算が改定されておりますが、この改定の理由をお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、図書館施設検討委員についてのご質問にお答えをいたします。

白馬村図書館をより充実した施設として整備することについて調査、検討を行うために設置するものであります。委員会は、教育委員会の諮問により、図書館のあり方、施設整備に関することなどを調査、検討する機関として設置する予定であります。委員は15名以内で、学識経験者や保護者代表、学校や社会教育関係者、公募の委員などの委員構成としたいと思っております。

設置につきましては、人選を進める中で、平成29年度の早い時期には立ち上げたいと考えております。

図書館施設検討委員についてのご質問についての回答は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 私からは、ご質問の総合計画等評価委員の目的と業務内容についての答弁をさせていただきたいと思います。

これまで、事務事業評価制度の実施要綱に基づき、事務事業評価委員は、実施をした施策の客観的な検証を行い、次期施策への適切な反映と予算の有効活用に資することを担っていただきました。

しかしながら、客観的な事務事業の検証において、年間スケジュール的に、決算以降に始める現在の事務事業評価の方法では次年度予算編成への反映が厳しいことから、総合戦略で定めた重要業績評価指標や第5次総合計画の基本計画で定めました目標値、こちらについて、総合的な事業執行と執行における目標値等の進行管理について審議または評価をいただく方式に変更したいというものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） それでは、衛生組合長の報酬改定につきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。

衛生組合長につきましては、ここ数年来、指定袋への記名式の導入ですとか、あるいは分別の徹底というものをお願いしていく中で、地区集積所の管理にかかわる地域の皆さんの負担がふえてきているという現状を踏まえて、今回増額の改定をお願いするものであります。

環境衛生委員の名称変更につきましては、かつて行っておりましたごみ処理対策委員会の中で、これまでの衛生組合という名称がなかなか一般村民にわかりづらくなってきているのではないかとのご意見をいただいたことを踏まえまして、今回変更をお願いするものでございます。

したがって、名称の変更に伴い業務の内容が大きく変わるとか、あるいは負担がふえると

かということを前提として金額の改定をするものではございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

篠崎議員、質疑はありませんか。篠崎議員。

第 1 1 番（篠崎久美子君） 図書館の施設検討委員会を平成 29 年早期に立ち上げるということで今ご答弁をいただいたところですが、より充実したものに整備をしていくためということでございますが、整備については、それではいつごろを整備の時期と見定めて、この委員会を立ち上げていくということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今、教育委員会のほうでは、平成 29 年度から給食施設の建設ということで大事業を行なっております。それと平行して図書館というまた大事業というのは、村の財政的にも非常に厳しいというように思っておりますので、平成 29、30 年度は給食施設にかけまして、31 年度には何らかの方策を立てたいということで、そこに向かって検討をしていただくということで考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

篠崎議員、質疑はありませんか。篠崎議員。

第 1 1 番（篠崎久美子君） 次に、その総合計画等評価委員の変更についてお伺いをいたしますが、お伺いすると、事務事業だけでは次年度の予算にその評価が間に合わないということで、いろいろな観点からこの形になっていくんだと思いますけれども、そうなりますと、この評価委員、委員会については、立ち上げはもう年度早期からということになるんでしょうか。また、あるいは評価委員の人数的な部分についてはどのようにお考えになっているか、どのようなところから委員をお願いしていくのかということについてお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 総合計画等の評価委員の具体的な内容につきましては、現在、要綱等の作業を進めている状況でございます。基本的な考えといたしましては、この評価委員につきましては、総合戦略や総合計画策定にかかわっていただきました計画審議会委員の皆さんを充てたいというふうに考えてございます。ただ、人数的なものにつきましては、現在要綱等を調整中でございますので、現時点では人数等はちょっと申し上げられないというような状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 18 議案第 15 号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 18 議案第 15 号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林参事兼税務課長。

参事兼税務課長（平林 豊君） 議案第 15 号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成 28 年 11 月 28 日に公布されました。これに伴い、白馬村税条例等の一部を改正するものであります。

新旧対照表をごらんください。

第 36 条の 2 の改正は、特定非営利活動促進法の一部改正による NPO 法人の名称変更で、附則第 7 条の 3 の 2 は、個人住民税における住宅ローンの減税措置の 2 年半の延長であります。

次のページの第 2 条、平成 28 年度白馬村条例第 15 号の一部改正は、消費税の増税延期に伴う所要の規定の整備であります。主な改正内容は、法人住民税法人税割の税率の改正及び軽自動車税における環境性能割の導入を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更するものであります。

施行日は公布の日からであり、ただし、NPO 法人の名称の変更につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 19 議案第 16 号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 19 議案第 16 号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第 16 号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

2 枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

改正前のほう、別表の中で、埋火葬に関する証明書の交付手数料として 1 件 300 円がうたわれておりますが、これを周辺自治体の運用に合わせ、埋火葬に関する証明書の再交付時に限って

手数料を徴収することに改めたいものであります。これにより、通常死亡届に連動して発行される埋火葬許可証につきましては、手数料を徴収しないこととなります。

附則におきまして、施行日を平成29年4月1日としておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第17号 白馬村公営塾利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第17号 白馬村公営塾利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第17号 白馬村公営塾利用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

白馬高校支援事業といたしまして、白馬高校で運営しておりますしろま學舎公営塾については、現在月額3,000円で運営しております。しかし、高校の授業や中学の授業の学び直しを希望する生徒と大学へ進学する生徒の間では、使用する教材等に大きな差が出ております。今回の改正では、大学進学を希望する生徒について、必要経費相当分を徴収したいというものでございます。

おめくりいただいて、改め文を見ていただきたいと思いますけれども、基本のコース3,000円に、大学受験コースを2コース設けてございます。3学年からの受験コースについては月額5,000円を加算、2学年からの受験コースについては月額3,000円を加算するというものでございます。

この条例については、平成29年4月1日から施行したいというものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第11番篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） 11番篠崎久美子です。

議案第17号についてお伺いいたします。

今回このように公営塾利用料改定の議案が出されてきておりますが、この算出の根拠についてお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 公営塾利用料改定の算出の根拠についてのご質問でございます。

公営塾利用料は月額3,000円ということで運用してまいりましたが、大学進学希望者に対する指導については、学び直しなどの補習授業よりも、使用する映像資料、ときには学校の授業にはない理系のカリキュラムを組む必要があるということで、今回料金を改定したいというものであります。

大学受験コースにかかる受験サブリ、参考図書などの市販教材、こういったものを概算すると、おおむね5万5,000円程度の費用が必要になってまいります。3年生で受験すると決めた場合は、月で割りますと月額で4,500円程度、2年生で受験すると決めた場合は2,300円程度の月額計算となります。また、受験用のコマ数が基本コースとは別に多く設定されるということになりまして、そういったところの経費もかかってくるということになります。

村が運営している事業でありますので、収益を求めるものではありませんが、必要経費分として教材程度のものについては徴収していきたいということで、料金改定を行いたいというものです。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

篠崎議員、質疑はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 新年度に向けてということですので、確定したところは当然お答えいただけないかと思えますけれども、一応何人ぐらいを予定されているかということ、公営塾全体、また3年生の進学コース、2年生の大学進学コースについては、何人ぐらいを予定してこのような形にされているかということもちょっとお伺いしたいと思いますが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 進路についてはまだ変わる可能性がございますが、おおむね10名程度ということで伺っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

篠崎議員、質疑はありませんか。いいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第18号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第21 議案第18号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第 18 号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、1 点目として、これまで廃棄物の処理手数料については、条例からの委任により、白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の中でうたわれておりましたが、これを改め、本条例の中で手数料の額を明記していくこととしたいものであります。

2 点目としましては、粗大ごみ等の処理手数料について、近年廃棄物処理料金が高騰していることに合わせて、所要の増額改定をお願いするものであります。

2 枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正により、改正後の条例末尾に別表 1、別表 2 を加えることとします。このうち、別表 1 の中の粗大ごみ、次のページに入りまして、フロン回収・破壊法に基づく機器の手数料につきまして、今回増額改定をお願いし、その他の項目については据え置きとする内容であります。

附則におきまして、施行日を平成 29 年 4 月 1 日としておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 22 議案第 19 号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 22 議案第 19 号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 19 号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成 28 年 11 月に一般職の職員の給与に関する法律が改正され、この中で、扶養手当の支給額及び支給対象が改定されました。このため、給与法の基準政令で定められている扶養親族加算及び加算対象区分について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき、同様に改正をするものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第 5 条第 3 項第 3 号に、22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある孫を追加し、損害補償の加算額を改定するというものでございます。

改め文にお戻りをいただきまして、附則第 1 項では、条例の施行日を平成 29 年 4 月 1 日とし

たいものであり、第2項では、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の補償基礎額に関する特例を規定するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第20号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第23 議案第20号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第20号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,078万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を66億2,255万9,000円とするものでございます。

歳入歳出とも、主なものにつきましてご説明をいたします。

8ページ、歳入明細をごらんください。

11款1項1目民生費負担金48万1,000円の増額は、一時保育料の増加などによるものです。

9ページ、12款2項2目衛生費手数料は、粗大ごみ処理手数料などの増により76万8,000円の増額、13款1項3目災害費国庫負担金293万3,000円の減額は、昨年4月の豪雨による村道の災害復旧で、事業の精算による減であります。

10ページ、2項1目総務費国庫補助金1,482万2,000円の増額は、多目的研修集会施設のつり天井部分の耐震改修が補助対象になったことによるものなどです。

4目土木費国庫補助金699万円の減額は、除雪委託費である社会資本整備総合交付金の確定によるものであります。

11ページ、14款2項4目農林水産業費県補助金538万7,000円の減額は、地籍調査事業や経営体育成交付金事業などの精算によるものであります。

12ページ、17款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、猿倉運搬路路肩補修工事の先送りに伴い、その財源として充当予定であった基金繰入金348万円を減額するものです。

13ページ、20款1項2目総務債の1,790万円の減額は、多目的研修集会施設のつり天井部分の耐震工事が補助対象になったことにより、地方債の組みかえをしたことによるものであります。3目衛生債の一般廃棄物処理事業債3億400万円の減額は、広域ごみ処理施設建設費

用の負担金減によるものであります。

以上が特定財源で、8ページにお戻りください。

一般財源といたしまして、1款1項2目法人村民税は、景気の回復等の影響により1,650万円の増額、2項1目固定資産税の滞納繰り越し分は、徴収事務を強化したことにより1,700万円の増額、3項1目軽自動車税は、平成28年4月1日の税率の改正によるもので、450万円の増額であります。

少し飛びまして、12ページ、17款1項1目財政調整基金繰入金は2,114万1,000円の減額、13ページ、19款4項1目雑入のうち、過年度公共土木施設災害復旧負担金は、事業の精算により6,016万1,000円の減額、また、過年度農林業施設災害復旧補助金は2,352万9,000円の増額であります。

続いて、15ページからの歳出明細をごらんください。

2款1項1目一般管理事業362万6,000円の減額は、事業の精算によるもので、特別職や職員の共済組合負担金の減、嘱託職員や臨時職員の雇用保険料の減などによるものであります。

2目財産管理事業は、事業費の減により庁舎改修修繕工事費を181万を減額し、来年度からの組織改革に向け、ふれあいセンター3階に教育委員会を移設するための事務用備品の購入費に181万円を計上しております。

16ページ、6目企画費、ケーブルテレビ白馬管理運営事業の工事請負費は、神城断層地震などによる中部電力の電柱の移転工事に伴うケーブル線の張り直し工事や再引き込み工事で159万3,000円の増額、白馬高校支援事業の自動車等借り上げ料は、男子寮として法政大学セミナーハウスをこの3月からの借り上げに伴い、借り上げ金と敷金124万8,000円の増額、8目電算事業234万2,000円の増額は、社会保障・税番号制度に係るシステム改修及び個人番号カード関連事務の委任に係る交付金関係であります。

17ページ、2項2目賦課徴収費、賦課徴収事業の130万円の減額は、確定申告時の臨時職員として確定申告事務の経験者を予定していたところ、予定日数等確保できなかったため減額、18ページ、3款1項2目老人福祉費、介護予防・地域支え合い事業33万円の減額は、利用者の減少によるものです。

19ページ、4目社会福祉施設事業93万2,000円の減額は、白馬村デイサービスセンターの雪害による屋根の改修事業の精算によるもの、5目介護保険費、介護保険事業190万5,000円の減額は、北アルプス広域連合負担金の減額、20ページ、2項2目子育て支援事業は、児童手当などの減により410万2,000円の減額、21ページ、3目保育所費、しろうま保育園運営事業は、職員の共済組合負担金の減により100万円の減額、子育て支援ルーム運営事業は、一時保育利用者増加により一時保育士賃金20万7,000円の増額、22ページ、4項1目臨時福祉給付金事業は、3つある事業のうち2つの事業が完了となったため、480万

6, 000円の減額、4款1項1目環境衛生費、環境衛生事業は、繰り出し基準に基づく水道事業会計への補助金の増額などにより29万円の増額、2目保健予防事業は、事業の精算により300万円の減額、23ページ、2項1目塵芥処理事業3億4,844万1,000円の減額は、広域ごみ処理施設建設事業の進捗により、北アルプス広域連合負担金の減などによるものです。

24ページ、5款1項2目農業総務費は、自治法派遣職員の給料の増により18万5,000円の増額、3目農業振興費、農業振興事業は、経営体育成交付金事業の精算により127万1,000円の減額、25ページ、2項1目林業振興費、森林整備事業は、事業の精算により森林づくり推進支援事業委託料29万2,000円及び森林整備地域活動支援交付金84万8,000円の減額、国庫補助の返還命令となりました森林整備事業の返還金として3万2,000円を計上しております。

26ページ、3項1目地籍調査事業は、事業の精算により数値測量業務委託料220万円の減額、6款1項2目観光施設整備費、山岳観光施設維持補修事業615万8,000円の減額は、猿倉運搬路路肩補修工事2カ所のうち1カ所が、降雪までに設計が完了しなかったことにより、設計及び工事を先送りしたことなどによるものであります。

27ページ、2項1目商工振興事業279万2,000円の増額は、創業支援事業補助金の対象者の増加などによるものであります。

7款1項1目土木総務事業99万円の増額は、自治法派遣職員の給料の増や白馬駅前電線地中化に伴う概略設計に係る長野県への負担金などです。

28ページ、2項2目除雪事業は、降雪の増などで除雪委託料5,000万円の増額、29ページ、4項3目公共下水道事業の下水道事業特別会計繰出金1,136万4,000円の減額は、新規発行債の利子などの公債費の減や下水道台帳受益者負担金システム移行の先送りなどです。

8款1項4目防災事業183万2,000円の減額は、耐震改修事業補助金など事業の精算によるものです。

30ページ、10款1項1目過年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）240万円増額は、立の間水路の補助災害復旧事業に関連する単独分などであります。

31ページ、2項1目過年発生公共土木施設災害復旧事業（補助）は、事業の精算により1,302万2,000円の減額、2目現年発生公共土木施設災害復旧事業（補助）は、2カ所の災害復旧のうち1カ所が事業完了したことにより365万円の減額、32ページ、11款1項1目公債元金事業は、繰上償還により700万円の減額、2目公債利子事業は、繰上償還や10年利率見直しによるもの、新規発行債の利率の減などにより、500万円の減額であります。

お戻りいただき、5ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、それぞれの事業について、ごらんのとおり変更をしてございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２４ 議案第２１号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第２号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第２４ 議案第２１号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第２１号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ６９８万７，０００円を減額し、予算の総額を１４億５，３６８万３，０００円とするものであります。

初めに、５ページの歳入明細をお願いいたします。

１款１項国民健康保険税につきましては、本年度の徴税額収納見込みを勘案し、一般、退職を合わせて３３０万円の減額となります。

その下、２款１項国庫負担金は、拠出金の増額に伴う高額医療費共同事業負担金の追加などで６６万６，０００円、次のページに入りまして、５款共同事業交付金は、高額療養共同事業交付金で８１８万２，０００円、その下の保険財政共同安定化事業交付金で７００万円、それぞれ減額となります。

次のページ、８款繰越金は、８８５万３，０００円の追加となります。

続いて、８ページからの歳出明細です。

２款の保険給付費は、財源の振りかえ補正となります。

９ページ、７款１項の共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療費拠出金として２７０万２，０００円の追加、１０ページ、７款２項の保険財政共同安定化事業拠出金は９７５万９，０００円の減額となっております。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２５ 議案第２２号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第５号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第25 議案第22号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第22号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明をいたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,635万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5,522万8,000円とするものです。

6ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目分担金、下水道区域外流入分担金は、新規2件分として96万4,000円を増額、1款2項1目負担金、下水道受益者負担金滞繰分は、収納実績により47万円を増額、2款1項1目下水道使用料は、使用料現年分を100万円増額、3款1項1目下水道費国庫補助金、社会資本整備総合交付金380万円の減額は、浄化センター更新事業が完了し、国費が確定したことによるものです。

7ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金は、事業の確定などにより1,136万4,000円を減額、6款1項1目雑入、督促手数料ほか37万7,000円の増額は、排水設備指定工事店の新規登録分3件などによるものです。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業は、普通旅費27万円、下水道台帳作成業務委託料249万5,000円をそれぞれ減額し、認可申請書作成業務委託料は、排水区域の見直しに要する費用として43万2,000円を増額、2目施設管理費、浄化センター維持管理事業251万円の減額は、使用実績により光熱水費の電気料分を減額、2項1目公共下水道建設費、単独公共下水道事業128万円の減額は、臨時職員賃金及び震災復興村営住宅建設に伴う下水道管渠布設工事に係る設計・施工監理委託業務の完了によるものです。浄化センター更新事業773万円の減額は事業費の確定によるものです。

9ページをごらんください。

3款1項公債費の1目元金及び2目利子の減額は、償還金元金の確定等によるものです。

3ページにお戻りください。

地方債の変更につきましては、第2表地方債補正のとおりでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第23号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第26 議案第23号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第23号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入の1款2項営業外収益に39万円を追加し、収益的支出の1款1項営業費用に161万7,000円を追加、第3条として、予算第4条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,323万3,000円に改め、資本的支出の1款1項建設改良費を190万6,000円減額し、3項国庫補助金返還金に29万4,000円を追加するものです。

1ページをごらんください。

収益収入39万円の増額は、白馬村からの補助金として児童手当分を増額、収益的支出161万7,000円の増額は、4目総係費36節貸倒引当金179万9,000円の追加と、あわせて賞与等引当金繰入額の予算組み換えを行い、4目16節通信運搬費を100万円減額するものです。

2ページをごらんください。

資本的支出161万2,000円の減額は、1款1項1目排水設備工事費の3節賞与等引当金繰入額を5万6,000円、事業完了により18節委託料を100万円、それぞれ減額、2目営業設備費1節メーター費を85万円減額、3項1目国庫補助金返還金29万4,000円の追加は、平成27年度に発注しました神城断層地震の補助災害復旧工事請負費の消費税について、消費税の仕入れ税額控除の取り扱いに関する国からの通知に基づき、工事請負費に係る消費税の国庫補助金相当額を国庫に返還するためのものごさいます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 議案第24号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第27 議案第24号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第24号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分の変更についてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第10号及び北アルプス広域連合基金条例別表ふるさと市町村圏基金の処分の欄中ただし書きの規定により議会の議決を求めるものでございます。

大北福祉会館耐震大規模改修事業では、本基金からの1億円の取り崩しについて、昨年の3月議会において議決をいただきました。その後、実施設計図書が完成し、工事の発注、施工に伴い起債対象となる耐震改修部分の見直しを行い、緊急防災・減災事業債の対象範囲がふえ、当初の1,950万円から3,190万円に増額となりました。このことから、増額分の1,240万円について、基金の取り崩し変更前1億円から減額をし、取り崩し額を8,760万円に変更するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第24号までにつきましては、お手元に配付してあります平成29年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案4号から議案第24号までは、常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第28 議案第25号 平成29年度白馬村一般会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第28 議案第25号 平成29年度白馬村一般会計予算を議題いたします。

提案理由の説明は課ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。最初に、吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第25号 平成29年度白馬村一般会計予算につきましてご説明を

いたします。

私からは、歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

一般会計予算書、2ページをごらんください。

第1条、平成29年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億5,500万円と定めるものであります。

第2条、地方債の目的等につきましては、9ページをお開きください。

交付税の不足を補うための臨時財政対策債を1億9,000万円、以下は各種の事業になりますが、公共施設改修事業としましてジャンプ競技場の改修及び頂上宿舍浴室改修に2,230万円、情報基盤整備事業としてケーブルテレビ機器の更新に2,820万円、社会福祉施設改修事業としてふれあいセンター外部塗装工事に800万円、一般廃棄物処理事業として広域ごみ処理施設建設負担金に5億7,390万円、農業基盤整備事業として落倉水路の改修に490万円、観光レクリエーション改修事業として、辺地対策債を活用し、スノーハープの改修や芝刈り機の購入に480万円、道路新設改良として村道改良事業に1億3,280万円、除雪機械更新事業に1,080万円、村営住宅耐震等改修事業に1,260万円、消防施設整備事業として、辺地対策債を活用し、立の間区の防火水槽新設工事に680万円、給食センター建設工事に6億5,550万円、合計16億5,060万円の借入れを予定しております。

この起債の方法につきましては証書借入れまたは証券発行で、利率3.5%以内でございます。

続いて、12ページからの歳入明細をごらんください。

歳入の21.3%を占める1款村税は13億8,707万1,000円で、内訳は、村民税が3億6,859万5,000円、固定資産税が8億8,097万6,000円、軽自動車税が3,035万円、村たばこ税が7,700万円、入湯税が3,015万円を見込んでおります。

14ページ、2款地方譲与税は6,700万円で、県の推計乗率を踏まえ、昨年度から200万円の増額、15ページ、6款地方消費税交付金は、県の推計乗率及び過去の実績を踏まえ1億8,600万円、7款自動車取得税交付金は1,250万円で、同様に県の推計乗率を踏まえ450万円の増額を見込んでおります。

16ページ、歳入の25.8%を占める地方交付税も、県の推計乗率や特殊事情などを踏まえ16億9,266万5,000円で、3,766万5,000円の増額、11款分担金及び負担金は3,450万4,000円で、1目民生費負担金、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により幼児教育段階的無償化により、保育所保育料負担金の減などにより212万2,000円の減額、17ページ、12款使用料及び手数料では、1項使用料が6,374万1,000円で、昨年度ジャンプ競技場の改修によりリフト営業を規制しておりましたが、今年度から通常運行と

なるため、リフト使用料の増などにより５２７万７，０００円の増額、１９ページ、１３款国庫支出金１項国庫負担金１億６，４９０万９，０００円は、３節身体障害者福祉費負担金の増などにより６７４万６，０００円の増額、２項国庫補助金２億１，７６１万２，０００円は、震災復興村営住宅建設の補助金や庁舎耐震改修の補助金などの減により１億９，５４５万４，０００円の減額、３項国庫委託金１，５９１万５，０００円は、ナショナルトレーニングセンター事業の委託金の減により１９６万２，０００円の減であります。

２１ページ、１４款県支出金１項県負担金は１億９４３万６，０００円で、ジャンプ競技場のリフトの改修に係る負担金の減により２１２万５，０００円の減額、２１ページから２３ページの２項県補助金は１億１，５５９万４，０００円で、震災復興村営住宅建設の補助金の減などにより６，３００万３，０００円の減額、２４ページ、３項県委託金は、５，５８５万１，０００円で、参議院議員通常選挙事務の委託金の減により１，１７２万円の減額であります。

１５款財産収入の１項財産運用収入は２，１６２万６，０００円であります。

２６ページ、１６款寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金１億円を見込んでおります。

１７款繰入金は４億６，０２４万５，０００円で、財政調整基金から２億７，４４４万５，０００円、ふるさと白馬村を応援する基金から１億６，４６０万円、２７ページ、福祉基金から１，１４０万円、スポーツ拠点づくり基金から８０万円、地域情報化施設基金から４００万円、義務教育施設整備基金から５００万円の繰り入れを予定しております。

１８款繰越金は３，０００万円です。

２８ページ、１９款諸収入全体では１億３，６６１万６，０００円で、主なものは、１項村税延滞金１，２０１万円、３項白馬村商工振興資金預託金の回収金２，０００万円、４項雑入では、２９ページ、雪害による損害保険料６４９万７，０００円、介護保険地域支援事業受託金３，１３２万９，０００円、３０ページ、白馬高校支援事業負担金１，８８６万円、白馬山麓環境施設組合負担金１，２８３万円を計上しております。

村債の内容につきましては、先ほど地方債で説明したとおりです。

続いて、３２ページからの歳出明細をごらんください。

１款議会費７，７１１万８，０００円は、議員１２名の報酬手当等と職員２名の人件費が主なものです。

３３ページ、２款１項１目一般管理事業２億５，１７９万４，０００円は、特別職２名、総務課及び会計室職員１３名、嘱託職員５名分などの人件費や、公会計支援業務に係る委託料などを計上しております。

飛びまして、３６ページ、２目財産管理事業３，５０３万８，０００円は、庁舎等の維持管理費が主なものであります。

３７ページ、３目交通安全対策事業４８万円は白馬村交通安全協会への補助金、４目防犯対策

事業４０万円は白馬村防犯協会への補助金であります。

５目姉妹都市提携事業３９５万８，０００円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との姉妹提携交流費であります。

６目企画費２億７２０万５，０００円の主なものは、企画一般事業のいこいの杜賃借料７５０万円、北アルプス広域経常費負担金１，２９７万３，０００円、３８ページ、コミュニティ推進事業の地域づくり事業補助金６００万円、ケーブルテレビ白馬管理運営事業は、３９ページの放送設備の更新３，８４４万９，０００円、ふるさと納税事業のお礼の品代は、報償費として３，４００万円、４０ページ、移住交流・集落支援事業は、地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬や北アルプス連携自立圏事業の負担金など９０８万７，０００円を計上しております。

４１ページ、８目電算事業２，９７８万円の主なものは、電算総合行政システム業務委託料１，２２２万８，０００円、北アルプス広域連合へのシステム共同化負担金１，１７７万円などであります。

９目景観形成事業１４４万６，０００円は、環境審議会委員報酬や廃屋対策事業補助金などです。

１０目地球温暖化対策事業１５７万７，０００円は、村内に２台設置しておりますＥＶ充電器の維持管理費や太陽光発電施設等設置補助金などであります。

少し飛びまして、４５ページ、４項選挙費であります。１目選挙管理委員会事業３１万５，０００円は、選挙管理委員会委員の報酬、研修旅費及び郡選挙管理委員会連合会への負担金などです。

４６ページ、２目明正選挙推進事業１１万７，０００円は明正選挙推進委員の報酬で、３目村議会議員選挙事業６４９万５，０００円は、この春に予定されております任期満了に伴う村議会議員の選挙経費であります。

４７ページ、５項１目統計調査総務費３５万９，０００円は、統計調査総務事業、統計調査事業、就業構造基本調査事業であります。

４８ページ、６項１目監査事業６０万９，０００円は、監査委員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などであります。

飛びまして、９０ページ、８款１項１目非常備消防事業２，６６８万５，０００円は、消防団員の報酬、出動賃金、公務災害補償の掛金、退職報償金などあります。

９１ページ、２目常備消防事業は、北アルプス広域連合への負担金などで１億４，４５０万円、３目消防施設管理事業は、消火栓設置工事４基、防火水槽新設工事などで１，２８５万円、９２ページ、４目防災事業は、防災計画の見直しに伴うハザードマップの更新や耐震改修事業の補助金などで１，２４２万１，０００円を計上しております。

飛びまして、１１０ページ、１１款公債費５億１，０５８万７，０００円は、長期債償還の元

金及び利子、一時借入金の利子であります。

110ページから112ページにかけ、12款1項基金費1億631万円は、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金であります。

13款予備費といたしまして200万円を計上しております。

113ページから120ページにつきましては、給与費明細書になります。

121ページは債務負担行為に関する調書でございます。

122ページは地方債に関する調書で、平成29年度末現在高は71億3,584万3,000円となる見込みであります。

恐れ入りますが、2ページに戻っていただきたいと思います。

2ページの第3条、一時借入金の借り入れの最高額は15億円としてございます。

以上で私からの説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、会計室関係で、窪田会計室長。

会計管理者・室長（窪田高枝君） それでは、会計室関係についてご説明いたします。

予算書の40ページをお願いいたします。

2款1項7目会計管理費は315万4,000円でございます。主な支出内容ですが、口座振替手数料が123万5,000円、また、大北農協役場出張所の負担金が80万円でございます。

会計室関係については以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、税務課関係で、平林参事兼税務課長。

参事兼税務課長（平林 豊君） 税務課関係についてご説明いたします。

予算書42ページをお願いします。

税務総務費、税務総務事業7,381万円は、職員9名及び嘱託職員2名分の人件費が主なものであります。

43ページの賦課徴収費、賦課徴収事業3,573万7,000円の主なものは、徴収事務短期臨時職員及び確定申告相談短期臨時職員賃金271万2,000円、住民税、固定資産税、軽自動車税の賦課収納業務に伴う電算委託料が984万4,000円、地籍図データの更新、範囲拡張、家屋平面図等のファイリング業務及びGISシステムの保守管理費である地番図等作成委託料1,067万2,000円、GISシステム利用料及びヤフー公金支払いシステム利用料であるハード・ソフトウェアリース料等104万5,000円、住民税の還付金及び固定資産税の住宅用地適用誤り等による還付金補填金で850万円であります。

次に、債権回収事業517万4,000円の主なものは、次のページになりますが、公売に係る10件の不動産鑑定料等121万円、長野県地方税滞納整理機構へ20件の移管に伴う負担金175万円、裁判所への財産管理人の選任費用100万円であります。

なお、公売に係る経費としまして、滞納処分費 99 万円を特定財源として見込んでいます。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、住民課関係の矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 引き続き、住民課関係をお願いします。

44 ページをお願いいたします。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は総額 2,136 万円で、前年とほぼ同額の計上です。窓口職員の人件費、電算システム委託料など経常的な経費のほか、戸籍業務で使用する耐火用保管庫として 158 万円の備品購入費を計上させていただきました。

少し飛びまして、59 ページをお願いします。

3 款 1 項 6 目住民総務費は 2 億 4,395 万 8,000 円です。説明欄にありますとおり、住民総務事業は 1,113 万 9,000 円で、職員人件費のほか、人権擁護や保護司活動等に対する経費が主なものであります。

その下の住民国保事業の 1 億 2,469 万 4,000 円は国保事業特別会計への繰出金で、前年比 360 万円ほどの増、後期高齢者医療事業は 1 億 812 万 5,000 円で、昨年とほぼ同水準の予算計上となっております。

次のページに入りまして、7 目福祉医療費は 4,744 万 8,000 円で、18 歳までの子どもや重度心身障がい者などに対する医療給付が主な内容であります。

少し飛びまして、65 ページ、下段をごらんください。

3 款 3 項国民年金費につきましては 807 万 1,000 円、内容は年金担当職員の人件費などが主なものですが、このうち国庫委託金として 350 万円を特定財源として見込んでおります。

次に、66 ページをお願いします。

4 款の衛生費関係であります。1 項 1 目環境衛生費は 5,465 万 1,000 円で、前年比 700 万円ほどの増となっております。内訳であります、環境衛生事業で 3,134 万 6,000 円、これは職員人件費のほか、雑排水処理委託料として 329 万 6,000 円、北アルプス広域葬祭場の運営負担金 296 万 7,000 円などが主な内容です。

67 ページ、中段の狂犬病予防対策事業費が 13 万 8,000 円、その下、村内公衆トイレの管理事業費は 816 万 1,000 円で、いずれも前年並みで計上させていただきました。

70 ページをお願いいたします。

4 款 2 項 1 目の塵芥処理費は 8 億 5,899 万 5,000 円で、前年比 2 億 9,000 万円余りの大幅な増額となっておりますが、これは、新ごみ焼却施設やリサイクルセンター建設に伴い北アルプス広域連合への負担金 6 億 6,000 万円余りを計上したことが主な要因であります。そのほか、塵芥処理委託料として 3,981 万円、清掃センター運営負担金として 1 億 3,500 万円余り、さらに、ごみ処理広域化に向けたごみ集積所の設置補助金やごみ減量化対

策費なども計上しております。

次のページ、2目のし尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の運営負担金として7,943万7,000円を計上いたしました。

住民課関係につきましては以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、上下水道課関係で、山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 続きまして、上下水道課関係につきましてご説明をいたします。

予算書の68ページをお開きください。

4款1項1目環境衛生費、説明欄の合併処理浄化槽整備事業でございます。下水道処理区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金として1,500万6,000円を計上いたしました。

上下水道関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、健康福祉課関係で、太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 健康福祉課関係についてご説明申し上げます。

52ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費は7,191万1,000円で、職員6人分の人件費、白馬村社会福祉協議会への補助金2,262万7,000円が主なものでございます。

2目老人福祉費は5,099万5,000円で、老人福祉事業2,648万7,000円は、次のページですが、養護老人ホームへの入所費として老人福祉施設措置費が主なものでございます。介護予防・地域支え合い事業、1,124万2,000円で、高齢者の生活支援に関する費用でございます。配食サービス事業委託料、デイサービスセンター岳の湯の運営に関する指定管理料、温泉施設利用高齢者等助成金が主なものでございます。

54ページをお願いします。

乗合タクシー運行事業は1,221万5,000円、権利擁護事業は105万1,000円を計上しております。平成28年度では、成年後見センター運営負担金を北アルプス連携自立圏事業として総務費の企画費に計上しておりましたが、今年度から権利擁護事業のほうで計上しているものでございます。

55ページ、3目障害者福祉費は1億2,550万2,000円で、心身障害者福祉事業1億1,784万円は、自立支援給付費、自立支援医療給付費、自立支援補装具給付費、自立支援医療介護医療費等の給付費が主なものでございます。

次に、56ページの地域生活支援事業は766万2,000円で、障がい者の巡回支援としてスクラム・ネットの委託料、日常生活用具給付費、日中一時支援事業給付費が主なものです。また、19012障害者自立支援センター運営負担金は、北アルプス連携自立支援事業として、総務費企画費から、平成29年度はこちらの地域支援事業に予算を計上しております。

５７ページ、４目社会福祉施設費は５，２３１万３，０００円で、保健福祉ふれあいセンター維持管理のための維持管理事業は１，５３７万２，０００円で、平成２９年度では、ふれあいセンターの屋根と外壁の塗装工事を行うための工事請負費として１，０６８万２，０００円を計上いたしました。社会福祉施設事業３，６９４万１，０００円は、デイサービスセンター岳の湯の屋根の修繕工事の維持工事として設計・施工監理委託料７４万円、工事請負費１，４３１万４，０００円を計上いたしました。そのほか、北アルプス広域連合負担金として介護施設等整備事業補助金８５０万円は、神城断層地震の影響で特に被害を受けました立の間地区の生活改善施設を改修し、介護予防拠点施設として整備するための補助金を計上するものでございます。

５８ページ、５目介護保険費は１億９，７２５万７，０００円で、介護保険事業１億５，８７６万２，０００円は、主に北アルプス広域連合への負担金で、介護給付費に係る費用です。地域包括支援センター・地域支援事業３，８４９万５，０００円は、４月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まるため、その委託料として８４０万５，０００円を計上いたしました。通所型サービス、訪問型サービス、一般介護予防等の事業を実施するための委託料でございます。

５９ページの社会福祉協議会負担金は、白馬村社会福祉協議会から地域包括支援センターへの派遣職員２名分の人件費です。

続いて、６１ページをお願いいたします。

２項１目児童福祉総務費は７３０万３，０００円で、放課後児童クラブの嘱託職員の報酬が主なものでございます。

次に、２目子育て支援費は１億５，５６６万５，０００円で、子育て支援事業１億３，６２５万２，０００円は児童手当の支給が主なものになります。また、業務委託料２０万円は、未満児対策に係る施設整備について検討するために予算計上するものでございます。子育て相談支援事業１，９４１万３，０００円は、職員２人分と嘱託職員１人の人件費が主なものでございます。

６２ページ、３目保育所費は１億６，２３７万２，０００円で、しろうま保育園運営事業は１億４，８１６万７，０００円で、人件費が主なものになります。

６４ページの子育て支援ルーム運営事業１，４２０万５，０００円は、休日保育、一時保育等のサービスに係る費用で、こちらも人件費が主なものでございます。

続いて、６８ページをお願いいたします。

４款１項２目保健予防費は７，２３８万６，０００円で、保健予防事業７，１５２万８，０００円は、職員人件費、医薬材料費と各種健診等の検診委託料として３，５６２万２，０００円が主なものでございます。

なお、平成２８年度新規事業として、小学生までの児童を対象に実施いたしましたインフルエンザ予防接種支援につきましては、中学生まで拡充するため、その委託料をこちらに含んでおり

ます。

69ページのがん検診推進事業35万8,000円は、女性特有のがん検診を行うためのもの
でございます。母子保健衛生事業50万円は、未熟児養育医療費の給付が主なものでございます。

3目医療対策費は957万5,000円で、医療対策事業757万5,000円は病院群輪番
制や平日夜間救急医療などの北アルプス広域連合の負担金が主なものでございます。スキー傷害
診療事業は、白馬村索道事業者協会と協力して行っている負担金として200万円を計上するも
のでございます。

健康福祉課関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、農政課関係を横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それでは、農政課関係でございます。

71ページ、お願いいたします。

農林業費1項農業費1目農業委員会費は1,143万7,000円で、職員の人件費、農業委
員及び7月から新設される農地利用最適化推進委員の報酬、農業行政地図システム等の電算委託
料が主な支出でございます。

72ページをお願いいたします。

2目農業総務費は3,103万8,000円で、職員人件費と団体負担金、農政課使用公用車
に係る支出でございます。

73ページをお願いいたします。

3目農業振興費は2,982万6,000円です。

説明欄をごらんください。

農業振興事業では、白馬村農業再生協議会への直接支払推進事業費補助金250万円、農業者
への国の支援策である経営体育成交付金150万円、創設3年目となります村認定農業者向き村
独自の支援策である農業機械等更新に対する補助金300万円が主な支出です。

農業振興事業以外では、村の重点作物の産地化を推進する産地づくり対策事業が214万
6,000円、74ページをお願いいたします、引き続き農業振興費でございますけれども、農
業生産条件が不利な6地域へ交付しております中山間地域等直接支払事業680万4,000円、
特産品開発に取り組む団体支援や販売促進を主な内容とする特産品開発事業308万
7,000円、農地中間管理機構を活用し農地集積を推進するため協力金を交付する農地集積協
力金交付事業に130万円、新規就農者への支援事業であります青年就農交付金事業は、対象者
4名を見込み、650万円計上しております。

次、75ページにかけてになりますが、4目農地費は8,909万6,000円でございます。
また説明欄をお願いいたします。

農業の多面的機能維持の支払い、地域活動や営農活動を支援する多面的機能支払交付金事業は、

本年度実績の対象面積４００ヘクタール余りの農地維持支払いに、長寿命化支払い対象面積５０ヘクタールの増加を見込みまして、３，２９０万９，０００円を計上しております。

村単土地改良事業１，６２０万円は、水路、堰、取水口等農業施設維持に係ります重機、修繕工事、原材料のほか、松川水系の機能診断業務調査委託料、加えて、農業集落排水事業会計への繰出金もこの科目の主な支出となっております。

農業基盤整備促進事業１，５００万円は、国の同事業補助金を活用し、用水確保に支障のある落倉地籍の水路の整備を再開するもので、奈良井湿原保全事業は、環境保全のための草刈り委託等に１１２万円計上しております。

７６ページをお願いいたします。

２９年度、村の主要事業の一つであります圃場整備事業２，３１４万８，０００円は、深空、八方口とその周辺を対象エリアとした北城南部の圃場整備に関する予算で、事業採択に必要な書類作成、換地計画作成に係る委託料となっております。

次に、２項林業費について説明いたします。

７７から７８ページにかけてお願いいたします。

１目林業振興費１，１４１万９，０００円ではありますが、大北森林組合問題の影響はまだ残っておりまして、森林整備関連の予算規模は低いまま推移しております。林道の維持管理に係る修繕費１５２万円余り、県の森林税を活用し、緩衝帯整備に取り組む森林づくり推進支援事業委託料１２０万円、２３ヘクタールの間伐に対するかさ上げ補助等９８万円余り、鳥獣被害対策として、実施隊員報酬２１０万円、捕獲のための備品購入、電気柵設置に対する有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金８０万円など、合わせて５２２万５，０００円となっております。

７８ページをお願いいたします。

３項１目地籍調査事業費２，９３９万６，０００円でございますが、２９年度は新規着手区域として北城２１区、八方地区南部の調査着手と、継続区域である北城１８区から２０区の登記手続を予定しております。それに係る地籍調査費ということで、担当職員の人件費のほか、数値測量業務委託料等を計上しております。

農政課関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、観光課関係を篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） それでは、観光課関係の予算の概要を説明いたします。

予算書の７９ページの中段からとなります。

６款観光商工費１項観光費１目観光総務費、０１６１０１の観光総務事業でございます。職員の４名分と嘱託職員１名分の人件費が主なものでございます。この中で、観光総務関係負担金の２５９万１，０００円は、白馬の夏祭り、八方の駐車場管理組合の負担金が主なものでございます。

016102長野県観光協会事業808万9,000円は、県の観光協会、現在の長野県観光機構に相当するものでございますけれども、観光施設整備をお願いをいたしました事業費の償還金でございます。

続いて、2目の観光施設整備費、016121平地観光施設管理事業、8ページをお開きをいただきたいと思います。

観光施設修繕費303万1,000円、準著名地点の案内表示の修繕が主なものでございます。観光施設等観光管理等委託料377万9,000円は、白馬駅前の観光案内業務、新たに観音原の樹木の枝打ち業務の委託料を加えてございます。工事請負費の300万は、姫川沿いのサイクリングロードの改修工事を今年度から着手をしたいと考え、300万円を計上いたしました。

016122山岳観光施設維持補修事業、修繕費の310万2,000円は、八方池山荘の外壁、外売店の修繕、山小屋の雪害修繕が主なものでございます。施設維持管理委託料333万1,000円は、例年の登山道整備に加えまして、大雪溪の迂回ルートの調査費用をこの項目で新たに加えさせていただきました。

81ページ、工事請負費975万円、猿倉治山運搬道路の修繕、それから頂上宿舎の浴室の修繕工事を取り行うための費用でございます。備品購入費293万8,000円は、継続実施をしております山小屋の布団購入費用でございます。

3目の観光宣伝振興費の016131、21観光戦略事業、業務委託料1,024万1,000円は、観光地経営計画に基づきまして、インバウンドに関する調査業務、観光地の事業継続計画策定に向けての研究事業及び観光消費、満足度等の収集業務委託料が主なものでございます。観光局の負担金6,323万7,000円は、管理費、それから職員費に対する負担分として4,773万7,000円を、事業費に対する負担分として1,550万円を計上いたしました。

016137海外観光客受皿整備事業、業務委託料1,312万円は、ナイトシャトルバスの運行業務委託料でございます。

82ページに移ります。

4目の観光安全浄化対策費、016141観光安全浄化対策事業、観光浄化対策関係団体負担金507万5,000円は、高山植物、ライチョウ保護活動に対する負担金や八方尾根の自然研究路の植生回復事業に対する負担金が主なものでございます。

83ページの2項商工費1目商工振興費、016201商工振興事業、融資制度事務経費負担金の30万円と、それから経営改善普及事業の補助金535万7,000円は、白馬商工会に対する負担金や補助金です。小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の150万円は、いわゆるマル経資金の利息に対する補助金でございます。

84ページに移ります。

地域総合振興事業補助金３５９万５，０００円は白馬商工会に対する補助金、創業支援事業補助金７００万円は、白馬商工会との連携としまして、創業塾の受講修了生で新たに起業する者等への補助金でございます。白馬村商工振興資金預託金２，０００万円は、白馬村商工振興資金融資規定に基づきまして、融資資金に必要な原資を村内金融機関に預託する費用でございます。

観光課の所管する事業は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、建設課関係を酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 建設課関係についてご説明いたします。

８４ページからになります。

７款土木費、土木管理費、土木総務費は、職員の人件費が主なものでございます。

８５ページにいきます。

２項道路橋梁費１目道路橋梁総務費は、道路台帳の補正委託料３２４万円が主なものでございます。

２目道路維持費、道路補修事業費３，９７２万４，０００円は、村道の維持管理に要する費用でございます。道路照明の電気料等２３１万１，０００円、道路の穴埋めなどの舗装修繕工事費が２，７２１万円、また、各地区で行っております作業に必要な資材等の原材料費７００万円でございます。

８６ページに移ります。

除雪事業の関係になります。光熱水費７３２万４，０００円は無散水消雪施設の電気料でございます。除雪委託料１億８，７１４万５，０００円は民間業者への委託料でございます。機材の借り上げ料３８７万３，０００円は、定置式の凍結防止剤散布機のリース料であります。原材料費７５８万円は凍結防止剤の購入費用です。備品購入費３，６００万円でございますが、２０年を経過した除雪機械を更新するための費用です。

３目道路新設改良費、村道改良国庫補助事業ですが、８７ページになります。

実施設計等委託料５，０２０万円は、橋梁の点検と長寿命化計画策定のための費用と、また、トンネル、橋梁修繕工事の設計監督委託料でございます。工事請負費８，６５０万円ですが、村道０１０５線を初めとした舗装修繕や橋梁の修繕工事に要する工事請負費です。村道改良起債事業の関係でございますが、測量設計委託料に２，６５０万円、また、工事請負費に５，３００万円、用地費に１，８５０万円などを計上し、災害復旧工事のため先送りをされていた八方地区等を初めとしました村道改良工事、進めてまいります。村道改良単独事業の嘱託職員報酬、測量設計委託料でございますが、和田野線を初めとした村道敷の確定事業に要する費用でございます。

４目交通安全施設整備費２５０万円は、ガードレール、センターライン、カーブミラー等交通安全施設の維持管理に要する費用でございます。

めくりまして、８８ページになります。

河川総務費の５０万円は、継続して実施する小姫川の修繕工事費、また砂防事業にかかわる直轄砂防工事促進期成同盟会の負担金２４７万円でございます。

４項都市計画費の関係でございますが、大出公園及びカッパの館の維持管理に要する費用でございます。

５項の住宅費の関係になります。村営の森上住宅３棟分の耐震化工事に伴う設計監理の委託料として２００万円、工事請負費２，４３６万７，０００円、また、そのための引っ越しに伴う移転補償費として１００万円を計上いたしました。

ちょっと飛びますが、９２ページのほうをごらんください。

８款の消防費１項５目災害対策費のところでございますが、飯森の仮設住宅撤去に伴う駐車場舗装の撤去を初めといたしましたグラウンド整備工事費としまして１，９０２万６，０００円を計上しております。

建設課関係、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、教育課関係を横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課関係につきましてご説明いたします。

予算書のほうは３９ページにお戻りください。

総務管理費、企画費の中の白馬高校支援事業７，１１４万円余りであります。地域おこし協力隊員６名分の人件費２，１１４万円余りと白馬山麓環境施設組合負担金５，０００万円余りということになっております。白馬高校支援事業は、平成２９年度から白馬山麓環境施設組合で事務を執行することになり、小谷村と案分する経費と地域おこし協力隊の活動経費として、白馬村に特別交付税措置される金額を合わせて負担金として計上いたしました。また、地域おこし協力隊の人件費は、市町村が直接支払いしなければ特別交付税措置の対象とならないということでありまして、一般会計のほうに計上いたしました。

なお、白馬山麓環境施設組合で行う事業費総額は８，９４４万円余りで、学生寮、公営塾の運営に係る経費を計上しております。

それでは、予算書のほうは、飛びまして、９３ページのほうをごらんください。

９款教育費１項教育総務費１目教育委員会費のうち、教育委員会総務事業１８５万円余りは、教育委員４名分の報酬と大北教育委員会連絡協議会負担金が主なものでございます。

２目事務局費８億７，７７０万円余りのうち、事務局一般事業４，３３３万円余りは、就学時健診の学校医報酬、教育長、教育課職員４名分の人件費と、９４ページ、小中学校教職員福利厚生事業補助金１５０万円が主なものであります。幼稚園就園奨励費補助金は５８４万円余りで、低所得層に対する補助ということで園児４７名分を計上しています。学校環境整備事業１，５２５万円余りは、９５ページ、小学校の小規模修繕２５７万円余り、老朽化して更新時期の来た小学校のパソコン教室の機器リース７００万円と、それに伴う校内の工事２５０万円、備

品購入は中学校の放送設備の購入費です。教育相談事業は、嘱託職員1名の人件費が主なものでございます。学校給食センター建設事業は、平成28年度で実施設計まで終了しておりますので、29年度からは建設工事に着手することになります。工事施工に伴い、監理委託料813万円余りと工事請負費8億円を計上いたしました。

96ページ、2項小学校費1目学校管理費です。

南小学校管理事業、北小学校管理事業ともに、学校用務員1名分の報酬及び施設の経常的な経費であります。

なお、小規模修繕は学校環境整備事業にまとめましたので、修繕費は減額となっております。

2目教育振興費南小学校教育振興事業1、668万円余り、97ページ、嘱託職員報酬588万円余りは、学校講師2名分です。臨時職員賃金164万円余りは、英語指導助手1名と短時間勤務の学校講師1名の賃金です。消耗品費237万円は、各教科での使用する消耗品、学校図書館図書、紙類などで、前年度からの伸びはございません。98ページ、遠距離通学補助金は26名、準要保護児童援助費は21名、特別支援教育就学児童奨励費は7名で計上いたしました。

北小学校教育振興事業の嘱託職員報酬は1、384万円余りで、学校講師等5名分です。消耗品費280万円は南小と同様であり、前年度からの伸びはございません。99ページ、教具備品購入費147万円は、理科の備品、音楽の備品等を整備する計画となっております。遠距離通学児童補助金は54名、準要保護児童援助費は46名、特別支援教育就学児童奨励費は15名分を計上いたしました。

100ページ、中学校管理事業832万円は、学校用務員1名の報酬と施設管理に伴う経常的な経費です。中学校教育振興事業の嘱託職員報酬811万円余りは、学校講師2名、学校図書事務1名の報酬です。臨時職員等賃金402万円余りは、生徒相談員1名、ICT支援員1名、英語指導助手1名の賃金です。登山案内人賃金31万円余りは、下見に1名、引率3名、付き添い医師1名で計上いたしました。消耗品費311万円余りでは、道徳や数学において必要な消耗品がふえ、前年に比較して11万円余り伸びております。101ページ、情報教育環境整備事業リース料は、ICT教育に使用しているタブレット型コンピューターをさらに1学年分追加するために370万円余りを計上いたしました。教具備品購入115万円余りは、教科で使用する教材59万円余り、吹奏楽備品でどらとクラリネット56万円余りの計上です。スキー大会派遣補助金は、野沢温泉での県大会、秋田県での全国大会への補助を計上しています。遠距離通学補助金は36名、準要保護生徒援助費は30名、特別支援教育就学生徒奨励費は10名で計上しました。

102ページ、社会教育一般事業は、社会教育委員報酬、職員1名分の人件費、ウイング21自主公演委託料などが主なものでございます。

公民館一般事業586万円余りは、公民館長報酬、分館長、各種講座の講師謝礼が主なもので

す。

103ページ、図書館事業1, 182万円余りは、嘱託職員報酬として司書2名の報酬456万円余りと図書購入費150万円、図書館蔵書システム機器借り上げ料等228万円余り、104ページ、以上のものが主なものでございますが、今年度は高齢者向けの図書の購入費として図書購入費を増額いたしました。また、新しい図書館建設に向けて、図書館施設検討委員会を新年度から立ち上げる計画をしており、委員報酬を13万円余り増額いたしました。

文化財保護費1, 298万円余りのうち、文化財保護事業は、文化財審議委員報酬29万円余り、大宮城址のシート撤去工事30万円余りが主なものであります。伝統的建造物群保存事業は、審議会委員報酬、お善鬼の館管理経常経費を計上いたしました。105ページ、また、修理補助金は、継続事業の建物保存事業の2年目と石垣の保存事業1件を計上いたしました。

107ページをお願いします。

107ページ下段、南小学校給食事業1, 249万円のうち、嘱託職員報酬905万円余りは、調理員3名、学校栄養士1名の報酬です。108ページ、準要保護児童援助費は14名、特別支援教育就学児童奨励費は3名を計上いたしました。

共同調理場給食事業2, 854万円のうち、嘱託職員報酬1, 529万円余りは調理員7名の報酬です。臨時職員等賃金115万円余りは、半日勤務の調理員1名及び代替調理員70日分の賃金であります。109ページ、備品購入費64万円余りは、ステンレススプーン、虫よけライト購入費を計上いたしました。準要保護児童生徒援助費57名、特別支援教育就学児童生徒奨励費は25名を計上してございます。

以上で教育課関係の説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、スポーツ課関係を松澤スポーツ課長。

スポーツ課長（松澤忠明君） 説明に先立ちまして、先月行われました国体につきまして、議員の皆様を初め村民の皆様に支えられまして、30年ぶりの開催が成功のうちに終了できました。担当として厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、48ページをお開きください。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は、職員5名分と嘱託職員1名分の人件費であります。

2目施設管理費1億3,655万2,000円は、スノーハープとジャンプ台の維持管理費であります。スノーハープ維持管理事業は2,801万4,000円で、前年比265万3,000円の増額で、49ページをお願いいたします、増額の主な理由は備品購入費で、草刈り機の購入でございます。ジャンプ競技場維持管理費は1億853万8,000円で、前年比1,850万1,000円の増額であります。主な内容はノーマルヒル、ランディングバーンの改修工事で、建設以来劣化しておりましたブレーキングゾーン外側の人工芝の張りかえを予定し

ております。県の管理委託金 3, 750 万円とジャンプ台リフト利用料 3, 000 万円を利用し、維持管理を進めてまいります。

50 ページをござんください。

3 目スポーツ事業振興費は 2, 742 万 7, 000 円で、前年比 4 億 2, 633 万 7, 000 円の減額で、国体の終了に伴う経費の減が主な理由であります。

51 ページをござんください。

4 目ナショナルトレーニングセンター費 1, 195 万 1, 000 円で、前年比 205 万 1, 000 円の減額ですが、国の委託金を利用し、平昌オリンピックの年となる本年は、さらなる強化につながるトレーニングの実施に重点を置き、施設利用に関する使用料等を見込んでおります。

飛びまして、105 ページをお開きください。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費は 1, 065 万 3, 000 円で、55 万 1, 000 円の増額です。郡の体育協会への負担金の増額が主な理由でございます。スポーツ推進委員 9 名の報酬と職員 1 名の人件費と、スポーツ祭、スポーツ教室補助並びにスポーツ少年団助成と体育協会の補助が主なものでございます。

106 ページをござんください。

2 目体育施設費は 4, 277 万 7, 000 円で、1, 087 万 2, 000 円の減額で、ウイング 21 の工事費にかかわる経費の減額が主な理由でございます。

以上でスポーツ課関係を終了させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も課ごとに行います。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、会計室関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、住民課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、上下水道課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、健康福祉課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、農政課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、観光課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育課関係で質疑はありませんか。第5番太田正治議員。

第5番（太田正治君） 5番太田正治です。

95ページの議案第25号についてお伺いをいたします。

白馬村学校給食センターの建設事業で8億955万3,000円が計上されています。この件については、先般、簡単にご説明をいただきましたが、建設されるセンターがどのようなものになるのか、内容を伺いたいと思います。

また、現在の共同調理場、白馬南小学校の調理場についてはどのような取り扱いをされていくのかをお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 給食センターの内容についてのご質問にお答えいたします。

施設につきましては、鉄骨造、一部2階建て、建築面積を約1,200平米、1日の調理を800食ということで計画をしております。建築場所は、白馬中学校ランチルームと渡り廊下で接続をいたします。また、一部2階建て部分については、調理している状況を見学できる通路を整備する計画となっております。

施設の内部でありますけれども、汚染区域と非汚染区域を明確に区分する配置といたしまして、食材や調理員の動線も計画的に分離をいたします。衛生基準から、床は水を使わないドライシステムとし、また、多様なアレルギー食に対応できるようにアレルギー調理室を設ける計画となっております。

中学校に隣接することになりますので、北小学校、南小学校はコンテナによる配送ということになりますが、現在の共同調理場部分、南小の学校給食の部分につきましては、コンテナの受け入れ場所に改造して使用をするという計画であります。

給食センターの内容についてのご質問については以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

太田議員、質疑はありませんか。いいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、スポーツ課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 29 議案第 26 号 平成 29 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第 29 議案第 26 号 平成 29 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第 26 号 平成 29 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書の 4 ページをお願いいたします。

第 1 条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 4,020 万円とするものであります。

第 2 条では、一時借入金の限度額を 5,000 万円とするものであります。

以下、予算の内容を説明させていただきますので、11 ページの歳入明細をごらんください。

1 款の国民健康保険税は総額で 2 億 4,983 万 7,000 円で、前年比 367 万円の減額となります。

12 ページ、2 款 1 項の国庫負担金は合計で 2 億 5,404 万 7,000 円、これは療養給付費や介護納付金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分であります。

その下、2 項の国庫補助金は、保険者間の財政均衡を保つための調整交付金が主なもので、8,780 万円余りを計上しました。

13 ページ、3 款の療養給付費等交付金 3,363 万 9,000 円は、退職被保険者の保険給付に対する交付金として他の保険者から交付されるものであります。

その下、4款の前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る医療費負担の財政調整を図るもので、2億2,900万円余りを計上いたしました。

5款1項共同事業交付金は2,451万円で、高額療養費の安定的な財政運営を確保するもので、拠出金から賄われます。

14ページ、5款2項の保険財政共同安定化事業交付金は、県内市町村間の保険税の平準化を目的に交付されるもので2億8,206万円、前年比で1,190万円ほどの増であります。

7款1項の一般会計繰入金は1億2,469万4,000円で、前年比360万円余りの増額計上、次のページに入って、2項の基金繰入金は本年度6,800万円を見込んでおります。

少し飛びまして、17ページの県支出金です。

1項の県負担金は1,373万3,000円、その下、2項県補助金は調整交付金として6,578万7,000円を計上いたしました。

続いて、18ページの歳出明細をごらんください。

1款1項総務管理費は2,564万9,000円、次のページ、2項の徴税費は191万5,000円で、職員人件費のほか、電算化共同処理事業の委託料、国保税の賦課徴収に係る経費が主なものであります。

20ページ、2款保険給付費1項の療養諸費であります。1目の一般被保険者療養給付費、21ページの2目退職被保険者療養給付費、さらに22ページに入りまして、一般、退職療養費等を含めた総額は、6億8,184万9,000円です。これは、最近の医療費の傾向を勘案いたしまして、前年比2,290万円余りの減額で計上させていただきました。

23ページ、2款2項の高額療養費につきましても、一般、退職合わせて8,700万円、前年比400万円の減額であります。

24ページ、3項の移送費、4項出産育児諸費、25ページ、国保の葬祭諸費は、いずれも前年と同額の計上であります。

26ページをお願いいたします。

4款1項の後期高齢者支援金は1億8,634万9,000円で、後期高齢者の医療給付に対する保険者負担分であります。

27ページの下段から28ページにかけて、6款1項の介護納付金は7,327万2,000円で、40歳から64歳までの世代の方から負担をいただく介護保険料分であります。

その下、7款1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金は4,773万6,000円で、前年比648万円余りの増、29ページ、2項の保険財政共同安定化事業拠出金は2億9,802万7,000円で、前年比713万円の増となっております。

8款1項1目特定健康診査等事業は1,441万5,000円で、特定健診に係る経費を計上いたしました。

３０ページ、８款２項１目の疾病予防費は４４７万円、前年と同額で、人間ドック補助金等を計上しております。

３１ページ、１０款１項の償還金及び還付加算金は２２０万円で、国保税の過年度還付金を昨年と同額で見込んだものであります。

その下、１０款２項の国庫支出金等返納金は、過年度に概算交付された国庫補助金について精算返納が生じた場合のための予算措置で、毎年２００万円を計上させていただいているものでございます。

３３ページ以降は給与費明細書でありますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第３０ 議案第２７号 平成２９年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第３０ 議案第２７号 平成２９年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 続きまして、議案第２７号 平成２９年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

特別会計予算書の３８ページをお開きください。

第１条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ８，２７０万円とさせていただきました。

第２条では、一時借入金 の限度額を１，０００万円とするものであります。

４３ページの歳入明細をごらんください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は５，７７１万２，０００円で、前年比６２６万６，０００円の増額です。

３款の繰入金は、一般会計繰入金２０３万円、保険基盤安定繰入金２，２６７万７，０００円を合わせまして２，４７０万７，０００円を計上いたしました。

４４ページに入りまして、４款繰入金は１０万円、５款諸収入は１６万円で、いずれも前年度と同額の計上であります。

続いて、４５ページ、歳出明細をごらんください。

１款１項１目の徴収費は１１３万円で、保険料徴収に係る電算委託料等が主な費用であります。

その下、２目保健事業費は本年度から新設した項目でありまして、後期高齢者の人間ドック受診に対する補助金として９０万円を計上させていただきました。

2 款 1 項 1 目広域連合負担金は 8, 0 3 9 万 9, 0 0 0 円で、村が徴収をした保険料に保険基盤安定繰入金を加えて広域連合に支払うものであります。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度白馬村下水道事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度白馬村下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の 4 8 ページ、お開きください。

第 1 条として、下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 5, 5 6 1 万 4, 0 0 0 円と定め、2 8 年度当初予算と比べ 4 4 万 6, 0 0 0 円の増額となります。

第 3 条として、一時借入金の限度額は 3 億円と決めました。

第 2 条の地方債につきましては、5 1 ページをごらんください。

下水道事業として 1 億 6, 7 7 0 万円を限度額としております。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたします。

歳入から説明いたしますので、5 4 ページをお開きください。

1 款 1 項分担金は 1 1 0 万円、2 項負担金は 3 5 万円を見込みました。

2 款使用料及び手数料は 1 億 8, 6 1 8 万 6, 0 0 0 円、3 款国庫支出金は浄化センターの長寿命化計画に基づく更新事業に対する社会資本整備総合交付金 4, 9 5 0 万円をそれぞれ見込みました。

4 款 1 項一般会計繰入金は 3 億 4, 7 2 4 万 9, 0 0 0 円を、6 款諸収入は起債償還に対する東部地区の負担金が主なもので、2 4 2 万 9, 0 0 0 円を、それぞれ計上いたしました。

7 款村債は、浄化センター更新事業及び企業会計導入業務として、公共下水道事業債を 5, 7 7 0 万円、下水道資本費平準化債 1 億 1, 0 0 0 万円を予定しております。

続きまして、歳出を説明いたしますので、5 6 ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 5, 7 5 6 万 5, 0 0 0 円は、人件費のほか、継続事業であります公営企業会計移行業務委託料 1, 7 2 8 万円、消費税及び地方消費税 1, 9 2 0 万 3, 0 0 0 円が主なものでございます。

５７ページをごらんください。

２目施設管理費６，７４０万４，０００円は、浄化センター及び下水道管渠の維持管理に要する費用でございます。主なものは電気料、委託料で、委託料につきましては、浄化センターの運転管理、汚泥処理及びマンホールの調整工事、マンホールポンプの保守管理費用でございます。

５８ページをごらんください。

２項１目公共下水道建設費１億４６６万１，０００円は、職員人件費のほか、管渠工事は公共ますの設置工事費として１２９万６，０００円、共同排水設備設置等補助金３００万円、５９ページになりますけれども、浄化センター更新工事９，０００万円が主なもので、２９年度の浄化センター更新工事は、汚泥脱水機２台のうち１台を更新する計画であります。

なお、前年度と比べまして１，５９０万円ほど減額となっておりますが、これは、震災復興村営住宅の下水道整備が終了したことが主なものでございます。

２款１項公債費１目元金は４億３，４５１万円、２目利子は９，１４７万４，０００円をそれぞれ見込みました。

６５ページをごらんください。

地方債に関する調書で、２９年度末の地方債の残高は４６億７，７７４万７，０００円となる見込みでございます。

なお、６０ページから６４ページまでにつきましては給与費明細書等でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

説明につきましては以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第３２ 議案第２９号 平成２９年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第３２ 議案第２９号 平成２９年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第２９号 平成２９年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書６８ページをお開きください。

第１条として、農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ３９６万３，０００円と定め、２８年度当初予算と比べ６万９，０００円の減額となります。

第２条として、一時借入金の限度額は１５０万円と決めました。

歳入から説明をいたしますので、歳入歳出明細を 73 ページ、お開きください。

1 款使用料及び手数料は 82 万 9,000 円を、2 款 1 項一般会計繰入金は 307 万 2,000 円をそれぞれ見込んでおります。

4 款諸収入は、野平地区からの償還金に対する地元負担金として 5 万 2,000 円を計上いたしました。

74 ページをごらんください。

歳出につきまして説明いたします。

1 款 1 項 2 目施設維持管理費 240 万 7,000 円は、処理場及び下水道管渠の維持管理に要する費用で、処理場の修繕費 45 万 4,000 円、運転管理委託料 94 万円が主なものでございます。

2 款 1 項公債費 1 目元金は 115 万 2,000 円、2 目利子は 36 万 2,000 円をそれぞれ見込みました。

76 ページをごらんください。

地方債に関する調書で、29 年度末の地方債残高は 2,193 万 3,000 円となる見込みでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 33 議案第 30 号 平成 29 年度白馬村水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第 33 議案第 30 号 平成 29 年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第 30 号 平成 29 年度白馬村水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書は 78 ページをお開きください。

第 3 条は収益的収入及び支出の予定額で、収入を 3 億 603 万 7,000 円、支出は 3 億 68 万円で、535 万 7,000 円の黒字を予定しております。

79 ページをごらんください。

第 4 条は資本的収入及び支出の予定額で、収入を 1,044 万円、支出は 9,613 万 2,000 円で、不足する額 8,569 万 2,000 円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

８０ページをごらんください。

第５条の一時借入金は限度額を１億円、第７条の棚卸資産の購入は限度額を４，０００円とそれぞれ定めております。

予算の実施計画を説明いたしますので、９６ページの明細書をごらんください。

収益的収入では、１款１項１目給水収益は、水道使用料２億６，６３８万４，０００円が主なものでございます。

９７ページをごらんください。

収益的支出は、１款１項１目浄水費３，６２５万６，０００円は、職員１名分の人件費のほか、主なものとしては、１８節委託料１，５９５万１，０００円は二股浄水場の維持管理に要する費用、２５節動力費７３５万円も二股浄水場の電気料でございます。

２目配水及び給水費５，２９８万８，０００円は、配水管、配水池などの維持管理に要する費用で、嘱託職員１名、臨時職員２名分の人件費のほか、主なものとしては、９８ページになりますが、１８節委託料５９６万５，０００円は上水道台帳補正業務、水質検査などで、２１節工事請負費７２６万円は水道メーター交換工事など、９９ページ、２５節動力費１，８４０万４，０００円は配水池の電気料でございます。

４目総係費５，９２８万４，０００円は、職員３名分の人件費のほか、主なものとして、１８節委託料１，７３９万３，０００円は、１００ページになりますけれども、総務省所管の経営戦略作成業務２８５万円、２８年度で実施いたしましたアセットマネジメント調査をもとに水道施設の更新計画を作成するための費用４４９万円、３６節貸倒引当金繰入額２７０万１，０００円が主なものでございます。

６目減価償却費は１億１，１３８万６，０００円を、２項営業外費用では、起債償還利息及び消費税で２，５５６万６，０００円を予定しております。

１０２ページをごらんください。

資本的収入でございます。１款資本的収入１項負担金は、加入分担金、工事負担金で４２０万円、５項出資金は、統合前の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計からの出資金として６２４万円を見込んでおります。

１０３ページをごらんください。

資本的支出でございます。１款１項１目配水設備工事費３，１０９万７，０００円は、２１節工事請負費２，３４７万８，０００円が主なもので、水源等のポンプの交換工事、２地区の配水管布設がえ工事、減圧弁交換工事などを計画しております。

２目営業設備費５７１万９，０００円は、計量法の規定により８年ごとに行います水道メーターの交換工事に伴うメーターの購入費用で、３目固定資産購入費１４０万円は工事用公用車１台の購入費用でございます。

2項企業債償還金5,791万6,000円は元金の償還でございます。

説明は以上です。

すみません。先ほど80ページの第7条棚卸資産の購入限度額を4,000円と言ったそうですが、4,000万円の間違いです。訂正して、おわびいたします。すみませんでした。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第34 予算特別委員会の設置について

議長（北澤禎二郎君） 日程第34 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第30号までは、いずれも平成29年度の予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第30号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から3月13日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、3月14日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から3月13までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、3月14日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時39分

平成29年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成29年3月14日（火）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成29年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成29年3月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 任期最後の一般質問、トップバッターをやらせていただきます4番伊藤まゆみです。

時間も限られておりますので、早速1つ目の質問に入らせていただきます。

1番目、総合戦略、新道の駅計画について。

①12月定例会で新道の駅は別の場所に新たに建設するとの答弁をいただきました。村長公約や総合戦略に盛り込まれてはおりますが、震災関連の公共事業があり、今後は中学校の大規模改修、共同調理場建設、白馬高校の寮取得など、大型の事業が目白押しの状態のように思われます。

そんな中、新道の駅の候補地選定業務委託の補正が出されまして、計画がどんどん進んでいるように思われて仕方ありません。新しくしなくてはいけない緊急性を全く感じないわけですが、どうしてもつくってほしいという住民からの要望が多く、当村の公共事業としての優先順位が高いのかどうかを伺います。

2番目、国土交通省が定める道の駅の機能を伺います。

3番目、新設の計画を進める上で、一昨年、職員が道の駅の視察を行ったと聞いております。この視察では、特にPPP、PFIを使った事例に重点を置いているとのことでありましたが、

そのメリット、デメリット、また、道の駅の成功例と失敗例を伺いたいと思います。

4 番目、「地元の特産品、農産物、林産物の集中管理機能を持たせる地域循環経済の中心とする」が施策、取り組みとして掲げられておりますが、冬でも十分な地場産の農産物、農産品を調達できるのかどうか。まずは1年を通して安定的に供給できる地場産商品の開発と品揃えが先と思われますが、その見解を伺います。

最後ですが、観光局の移転については、新しい道の駅に併設するという見通しを立てられていたかと思います。選定された場所が集落から遠いところになったとしても、交通量等で決めてしまっているのでしょうか。また、それに対する異論は出ないと思われるのかを伺いたいと思います。

質問も答弁も、住民に対する情報提供の場と考えております。重複は避け、簡潔にわかりやすくご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員から、総合戦略、新道の駅の計画について、5つの項目について質問をいただいております。順次答弁をさせていただきます。なお、再質問につきましては、各担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最初に、震災関連の公共事業が一段落したことで、各種の大型事業が目白押しの状態の中、道の駅を新しくしなくてはならない緊急性を感じない、また、どうしてもつくってほしいという住民からの要望が多く、公共事業としての優先度が高いのかについてであります。私は選挙公約として、にぎわいのある白馬へ前進として、新しい道の駅構想の推進を掲げております。また、昨年12月の伊藤まゆみ議員の一般質問において答弁をさせていただきましたが、白馬村総合戦略や白馬村第5次総合計画前期計画策定にかかわっていただきました計画審議会委員の皆様からも、道の駅と言えば自治体の顔と言えるが、本村では駐車場の収容能力が極めて低く、白馬にお越しいただいたのに、白馬の山が見えないとのこと、また、本村で求められる道の駅の姿は、総合観光情報の発信基地として、さらに地元の特産品、農産物、林産物の集中管理機能を持たせた地域循環経済の中心となることから、道の駅建設の実現に向けて取り組むべきという意見をいただきました。

このことから、現在の道の駅を拡大するという考え方ではなく、新たな道の駅という具体的な事業として位置づけられたということは、白馬村の地域振興対策として、必然的に優先順位が高いことを示しているものと思います。

2点目の国土交通省が定める道の駅の機能についてであります。道の駅は道路管理者と各自治体が連携をして設置し、国土交通省により登録された駐車場、休憩施設、地域振興施設が一体となった施設を指しており、設置の目的は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と

地域の振興に寄与することです。

機能としては、24時間無料で利用できる駐車場とトイレなど休憩機能、道路情報や地域の観光情報の提供など情報発信機能、文化教養施設や観光レクリエーション施設など、地域振興施設を伴う地域連携機能の3つが基本的な機能であり、近年は災害時の防災拠点機能が追加されつつあります。

しかしながら、これまで登録された道の駅では、3つの機能のうち、休憩機能と地域の連携機能は、トイレの利用や地域の特産品の販売による地域の核が形成されるなど、十分にその機能を発揮しているものの、情報発信機能については、通行規制などの道路情報を提供するのみとなっている道の駅が多く、中には道路情報ですら適切に提供できない道の駅もあるなど、地域の連携機能の面で盛況であれば満足している状況であるということです。

このため、情報発信機能は十分に発揮させるために、道の駅が最終目的地ではなく、地域のゲートウェイとしての活用を図るなど、関係者が道の駅での情報発信機能の意義、道の駅における地域の役割を十分に理解するとともに、情報提供施設の新たな設置、現施設や情報内容の改定に際して、留意点を把握した上で想像力を高めることが重要であるとしております。

3点目のPPP、PFIを使ったメリット、デメリット、また成功例と失敗例についてですが、区には平成27年12月に普通地方公共団体に対して、地方自治法第245条の4第1項に規定する、その担任する事務に関し、普通地方公共団体の事務の運営、その他の事項について適切と認める技術的な助言に基づき、多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するための指針について通知を出しました。この内容は極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設などの整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備などに民間の資金、運営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP、PFI手法を拡大することが必要となっている。このため、経済財政運営と改革の基本方針2015、平成27年6月30日に閣議決定においても、PPP、PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP、PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要であり、具体的には国や、例えば人口20万人以上の地方公共団体等については、一定の規模以上で民間の資金、ノウハウの活用が効率的、効果的な事業については、多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していくとされているところであります。また、その他の地方公共団体におきましても、当該指針を踏まえ、施設の規模等により、必要に応じて同様の取り組みを行うこととしています。

これを踏まえ、平成27年12月15日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、多様なPPP、PFI手法導入を優先的に検討するための指針が決定されました。

PPPとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、

民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであり、P F Iはその1類型です。また、類型もさまざまな形態が存在をしております。この制度を活用することによって、公共施設等の整備等に導入することで、従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること、協定等に基づき、官民双方がリスクを分担すること、民間事業者が事業実施に当たり、相当程度の裁量を有し、創意工夫を生かすことで事業の効率化やサービスの向上を図れることが最大のメリットと言えます。

これまでP P P、P F Iの最も重要な概念に、事業の経費削減効果を示すV F M、バリュー・フォー・マネーというものがあります。これはつまり、お金、税金に対する使用価値を最も高めようという考えです。

デメリットとしては、準備に時間がかかり過ぎること、手続が煩雑であることや、P P P、P F Iにかなう事業が多いとは言えないことです。民間側としても、参入に準備が大変ですし、経験と実績も必要となります。一般的には、投資回収機関が長期にわたるケースが多く、リスク負担を対応できる企業が限られます。また、先ほどの経費削減効果を示すV F M、バリュー・フォー・マネーが生み出せない場合はデメリットとなりますので、結果的にはP P P、P F Iは同舟しないこととなります。

次に、道の駅と成功例と失敗例はとの質問であります。平成28年10月現在で、全国における道の駅は1,107カ所登録がされております。議員も視察された群馬県川場村の田園プラザや栃木県宇都宮市のうつのみや ろまんちっく村は、人気の道の駅ランキングの常連であり、近隣では小布施町のオアシスおぶせ、新潟県妙高市の道の駅あらい、山梨県の北杜市のこぶちざわ、群馬県藤岡市のららん藤岡など、いずれも人気の道の駅であり、成功例であろうと思います。

しかしながら、何をもって成功とするのか、失敗とするのかという判断基準には難しいものがあります。成功事例、失敗事例というのは、設置者自身の言葉ではなく、外部から見て判断した言葉であると思います。明確なコンセプトを掲げ、これを現実落とし込むために、情報発信の方法、農林産物生産者、加工事業者、サービス事業者、流通者など、関係する事業者が有機的な結合していることが成功していると判断する大前提だと思っています。あえて失敗例として挙げることができるものについては、道の駅登録抹消となったものと言えるのではないのでしょうか。

4点目の地場産の農産物の調達、地場産商品の開発等に関する質問であります。まずは冬でも十分な地場産農産物等が調達できるのかのお尋ねですが、端的に申し上げますと、豪雪地の白馬村においては、冬に十分に調達することは困難であると言わざるを得ません。近隣の道の駅や直売所を視察しても、冬場は地場産野菜の供給量は激減している状況で、この気象状況によるハンデへの完全克服を農産物のみで達成するのは、エネルギー問題を解決しない限り不可能であります。

もちろん地場産農産物はどこの道の駅でも目玉商品であり、最初からあきらめているわけでは

なく、現在、大規模農家を中心に、雪中キャベツ、雪中ニンジンといった農業生産にハンデとなる雪を逆手にとった野菜栽培が広がっており、こうした雪国ならではの農産物生産をＪＡや県などと連携をして推進をしております。また、気象条件の全く異なる白馬ゆかりの地であります太地町や河津町の物産販売も一考に値するかと存じます。そして、地場産を原材料とする加工商品を正真正銘の地場産で冬場対策の大きな手段であり、議員のおっしゃる１年通して安定的に供給できる地場産商品につながるものと考えています。

こういった意味において、加工がキーワードではないかと思われます。現在もこうした加工品づくりに取り組む団体に支援はしておりますが、さらなる掘り起こしが必要と感じております。現に道の駅白馬では、新年度に向け、白馬の農産物を通年でお客様に届けるをコンセプトに、白馬産野菜を使用したジュース、スープなどの加工品開発を予定しています。

新道の駅建設構想には、ハード建設だけではなく、そこにおさまる情報、商品、サービスの中身がより重要であると認識をしており、加工施設併設の是非や情報の発信の仕方、サービスの提供の仕方など、内容の充実もあわせて検討していく事項であると考えております。

最後に、観光局の移転については、新しい道の駅に併設をするという見通しを立てていたかと思われる、選定された場所が集落から遠いところになったとしても、交通量などで決めてしまっているのか、また、それに対する異論は出ないと思われるかについてであります。新たな道の駅の建設は、先ほども答弁をいたしました。私の公約であり、白馬村総合戦略や白馬村第５次総合計画前期計画の基本施策として位置づけています。新たな道の駅は、レストラン、地場産品直売所、ビジターセンター、観光情報発信機能、災害時の避難場所や非常用備蓄倉庫、自転車駐車場やエードステーションなど、自転車の駅として付加機能を備えてまいりたいと考えており、したがって、観光局もこの施設に入ることが望ましいと考えております。場所の選定に当たっては、どこに人が集まりやすいか、利用しやすい立地などを念頭に置きながら検討を進めることとし、現在、場所の選定を検討する上で、車や観光客などの行動分析作業を行っているところであります。

村内には、観光局のほか、白馬駅前や八方常設観光協会の観光案内機能を備えた施設もありますので、観光局の事務所がどこになったとしても、１カ所で全てを賄うよりも、小規模ではありますが、小布施、野沢温泉、稲取といったところで実現されているネットワーク機能を持っているこうした施設との情報共有や連携が重要というふうに考えております。

以上で伊藤まゆみ議員の１つ目の総合戦略、新道の駅の計画についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第４番（伊藤まゆみ君） 時計を見ていましたら、１８分という長いご答弁、ありがとうございました。

私がこの道の駅の計画が進んでいることを住民の皆さんにお話ししますと、皆さん一様に、ええっと驚かれるんですね。図書館のほうが先じゃないのとか、何で新しいところに建てる必要があるのとか、あと、村外の方で、あんないいところがあるのに何でというようなことを言われます。こういった声を聞いていますと、反応を見ていますと、住民の要望とかニーズと行政の計画にかなりずれがあるように思われます。

それで、現在の道の駅の機能なんですけど、また経緯なんですけれども、神城地区の振興の核となる施設として建設されたものと聞いております。建設費用は、農林省の構造改善局の補助金が主なもので、当初は現在の約2.5倍の広さで、2階建て、1階はインフォメーション、物産販売、レストラン、管理部門、2階をホールとして学校の絵画や習字、サークルの発表など、常時文化祭を行えるような構想を描いたということですが、残念ながら理事者の方に現在の広さにして、レストラン、物産と現在の大きさになってしまった。その後、道の駅として登録されたものと聞いております。

そもそも今ある夢白馬なんですけど、神城地区の振興目的のための施設で建てられたと思いますも、これで正しいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの伊藤議員さんの再質問についてお答え申し上げます。

道の駅の建設につきましては、産地形成促進施設等でございますも、神城地域はもとより、白馬村全体の地域振興という形で建設されたものというふうに解釈しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先ほどの村長の答弁に、移転する理由ですが、よく言われているのが、山が見えない、あと、大型のバスの駐車場施設がないということを言われていたかと思えますけれども、当初、場所を選定するに当たりまして、オリンピック道路に建設すべきだという意見もあったようであります。しかし、当時の担当者がカーナビの普及が進めば進むほど、国道が主流になるということで、すなわち国道沿線にあったほうが利用率が高くなるのではないかと、そういった判断から現在の場所にしたそうであります。

この判断に対しまして、当時の議会議員ですとか理事者からはかなり反論があったようであります。しかし、そのときの担当者はオリンピック道路イコール渋滞緩和のバイパスであるということで、また、オリンピックが終われば国道の渋滞はなくなるとの判断のもとに、こちらのほうの今現在あるところに決定されたわけであります。実際に車で大町方面から来る方はオリンピック道路ではなく、ナビを使うせいか、国道のほうを使って来られる方が多いと思われます。

こういった経緯を踏まえまして、先ほど申しました移設の理由ですけれども、山が見えないというのが移転の理由として上げられていますが、そもそもの機能、休憩機能、情報発信機能、地

域連携機能、こういったことを考えますと、観光客のために山を背にした写真を撮るためのスポットが道の駅の機能として要求されるのかどうか。この辺、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問の件ですが、山が見えないということの要素は、一つの新しい道の駅建設構想の要素の一つというふうに考えています。ただ、それが全てということではないというふうに解釈しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 必要性とか優先順位が先ほどいただいたご答弁では高いというふうにおっしゃられていたかと思えますけれども、にぎわいのある白馬を公約にしているため、言ってみれば、現在の道の駅はにぎわいはないというふうに見られているのかなと思うんですけれども、まちビジネス事業家の木下斉さんという方が東洋経済オンラインというところで、なぜ地方は補助金をもらって衰退するのかというような内容でコラムを書いていらっしゃるんですけれども、その方によりますと、2014年現在で1,040カ所の道の駅があるというふうに書いています。それで、先ほどいただいたご答弁ですと、1,007カ所とおっしゃられたかと思えますけれども、もう2014年の段階で1,40カ所あったのが1,007になったということは、登録抹消したところがもう33カ所ぐらいあるという話になります。

なぜかといいますと、機能がトイレですとか休憩ですとか、そういったものだったんですが、コンビニのほうも、こんな狭い白馬村にでもコンビニが5店舗あるわけですし、トイレですとか緊急時に対応するような公共性を増してまいりまして、競合が激しくなってきたと。それで、道の駅でなければいけないという要素がだんだん少なくなっているわけですね。それで結果、経営不振に陥ると。

道の駅といいますか、当然行政が申請とかをするわけでありまして、その問題点としては、施設整備の初期投資の回収を稼ぐ必要がないと。言ってみれば、そこのハードルがすごく低くなっているわけですね。それで、維持費は建設費の4から5倍かかると言われていますけれども、こちらのほうも自治体が予算立てして維持するような形をとっていると。

そもそもそういったビジネスチャンスがあるのでありましたら、民間がやればよいことだと私は思います。これは皆さんもおっしゃっております。本当にそこに勝機、ビジネスチャンスがあるなら、民間がやればいいわけで、これは儲かるぞ、そう信じている人たちが集まって、前に一般質問にも出されておりましたクラウドファンディング等を活用してやっていただければよろしいのではないかと、そう思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ご質問の趣旨は、民間の資力、知力を活用するという部分かと思えますけれども、まさしくその辺を民間の資力、知力、経営力等を使ってできるというのがPPP、

P F I の手法となります。村長の公約にも上げてある道の駅構想の推進という部分ですので、どの形態がいいのかと、いろいろな手法というのものも P P P、P F I の中にはございますので、いわゆる市場にどれだけのマーケットサウンディングがあるのか、そこら辺も調査をしながら、この方式でできるかどうかというところも加えながら、場所等の選定の作業を現在進めているところでありますので、確かに公共事業としてやるだけでは非常に初期投資が高くなりますので、その辺につきましては、出来る限り民間の力をおかりしてやっていきたいという内容のものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今、課長がおっしゃられた P P P とか P F I なんですが、私もちょっと調べてみたら、多いのが道路とか公営住宅、空港、港湾といった、すごく大きな施設に使われているようであります。

先ほどのご答弁にもあったかと思いますが、民間の創意工夫やノウハウの取り込みができるとか、先ほどありましたバリュー・フォー・マネーですね、支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方が達成される、あと、P F I では建設費を延べ払いする効果があり、単年度の財政支出を抑えることが可能になった反面、デメリットとしては、事業の検討段階から工事の着工まで長い時間を要する、行政職員の事務負担の増加や従来型の公共事業ではなかった事務作業が膨大になる、あと、P F I に定められた公平性、透明性を確保した事業者選定の手続が負担となるといったことで、ご答弁いただいたように、これにかなう事業というのは多くないというふうに聞いているんですが、そういう面を踏まえても、こういった手法を取り入れていきたいと思われるのかどうか伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 確かに事業費が大きくなればなるほど、企業側にとってもスケールメリットというものは出てこようかと思います。国の資料でいきますと、それぞれ施設の類型ごとに示されておりまして、仮に道の駅というものでいきますと、バリュー・フォー・マネーについては8%の見込みがあると、これはどのような施設規模でいくのか、事業費でいくのか、それによって若干変わるとは思いますけれども、国のほうではこの P P P、P F I を進めるために各施設の類型ごとにどのぐらいなバリュー・フォー・マネーが出るのかという資料も出されております。

先ほど村長の答弁にもございましたとおり、人口20万人以下の町村であっても、それなりの施設規模の改修というのは何年かに1度は出てくるであろうということで考えると、町村としても、できる限りそれに取り組むべきという国の指針もございますので、そこら辺も視野に入れて作業のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先ほどのいただいたご答弁にもあったかと思うんですが、そういったP P PとかP F Iを導入することでリスクを分担するというふうにおっしゃられていたかと思います。やはりかなりリスクがあるということだと思います。ですので、こういったことは、財政状況がよろしくないような段階で税金を投入してまでやることではない、私はそのように思います。

それと、観光局をそちらに移転するということですが、これが公約であるので、どうしても言っていたかどうか分かりませんが、そちらのほうに併設するようなお考えであるというふうにおっしゃられたかと思います。

それで、そもそもこの施設は誰が使うことを想定しているのかということなんですけれども、メインは観光客ということでよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） この施設の利用される方ということのご質問かと思いますが、観光で訪れる方を含めて、いわゆる白馬村を訪れる方、そして住民の方というふうに解釈しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） いただいたご答弁の中に一番よく出てきたのが観光客という言葉だったかなと思うんですが、2001年4月に道の駅萩一まと、山口県の萩市なんですが、こちらのほうが140万人、年間訪れるとても有名な道の駅だそうで、その駅長、中澤駅長という方らしいんですが、この方はテレビ東京とかの「カンブリヤ宮殿」ですか、そちらにも出られて、この道の駅のことを特集されていたということで有名なところらしいんですが、その方がおっしゃられていたことが、観光客は捨てる、道の駅の成功のために必要なことということで、何か、山口県の何かのあれだったと思いますが、これはインターネットで見たんですが、そういうふうに書いてありました。なぜかという、コンサルタントの方が出してくれた資料というのが、このくらいの想定される来客数とか、そういったのをやっている計画書、そういったのを見たときに、余りにも計画がすごいといいますか、これはいかななものかというような内容だったので、全国10カ所のお魚センターというところで話を聞いたそうなんです。そしたら、観光客相手では平日はガラガラだと、客の数よりも店員のほうが多い、それと、観光向けの施設だからと、地域の人たちが離れてしまうといった観光施設の現状を知って、そういう観光客を相手にしてはいけないと、そう思ったらしいんですが、それに対してどのように思われますか。といいますか、すみません、観光客はやはりメインでターゲットとして据えるべきと思われますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 先ほども申し上げましたように、観光で訪れるお客様をターゲットにしますが、やはり地域の方々に愛されるといいますか、利用されるということも一つ重要な要素というふうに思っていますので、そこら辺のコンセプトづくりが大切かというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先日いただきました白馬村公共施設等総合管理計画の中に道の駅のレクリエーション施設、観光施設の状況ということで載っているんですが、道の駅の中に食品加工施設があるというふうになっております。こちらのほうが耐用年数が41年まで、ろまん市が平成31年までというふうになっているんですが、こちらのほうがメインに住民の方が使えるのかなと思いますけれども、この施設、現在使われているのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 食品加工施設については、指定管理者である振興公社がおやきや、そこで扱っている食品加工を行なっております。あと、ろまん市の場所についても、直売所として使っておる部分と、あと、情報発信施設のことを申しているのならば、今、道の駅白馬の事務所として活用させていただいております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） やはりこういった施設があつて、民間に開放されていないということであれば、食品加工のほうですけれども、やはりそちらを活用する、住民の方がたくさん訪れるということがなかなか難しいのかなというふうに思います。

村長公約なので観光局、こちらのほうもどうしても併設するというお話だったかと思いますが、議会の初日もおっしゃっていたように、これから財政的にはすごく厳しくなると、税収入が減るだろうということですね、交付税も減りますし、それで経済状況も変わっていくだろうと。そんな中、住民はどう考えようと、公約だからぜひ進めていくんだというようなお考えでいるのか。こちらは村長に伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤議員、先ほど答弁したとおりであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） こういったことを計画して進めるに当たりまして、ぜひとも皆さんに周知して、皆さんからどんな施設にすれば使い勝手がいいのかというのをぜひとも聞いていただきたい、そのように思います。

あまり時間ありませんので、2つ目の質問に移させていただきます。

企画、政策立案、予算についてであります。

1番目としまして、当村の弱い部分である企画力を強化するため、地方創生人材支援制度、シティマネージャーに手を挙げているという報告をいただきました。この制度で派遣される国家公務員の役割は、市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担うとあります。

当村では、総合戦略のどの政策の推進を担ってもらう予定かを伺いたいと思います。

2つ目、上記派遣の期間は、副市町村長、幹部職員、常勤職が原則2年間、顧問、参与等、非常勤職だと1から2年となっております。派遣が決まった場合、どの役職についてもらうことになるか、また、給料をどの程度お支払いするのか伺いたいと思います。

3つ目ですが、今定例会の初日、予算特別委員会の予算の概要説明で、昨年、一昨年に引き続き、平成29年度も60億超えの大型予算になっていることに対する質問が出ました。行政からの説明にも、トップランナー方式等で地方交付税が減らされる傾向にある点、評価替えによる固定資産税の減収など、税収入が増加傾向になる要素は全く見受けられないような状況であります。

高額な給与を税金から捻出してまでシティマネージャーを派遣してもらうメリットはどの程度あるのかを伺いたいと思います。

最後になりますが、減少する地方交付税を充てるばかりでなく、ふるさと納税や再生エネルギーなど、自主財源の確保を考えていくべきではないかとの意見も出ました。

その際ですが、企画が弱いので、そこを強化すべく職員に伝えてあるとの答弁だったかと思いますが、企画力はどのように強化できるとお考えなのかを伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員の2つ目の質問でございますけれども、企画、政策立案、予算について、4つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の地域創生人材派遣制度に手を挙げており、当村における総合戦略のどの施策の推進を担ってもらう予定なのかについてであります。議員が言われるとおり、まち・ひと・しごと創生本部には、国家公務員や大学の研究者、そして民間人材を人口5万人以下で市町村長が地方創生に関して明確な考えを持ち、かつ派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていて、その地方創生総合戦略を策定をし実施する市町村、そういった市町村に人材を派遣するという制度があり、派遣される職員の役割は、市町村長の補佐役として地方創生の総合戦略の施策を推進するというものです。

現在の状況は、白馬村としては、この制度を活用したいことから、国に対して派遣希望で手を挙げております。

国では、昨年12月にこの制度を活用して人材の派遣を希望する市町村についての調査結果が公表をされ、現在は派遣を希望する職務とマッチングするかどうかの作業中と伺っておりますが、結果についてはまだお聞きしていない状況であることをご理解をいただきたいと思います。

派遣を希望する職務の内容は、村内の第1次産業と第3次産業をつなげ、地域内で経済を循環させる仕組みを構築することで、直接的に観光にかかわっていない住民でも、インバウンドによる外貨獲得の恩恵が受けられるような地域社会を生み出すことに取り組んでいただきたいと思います。具体的には、総合戦略実現に向けた各種施策の構築、地域コミュニティ形成推進とエ

リアマネジメント、景観と環境を基礎とした観光地づくりなどです。

2点目の派遣が決まった場合の役職と給与はどのくらいなのかについてでありますけれども、派遣希望は副町村長の職として希望しており、派遣希望期間は2年です。村が希望する副村長としての職についていただくこととなれば、その職責上において、白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の規定に基づき、副村長の給与を支給するものと解しており、その場合の金額は、附則で規定する減額特例措置の金額を予定しております。

3点目の地域創生人材派遣制度を派遣してもらうメリットはどの程度あると考えるかについてであります。法律、政治、経済の分野のトップグループと言われる中央官庁の霞が関キャリア組の国家公務員を招いて白馬村総合戦略や総合計画前期計画実現のために、村長を補佐して地方創生の先頭に立って施策を構築し、展開をしていくということは、国が唱える地方創生に向けて大変意義深いものであり、かつより実効性が高まるものと思っていますし、今以上の組織につながると思います。そして、何よりも国との強くて太いパイプができれば、将来の白馬村にとって貴重な財産になると思っています。

この制度で派遣されている人数はまだ少ないわけですが、各自治体とも大きく期待をしている制度であることは言うまでもありません。

最後に、職員の企画力強化についてですが、私が村長に就任後最初の人事異動を平成26年10月に実施をいたしました。そこで、総務課企画係を1名増員をし、企画部門を強化したわけですが、決してこのセクションだけが政策企画に携わるわけではありません。現在の行政運営におきましては、地方分権の進展への対応、厳しい財政状況を克服するための行財政改革の推進、高度・多様化する村民ニーズに応えた各種事業や地域活性化に向けた施策の展開など、職員一人一人の政策形成能力が重要な要素になってきております。

この政策形成能力とは、地方分権の進展に伴う地方公共団体の役割変化や現在の村の状況に対応した政策目標を立て、それを実現するために必要な枠組み、仕組みをつくることのできる能力のことで、これを細かく見た場合には、情報収集・分析活用能力、問題発見・解決能力、制度立案能力、公務能力など、総合力であり、これを企画力と称するところとあります。

職員に対しては、一人一人がそれぞれの仕事や身近な物事に問題意識を持ち、そこにある問題に気づくこと、これが政策形成の第一歩であると、管理職を通じて指導をしているところであります。

このような力を育成するための具体的な方法といたしましては、本年度から実施しております人事評価制度が大きな役割を果たすものと考えています。

本村の人事評価制度における能力評価の要素には、政策形成能力の要因となる評価項目を職員の階層に応じた期待行動として定めております。したがって、自己評価や評価者による評価、期首面談やフィードバック面談など、人事評価制度の一連のサイクルを実行することによって、

職員の能力の開発をより効果的に進めることができるものと考えております。また、研修制度も充実をさせていて、金融機関や証券関係、技術開発企業で取り入れられているインターネットによる研修も導入をしており、公務員という基礎的な知識もつぎ込んでいます。さらに、現職場とは違った組織風土、システムなどを体感してもらうためには、人員体制などを考慮しながら積極的に研修に出ていただき、知識と経験が備わって、初めて高く張ったアンテナが機能することから、総合力を磨き上げていただきたいというふうに思っています。

伊藤まゆみ議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと7分です。

質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

村長がおっしゃるように、やっぱり職員の方、企画は弱いのかなというふうに思います。

この前の予算委員会で自主財源の確保について議論されたときに、ふるさと納税が話題になりまして、総務課では現在、小谷村のように村内にあるアウトドアスポーツショップとタイアップして取り組みを考えているというふうに回答されました。ちょっとそれを聞いたときに唖然としたわけなんですね。そこでどなたに納税されたお金が行くのかなといったら、住民には来ないのかなというふうに思ったんですね。やっぱり大きな業者にお金が行ってしまうと。

そもそも行政マンは企画が弱いんだと私は思います。これはよく言われていることなんです、つい最近まで国から言われたことをそつなくこなすこと、それが行政マンとして求められていたわけですから、企画力など発達するわけがないわけなんですね。そこが弱いのは当然であります。

でも、今はこれから自治体も自分たちでやれと言われて自主性が求められているわけでありまして。国との強いパイプを築くのではなくて、住民一人一人と強いパイプをつないでいただいて、黒子として住民の力を引き出すことがこれからの職員に求められるのではないかと、私はそういうふうに思っております。

ある日、ある方から、ヤフーとの連携で、村は持ち出しばかりだと言われました。だから、長野市のホクト文化会館とか松本市のキッセイホールのようなネーミングライツをジャンプ台に買ってもらったらどうかという提案をいただきました。また、来村をしたお客さん、その方たちに白馬村のポスターを持ち帰っていただいて、スーパーや公共施設などに貼ってもらい、写メでその撮ったという事実を送ってもらえば、お礼に温泉入浴券を送るなどかどうかという提案をされました。そうすることによって、わざわざ営業でそちらの遠くまで出かけていなくてもいいじゃないか。私はこれはすごく財政難のときにはいいアイデアだなと思いましたね。それで、これを応用して、冬季は海外のお客様も見えているわけでありまして、海外版をやってもいいし、また、村内で海外旅行をされるという人がいれば、その人たちにお願ひして、行った先でポスターを貼っていただく、そのお礼にお食事代くらい渡せばいかがかななんて、そういうふうに思い

ました。こういった形で経費が削減できるすごくいいアイデアではないかなと思ったんですが、この方、観光局の方にもこの話をしたそうです。けれども、取り入ってもらえなかったと言っておりました。

事業をやること自体が行政の目的になっていて、本来のいかに観光客を呼ぶかとかふやすかが目的になっていないような、そんな気がいたします。

私は観光局でも経験があるんですが、私も同じような経験があるんですが、塩の道祭りで私の子どもが参加したいと、歩きたいと言ったものですから、昔の衣装はないかと、そういう問い合わせをいたしました。そしたら、ないと、やっていないと。それで、やったらどうですかと言ったんですが、提案させていただいたんですが、随分前ですけれども、忙しくてそんなことをしていられないと、そういうふうに言われてしまいまして、逆ギレされてしまいました。それで、すごく嫌な気分になったんですね。多かれ少なかれ、住民の中にはそういった経験があるのではないかな。どうせ村に言ってもだめだ、そういう雰囲気が蔓延しているような、そんな気がいたします。何人の方からも、どうせ村に言っても無駄だよというふうに言われています。

こういったことはアンケートをお願いしても、やっぱり協力していただけない、そんな住民から信頼関係というんですか、そういうのができていないのではないかなと思っております。

ちょっとこういうふうになんか事例を出すと、また村長に苦笑されてしまうかもしれませんけれども、「流しの公務員の冒険」というのを一般質問するに当たり読んでみました。この中で先ほど出ましたシティマネージャーというものも出てきました。この方はイギリスでそういうのがあってという話もありましたけれども、この方のモットー、それは霞が関から現場の旅へということで、とにかく現場が大切なんだということでやっているそうであります。苦境に陥ったこの方のやったことなんですが、常滑市民病院を新築、再生させたキャリア官僚の方なんですが、市長から何とか再生させてくれと。この方も無理ではないかなと思ったらしいんですけれども、とにかく、じゃ、どういった人たちが使っているのかとか、いろいろ調査した中で、住民が使わない病院であったということがわかったらしいんですね。それで、計画段階から住民がかかわることが大切だということをこの方はおっしゃっております。それで、100人会議というのをつくったらしいんですね。その中で1,000人に会議の依頼状を送って、結果的に無作為公募が61名、自推公募が30名で、それに行政職員と病院職員を加えて、総勢111名の100人会議になったそうであります。会議の議題や開催回数も委員から、住民の方から提案という形で出されたりとか、住民主導の会議になったそうであります。行政の方はファシリテーターという役割をやって、それで、ファシリテーターというのは、どっちのサイドにもつかない、賛成も反対もしないというようなサイドだそうであります。そうすることで、皆さんが自分の思っていることを素直に言っていたくような会議、そういうのが大切だというようなことを言っていました。

地域再生の主体は住民だというふうに、本当に多くの専門家が言っておられます。そして、主

役が民間であることが明確になることで、これまでとは違った役割を自治体が負うことになる。仕事はかえってふえるとも言っております。財政確保が厳しくなる状況で、自治体職員は少数精鋭でやっていかななくてはなりません。一人一人のレベルを上げていかななくてはいけない、そう言っておられる方もおります。

情報なくして参加なし。しっかりと情報を出して、情報格差をなくし、住民一人一人が率先して村政に参画したくなる自治体、幸福度が一番の自治体を目指してほしい、そう願っております。

時間も来てしまいましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間は終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第11番篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） 第11番篠崎久美子でございます。

まず初めに、東日本大震災から6年が過ぎまして、いまだ2,500名を超える方が行方不明、また12万人を超える多くの方々が避難生活を余儀なくされております。遠く離れた地からではございますが、被災された方々の心に寄り添い、一日でも早い全ての皆様の復興を願ってやみません。それとともに、災害が私たちに問いかけているものを改めて考えるところです。

また、先ほど黙禱をさせていただきましたが、県の消防防災ヘリの事故に関しましては、ご遺族の皆様の心中をお察しするとともに、一日も早い原因の究明と県のこの消防防災体制がもう一度整うことを願っております。特に、神城断層地震の際に救助に駆けつけてくださった隊員も含まれているということで、改めて生前のご活躍に感謝を申し上げるところでございます。

さて、本日は通告に従いまして、4つの内容に分けて質問をいたします。

1番目に、平成29年度予算重点分野に関連して、2番目に、下水道事業について、3番目に、美しい村と快適な生活環境を守る条例の検証について、4番目に、日常生活支援総合事業開始に関連して、以上4点についてお伺いをいたしたいと思います。

それでは、最初の質問に入ります。

まず初めに、平成29年度予算重点分野に関連してです。

すみません、それでは私の要旨の中の数字がちょっと間違っておりまして、申しわけありません。平成29年度予算は「65億3,200万円」と書いてございますが、「65億5,500万円」に訂正をお願いいたします。

65億5,500万円で震災復興を含んでいた28年度予算をさらに2,300万円上回るという大型予算となっております。第5次総合計画、そして総合戦略の確実な推進を目標としたものということでございますが、以下について伺いをいたします。

人口減少が顕著となり、自主財源や地方交付税が減少傾向と予想されます。今後厳しい財政運営になると想像されますが、村長として自主財源の確保を含め、どのように健全に財政を運営していこうとしているのかをお伺いします。

次に、総合戦略第5次総合計画にも掲げている移住定住対策の推進につきまして、新年度の取り組みをお伺いいたします。

また、特産品の白馬ブランドの創出、これについての推進体制をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員から通告に従って答弁をさせていただきますが、最初に、平成29年度の予算重点分野に関連して、人口減少が顕著となり、今後厳しい財政運営になると想像されますが、自主財源の確保を含め、どのように健全に財政を運営していこうとしているのかについてであります。

平成29年度の予算編成方針や予算概要で述べているとおり、今後、村税などの自主財源や普通交付税の算定方法の改正などにより、地方交付税は減少傾向となっています。また、歳出でも平成26年の長野県神城断層地震の災害復旧が平成28年度で一段落つき、ようやく平成29年度から通常的な行財政運営となったところであります。ここ3年は震災による災害復旧・復興支援を優先をしたことにより、先送りにしていた多くの事業を平成29年度から復活をしております。また、給食センターの建設や広域ごみ処理施設建設の負担金などにより、平成29年度は、昨年度を上回る大型予算となっております。

今後の財政運営では、いかに財源を確保していくか、民間資金を含め、民間の力を活用できる事業はないか、歳出面では、いかに歳出を抑えながら、効果的な事業の展開や住民サービスの向上につながる取り組みができないかなど、健全な財政運営を行う上では大きな課題となっております。特に財源の確保という点では、まず、当村の主要財源であります村税については、徴収事務の強化としまして、滞納者、滞納額をふやさない取り組みを行うことにより、徴収率を向上させる村税の増加を図ること、ふるさと納税の強化として、お礼の品を積極的に充実させ、魅力あるものとしていくこと、積極的に企業版ふるさと納税に取り組むことなど、自主財源をより一層確保していくのが重要と考えておりますし、特定財源においても、国・県の動向に注視し、補助金を確保していくこと、今後予定している大型事業では、国・県の補助金のほか、民間資金の活用など、早期に検討していくこと、地方債の発行においては、できる限り抑制するとともに、普通交付税の算入のあるものとするなどが上げられます。

歳出面では、今まで以上に職員にコスト意識を持ち、またたとえ補助金があると言っても、村

負担額が2分の1や3分の1があるといった財政意識を持ち、さらに費用対効果など検討した上で事業の執行に当たることなど、基本的な点に注意しながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、総合戦略の第5次総合計画にも掲げている移住定住対策の推進について、新年度の取り組みについてですが、平成29年度予算に移住交流集落支援の事業項目を新たに作成し、展開してまいります。主な内容は、特別交付税の対象となる地域おこし協力隊や集落支援員を雇用し、移住定住対策や集落支援を進める予定となっております。

地域おこし協力隊については、三大都市圏からの雇用が要件となっており、雇用すること自体が移住対策になりますが、特別交付税の対象となる雇用期間は3年間となります。そのまま村内で起業や就職し、村に定住していただくことがポイントとなります。業務内容は、外部目線からの移住、交流促進に関する情報収集、発信、イベント企画運営、ウェブサイト運用、多文化共生、ふるさと納税に関する企画などを考えています。特にふるさと納税は新しい形を企画したいと考えていて、他の自治体でも始めている体験型、訪問型、滞在型などを検討してみます。今のところ、配置は総務課を考えておりますが、他の課においても、地域おこし協力隊に活躍をしていただく業務があるかどうか、課長会議で検討をし、各種事業に効果が上がるよう取り組んでほしいと指示をしております。

協力隊員については、まず地域になれ住んでいただき、将来的に定住につながる移住定住こそが最終目的と言っても過言ではありませんが、観光地であることの強みを生かしながら、村としても支援していきたいと考えております。

集落支援員については、村内から地域事情に精通をした方を雇用し、集落活性化を担っていただく予定です。業務内容は、内部目線からの小規模集落の点検、課題把握の支援、協働のまちづくり、地域内外での連携、協力体制づくりの支援、移住定住促進や空き家、空き店舗の調査、活用に関する支援、特産品開発、販売促進の支援などを考えています。また、他の移住交流集落支援としては、白馬ファンとの交流会開催、広域連携事業としての移住セミナーへの参加、移住定住PR動画の作成などを考えているところであります。

最後に、特産品の白馬ブランド創出の推進体制についてであります。特産品開発、ブランド化は、白馬の発信力を高めるのに非常に有効で、ぜひ推進したい事業であります。

29年度に関しては、職員体制としては、農政課を担当課とし、引き続き特産品推進員を配置をし、大北農協からの職員派遣の継続をお願いしながら対応をしてまいります。

今年度から取り組みをスタートした白馬産米のブランド化は、安全・安心、そしてうまい米の栽培面積をさらに拡大をし、秋には試験的に販売していきたいと考えており、大北農協や振興公社と連携をしてまいります。また、特産品と認知されるには、地産地消の推進が欠かせないと考えております。需要がなければ供給はあり得ないので、村内飲食、宿泊施設が積極的に地場産をお客様へ提供するきっかけづくりを制度化するため、観光局、振興公社、商工会と連携してまい

りますし、一方、全国への情報発信としては、米を始めとしてふるさと納税へのさらなる特産品のエントリーや商工会が国の制度を活用し予定している販路開拓事業へ参画しながら展開していきたいと思っております。

地消地産は、生産コスト、流通、人材といった解決すべき点は多々ありますが、これらを解決している自治体があるので、DMOを絡めて推進をしてまいりたいと考えております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 特に財政のところで、まず1点お伺いしたいと思うんですけども、ただいまの答弁いただいた中にもございますし、また、平成29年度の予算の概要の中にもこういう言葉がございます。村債につきましては、抑制を基調とするが、地方交付税により措置される村債については、優先的に活用を図りたい、こういうお言葉があります。これはすなわち臨時財政対策債のことかと思いますが、この姿勢が、臨時財政対策債というのは、後年、地方交付税で措置されるというふうには言われていますけれども、結局、自分の自治体が借金をしていることには変わりがないわけです。また、その元利償還金の全額については、実際は数十年にわたって償還されていくことになるわけですから、そのため、国全体の景気動向に左右されるということ、また、将来の交付税措置そのものがどうなるか非常に不透明であるということ、また、この臨時財政対策債への算入額というのは、理論的にある意味、自動的に算定されていますので、実際の元利償還金とは一致しない、この2つの乖離、要するに差額は財政運営にも影響を及ぼすことが非常に考えられます。結局、臨時財政対策債そのものを次なる臨時財政対策債で補い続けていく仕組みになっている等々、いろいろな問題点も指摘されていますが、いずれにしても、村がしょっている借金には変わりがないわけです。本来ならば、抑制傾向でいくべきではないかと思われそうですが、この活用してききたい、優先的に活用を図るところについては、私はちょっと懐疑的なんですけど、抑制傾向でいくべきではないかと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの篠崎議員さんの再質問でございますけれども、質問の大前提のところから申し上げたいと思っているんですが、答弁にいたしました地方交付税のバック云々については、特に臨時財政対策債に限ったことではなくて、補助裏債につきましては地方交付税措置がありますし、それから通常といいますか、今よくあります年末の国の補正予算に伴う補正予算債も地方交付税が絡んでございますので、そういうのを含めた意味での地方交付税がバックにある地方債という意味ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、臨時財政対策債の抑制等につきましては、篠崎議員さんおっしゃられるとおりなんですけれども、内容はおっしゃられるとおりなんですけど、かといって、臨時財政対策債なしでは

短期的に乗り越えない財政事情も生じることがありますので、そこら辺は総合的に勘案して財政担当のほうで財政政策を打っていくということでご解釈をお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） すみません、臨時財政対策債に限って申し上げて申しわけありませんでした。

ただ、例えばこの地方債に関する調書、現在高の見込みでいきますと、平成２７年の一般会計の地方債の残高ですが、５４億９３０万円に対し、臨時財政対策債の部分は２０億７，８００万円、２８年度は５８億６，０００万何がしに対して、やはり２１億円を超える額、そしてまた、２９年度の見込みに対しては、７１億３，５８０万に対しても、やはり２１億６，８００万円余りということで、非常に依存度が高くなっていると思います。ぜひ今、検討されるということで、そういうことも鑑みて、今後検討していただきたいと思います。

あと、移住定住の促進について１点、お伺いしたいと思います。

今、いろいろな方向性を出していただきまして、ぜひ総合戦略にもありますし、いろいろな財政をきちんとさせるためにも、住民が減っていかないようにするという努力は常々されていくことを希望するところでございますが、白馬村は移住定住の促進の部分について、担当者は決まっていますけれども、外に向かった発信力が非常に弱いと思います。

資料としてお渡しさせていただいたのは、これは大町市なり小谷村のホームページなんですけれども、大町市はいろいろな形がありますけれども、ここのところからいろいろな施策、あるいは町の中の様子に入っていける、あるいは小谷村さんの場合は、デジタルパンフレットを見てくださいという形で、そこでデジタルパンフレットに案内しているという形になります。議長に許可を得て出しますけれども、これは小谷村さんのデジタルパンフレットです。「おたりで暮らす」というものですね。これは直接行ってお話を伺ってきました。やはりこういうものが１冊あるだけで大分違うということで、例えば担当がいなくても、これをある程度見ていただくことで中身がわかるということ、それと、例えば定住支援だけではなくて、通常の子育て支援センターであるとかブックスタート事業、これは特に移住定住者向けであるわけではないんですけれども、そういった医療、福祉、子育て、あるいはいろいろな創業とかについても、１カ所の窓口にして外に発信するということが非常に大事かと思います。ぜひホームページ等で、まず入り口をつくっていただく、担当者については、先ほど地域おこし協力隊というようなお話、あるいは集落支援員というようなお話もありましたので、どちらのほうを担当になるかわかりませんが、どこであれ、担当をきちんと決めていただく、入り口を決めていただく、そしてなおかつこういう形でまとめていただければ、非常にわかりやすいと思います。この中には、さっきも言いました移住定住対策のみならず、通常暮らしをここで知ることができるというメリットがありますので、移住のフェア、あるいは促進のキャンペーン等に行かれているそうですけれども、そういっ

たときにもこういうものは非常に有効になると思います。

この点の政策、あるいは窓口をつくるということについて、どのようにお考えになるか、ぜひ実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 移住定住の窓口というご質問でございますけれども、まず窓口につきましては、総務課の企画係に今現在でも置いておりますので、企画係が主に取りまとめをさせていただきますと思います。

なお、ウェブサイトの運用につきましては、先ほど村長の答弁にもございましたとおり、地域おこし協力隊でそれを担える方に来ていただければ、あわせて今、地域おこし協力隊の部分しかウェブ上ではございませんので、移住定住のところに向けて作業のほうは進めてまいりたいと考えております。

なお、今現在、29年度で予定をしておりますのは、先ほどの答弁の中にもございましたが、PR動画ということで、これについては楽園信州のウェブサイトやユーチューブにウェブ上でもアップロードさせていただき、いろいろなセミナー等でも活用させていただきたいと思いますので、ご意見のありましたウェブ等につきましては、29年度において充実をさせていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ぜひPR動画を作成されるということでありませうけれども、ただ風景なりを映すものではなくて、情報が入ったものにぜひ、暮らしていくにはどういうことであるかというところの情報、あるいは白馬村にはいっぱいいろいろな福祉なり子育てなりの、先ほども申しましたけれども、そういう制度が、補助の制度がたくさんあります。そこをぜひPRしていただいて、情報として出していただくように希望いたします。

続きまして、下水道事業に移りたいと思います。2番目の質問です。

下水道受益者負担金につきましては、改正条例が平成29年4月1日から施行の予定になっております。改正により、加入分担金についての説明会は2月に2回にわたり住民説明会が行われました。また、そのときに条例改正後の事務処理についても、一応の説明がなされております。

そこで以下について伺います。

まず、既に徴収済みの加入分担金については返金しないということでございますが、その理由について伺いたしたいと思います。

続きまして、削除されました6条ただし書き以下につきましては、配水区域から除外する予定ということでございますが、その時期について伺いをします。

最後に、浄化センター更新事業等も進めていく中、使用料についての値上げを想定されている

のか、また、未定となっている公共下水道事業計画も含め、事業運営の今後の見解を村長にお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員の２点目の質問に対して答弁をさせていただきます。

下水道事業、３つの質問をいただいております。順次答弁をさせていただきますが、１点目の質問の徴収済みの加入分担金を返金をしない理由ですが、加入分担金は、白馬村下水道加入分担金徴収規則に基づき、賦課徴収を行なっております。この規定につきましては、日本下水道事業団研修センターの専門家から法の規定に抵触するおそれがあるとの意見を頂戴をしておりますが、専門家からの意見にあります「おそれ」という言葉は、辞書で調べますと、心配するという意味であります。

現在、係争中ではありますが、明確に違法というわけではありません。現在、係争中の裁判を担当する弁護士にも確認をいたしましたが、今回の一部を改正する条例の性格は、将来的な政策変更であることから、返金する理由はないとの意見をいただいております。これは、加入分担金徴収規則の廃止は、過去に遡及して廃止ではないということです。

以上の意見と課長会議、下水道受益者負担金庁内検討委員会における検討結果を踏まえ、返金する考えはありませんということです。

２点目の第６条のただし書きに該当する土地の配水区域からの除外時期についてであります。受益者負担に関する条例の一部改正、加入分担金徴収規則の廃止の施行日を、本年４月１日と附則で規定しています。配水区域からの除外時期につきましては、３月３１日を目処に県との協議など事務を進めており、また、配水区域から除外に向け、地図情報、土地情報の管理システムの整備など進めるよう指示をしております。

３点目の今後の下水道事業計画と事業運営についてであります。現在の公共下水道事業は、平成１７年度までの第３期計画で事業を休止をしております。休止とした理由は、人口減少、厳しい財政状況を踏まえたものです。今後事業を再開できる財政状況となった場合、第４期計画の対象とされております地区内の居住者などへの下水道事業に対するアンケート調査を実施するなど、居住者等の下水道整備に関する意向把握などを行なった上で、事業再開の可否を判断したいと考えております。

下水道事業に必要な下水道使用料の改定であります。下水道使用料は、消費税率の改定以外、料金の改定を行なっておりません。２９年度の下水道事業特別会計の歳入に占める下水道使用料は２５％で、一般会計からの繰入金、起債で財源を確保している状況であります。また、消費税率の１０％への改定は平成３１年１０月に延期されたものの、いずれ改定されるものであり、料金改定を行う場合でも、消費税率改定と料金改定が重ならないようする配慮や、村内の景気動向にも注視をする必要があろうかと考えております。

自主財源である使用料の確保は必要なことであり、浄化センターの更新事業を進める上でも、また、一般会計からの繰入金の削減にもつながってまいりますので、料金改定につきましては、議員の皆様とも協議をしながら議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上で２点目の質問の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 住民説明会におきましては、この１１条の加入分担金の返金を考えないという理由について、公定力があるからということのご答弁をされていたかと思いますが、それについてはどうお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 行政行為が取り消される以外につきましては公定力があるということで、その行政行為は有効ということで解釈しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） ですから、返金の理由の中に公定力というお考えがあるかということです。お伺いします。すみません、返金をしない理由の中に公定力というお考えがあるかということです。すみません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 返金を行わないということは、公定力ということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 公定力というのは、たとえ違法だとしても、取り消されるまでは原則有効とされるという効力と通常は考えられております。たとえ違法だとしてもというところが前提にあるわけです。ということは、言葉には出しておりませんが、この条例改正というのは、どこかに違法と言っていいのか、違法という言葉が妥当かどうかわかりませんが、どこかに間違ったところがあるという考え方が後ろにあると。これはもう平成２８年１２月の条例改正の審査をしました産業経済委員会の中でも、そういうことについては法律に基づいた一貫性のあるものにしたい、あるいは行政法的には違法性があるのではないかと認識しているという言葉がありました。これをもって私は条例改正に賛成をしたわけであります。

この公定力についてですけれども、取り消されるまでは原則有効とする前提として、たとえ違法だとしてもということがあるわけですから、これは言葉にはしませんが、取り消しに相当する条例改正と私は考えられるのではないかと思います。そうなりますと、取り消しの場合は、遡及効があるということでもありますので、本来、１１条でもう徴収した加入分担金については返金すべきではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 取り消しによる遡及効がない限り、公定力はあるということで、返金は申し上げないというのが、そういうつもりで行なっております。ただ、前段の件につきましてですが、違法を前提にということではありますが、各委員会等の執行部側のご説明の中に、そういった表現、ニュアンス的な表現があったとしても、客観的にはやはり取り消しによる遡及効がなければ、公定力が働くというのは、これは通常の行政法上のことですので、違法が前提ということではないというふうに執行部側では解釈しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） それでは、６条ただし書き以降の部分についてお伺いをいたしますが、６条ただし書き以降で、本来ならば平成１３年以前についてはここに該当しないんですが、それ以前について負担金を徴収したところについて、お返しするなどの処理をしております。このところについては、区域内のままとということでお伺いしていますが、それでよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） ６条ただし書きを施行した時点で返金をいたしました件につきましては、受益者負担金を一旦賦課し還付をした土地でございますので、配水区域の中に置くということしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） そうしますと、住民説明会の折には、そのところには、結局、その区域内に残すけれども、再度負担金は賦課できないというところ、徴収できないというところについては、実際１１条の７，８０２万８，０５０円と合わせて、本来ならばもう徴収できない額として報告されるべきではなかったかと思いますが、それについて、そういう形での説明はなかったかと思いますが、それについてはどうしてでしょうか。本来ならば、あわせて言っていたほうがよかったのではないかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） ご質問のとおり、資料に１１条だけではなく、６条の返金分、還付分につきましても記載をすべきであったと反省をしております。また、この件につきましては、２日目の、２回目の説明会の折、出席をされた方からのご質問でお答えをさせていただきましたが、改めてその分についての記載がなかったことは反省をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） この６条ただし書き以降の部分の区域外、要するに区域を外すというところの部分についてお伺いをしたいと思います。これについては、公告という行為はなされている部分なんではないでしょうか。そこについてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 現在、配水区域から除外する公告につきましては、今後行なってもらいますので、現在はまだ改正条例が生きていますので、公告行為は行なっておりません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） これが実は賦課をされる際の公告ということ、もちろん公告ということは賦課されるということになるわけなんですけれども、ここのところが再度、外した後にもう一遍、今度は区域外の流入分担金として賦課するということですが、ここのところは非常に大きなポイントになってくると思いますし、自分としては、やはり先ほども申し上げましたけれども、本来ならば、負担金をかけるべきところを、例えば農地のように徴収猶予にしておくなり、あるいは本当は負担金をかけなければいけないところを、６条ただし書き以降は加入分担金の規則に委任してしまったという事実がありますので、そうすると、本来は負担金をかけるべきところに一旦戻り、それからまた区域外になるのではないかと思います。そこのところをしてこなかった、負担金をかける行為を、そこのところを、やるべき行為をしてこなかったので、負担金も時効としてかけられませんし、あるいはまた加入分担金を今度かけるときは、そこについては重々研究されたほうがいいのではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） ６条ただし書きに該当する土地につきましては、受益者負担金に加え、加入分担金を賦課するという規定でございます。この時点で受益者負担金を賦課する賦課対象区域からは外れているものというように解釈をしております。こちらにつきましては、賦課対象区域外の状態でありますので、二重賦課等の受益者負担金の賦課漏れであったりということとはございませんというふうに解釈しておりますし、加入分担金と区域外流入分担金が二重に賦課になるということにもならないというように解釈をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） この下水道問題は、私たちにとってもそうですし、行政にとってもいろいろなことを投げかけて、問いかけてきたものだと思います。特にこの債権を管理することについて、一律の知識なり、あるいは事務の執行ができなかったりということで、債権管理がおろそかになった結果がこれになってきていると思います。

私は平成２６年３月議会ではこの債権管理について一般質問しているわけでございます。村長はそのときは前村長であったわけですが、行政としては債権管理の一元化については非常に有効な手段だと考える、また、債権管理条例の制定については、将来的には条例制定も必要と考えているとございますが、現在のお考え、この債権管理についてのお考え、債権管理条例の制定を見

据えた上での考えはいかがであるかをお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 債権管理につきましては、点検結果報告書のほうにも一部記載がございます。それから篠崎さんのほうでも一般質問等でおっしゃられたことも承知しております。なかなか庁内で検討をし始めたところでは過去あったわけですが、なかなか諸条件等、統一場を設けるところが難しいところでもありまして、今、上下水道課のほうでも試案的なところをつくっているところでもありますので、何分にも税目等というか、債権の種類によってはそれぞれいろいろな、滞納処分を含めたいろいろな面がありますので、難航していることは確かであります。前向きには検討いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 債権が複雑であるからこそ、きちんと債権管理の条例化なり、あるいはガイドラインをつくって村民に示すべきなんです。このところが村民に示されていない、あるいはまた行政職員の中で統一した処理ができないというところは、ここにあるわけです。担当課、担当課、あるいは担当する職員ごとにかわってきた結果がこれです。これはこの下水道問題が大きく混乱した一つの要因であるわけです。

この下水道問題について、村長挨拶の中では、今後事業を進める上で必要となる条例等の改正は順次行なっていきたいというふうにございました。この事業推進というのは何を想定され、また、どの部分の条例改正を想定されてこのようなご挨拶になっているのかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） それでは、まず上下水道課としての考え方でございます。

上下水道課につきましては、下水道に関する条例、規則だけでも十数本ございます。そういった条例、規則等につきまして、必要な改正を行うべきことがあれば順次行なっていくということでございます。また、上下水道課では、下水道事業のほかに水道事業も行なっておりますので、そういった水道事業におきましても、必要な改正すべきことがあれば行なっていきたいということで、上下水道課としては考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 村長としては、この下水道問題からご自分としては何を学ばれたのか、どういうふうにお考えになっているのか、一番は何を学ばれたのかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 下水道事業で何を学ばれたかということですが、今回の太田伸子議員の質問にもございます、説明会を開いて村長はどういうふうにしたかという質問もあるわけでございますけれども、この下水道問題については、私が議会のときから問題が発生をしたわけがあります。そんな中で、特に白馬村、それから大町市、小谷村、長野市、安曇野市というところでこの下水道問題が、未納問題が発生をしたわけでありまして、白馬村といたしましても、非常に当時、オリンピックが来るというようなことで、国のほうでも県のほうでもどんどん推進をしたということが、事業が追いつかないのに予算のほうでどんどん来たというようなことで、非常に徴収義務も怠ったというようなことであります。そして、当時を考えてみますと、下水道の滞納者、そしてまた税金の滞納者がリンクしているというようなことで、非常に現場は混乱をしたというふうに考えております。

そんな中で、白馬村独自の平成13年に賦課替えという条例、規則をつくったわけでございますけれども、当時の理事者、そしてまた職員の皆さんにしてみれば、本当に何かほかに手がないかということで相当考えたあげくの果てに13年に賦課替えということを規則で制定をしたわけでありまして、それが今となつては本当に混乱になったという、改めて難しくしたというような、そんな状況であります。そんな中で、この下水道事業に対してはしっかりと法令遵守、コンプライアンスをしっかりと守っていかなければいけないということを改めて感じたところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） コンプライアンスという今、言葉が出ましたけれども、さまざまな事務改善報告書等の中でも、ぜひ庁内で問題を共有化して今後も当たっていくんだということがございました。担当が代わればということではなくて、村長が代わればということではなくて、ぜひこのところが、この条例改正についてはグレーなゾーンを正すということでやってきたはずだと思います。この条例改正によって、またグレーゾーンを生まないように、また姿勢としても、コンプライアンスという言葉がありましたけれども、ぜひそこを遵守して姿勢として村民にもわかるように出していただけたらと思います。

一つ、白馬村上下水道課につきましては、年度ごとにホームページのほうで運営方針、運営指針といいますか、運営方針を出されております。これは非常にいいものでありまして、これは当然事務改善報告書の中でこういうふうにやりますということやってこられた一つの成果であると思いますけれども、これはぜひ全課でやっていただきたいと思います。この姿勢は非常に見えていいと思うんですが、全課でやっていただくことについてはいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 28年度につきましても、課長会議の中でいろいろとお話とか方針を出

し、課長会議の中で議論はさせていただいております。ただ、公表には至っていないという部分がございますが、実際には実施をしているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁も含め、あと14分です。質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 庁内で運営方針があるということですので、ぜひそれを村民にわかる形で出していただきたい。これは上下水道課だけが出せばいいという問題ではないと思いますし、村民にわかる形で出していただくようにぜひ希望したいと思います。

続きまして、質問の3番目に移ります。

美しい村と快適な生活環境を守る条例の検証についてです。

この条例につきましては、施行後、冬季2シーズンを経過いたしました。

そこで、検証作業が行われているのか、また、条例施行により状況は改善されているのかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の答弁に入る前に、先ほどの下水道の関係について、村長、何を学んだかという、そういった質問があるわけでございますけれども、ちょっと答弁不足でありますので、私のほうから1点だけお願いしたいと思います。

この問題については、非常に村民に対して不公平感、公正という部分で非常に迷惑をかけたということで、改めて村民の皆様方に多大な心配をかけたりご迷惑をかけたということを改めて感じたところであります。ちょっとその点落とししましたので、追加をさせていただきます。

次に、3番目の美しい村と快適な生活環境を守る条例の検証についてであります。まず、検証作業は行われているかとの質問であります。美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称マナー条例は、村民の生活環境の確保を目的とした条例であります。迷惑行為に規定した内容が複数の部署に及ぶことから、状況把握などの検証作業につきましては、庁内の一つの課に任せるのではなく、それぞれの課が所管する部分を担い、互いに連携する形で実施しているところであります。

ご質問の趣旨であります。外国人観光客の関係につきましては、関係する地区の区長様から情報提供や白馬村交番への聞き取り調査により、随時状況の把握に努めているところであります。この冬の状況につきましては、改めてスキーシーズンが終わりましたら、早い時期に各観光協会、索道事業者、商工会等の皆様にご参集をいただき、状況報告と意見交換の場を持ち、今後の改善施策につなげてまいりたいと考えております。

次に、条例施行により状況は改善されているかとの質問であります。白馬村交番署長によりますと、1月から2月の2カ月における刑法犯の認知件数は、去年は29件であったのに対し、ことしは27件です。また、昨年1月から3月の3カ月間に8件発生をした自動車の盗難は、こ

としてはこれまで1件の発生にとどまっているとのことでした。

しかしながら、外国人が起因する苦情等により、警察官が出動した案件は、昨年1月から2月の2カ月間で41件だったのに対し、ことしは45件と、若干増加している状況であることから、迷惑行為の絶対数につきましては、決して改善の方向に向かっているとは言えない状況と推察します。

先日開催した区長会連絡会におきましても、八方区長よりこの冬の状況を聞かせていただきましたが、まだ外国人観光客の目に余る行為は後を絶たないようでございます。

条例施行による効果につきましては、その評価が非常に難しいところではありますが、深夜の花火や路上スキーに関しましては、役場への通報や苦情等の件数が減少しているとの報告は受けているとのことであり、警察によるパトロールの強化はもちろんでありますが、花火を販売する店舗のご理解や路上スキー禁止看板の設置などの効果が少なからずともあったものと分析をしているところであります。

マナー条例の施行によって迷惑行為が明文化され、迷惑行為防止のための周知活動には、その根拠となるルールが定義づけされました。また、条例では迷惑行為防止の周知活動は、村と事業者の共通の責務とうたっております。村といたしましても、今後は迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するための施策を計画的に推進してまいります。同じく各事業者が独自に行う周知、啓発活動がより活発に行われることを期待するとともに、そういった活動に対する支援も行なってまいりたいというふうに考えております。

以上、3点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 私、質問に先立ちまして、白馬交番ですか、行ってまいりました。

聞き取りもさせていただきました。そういう中で、今お話にありましたように、12月には安全会議というのを役場、あるいは地区、そして交番のほうでやっていらっしゃるということなので、その後に今の答弁の中には、シーズン後にもそういった形の情報交換の場を設けたいということですので、ぜひそれは実施していただきたいと思います。

昨年、このつくるときに、例えば条例の検証を行なった上で、例えば罰則規定を設けるのか、あるいは今年度の状況を見て、条例の強化、内容の強化があるのかというところが非常に問われるところでございますが、これについて1点だけ、どのようにお考えになっているか、簡潔にお願いしたいと思います。お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） マナー条例の関係の今後の改正に向けてというご質問でございますが、やはり篠崎議員も聞き取りをされた中で交番の署長は、いわゆる飲酒系の迷惑行為というのが非常に多いという部分は、ほか幾つかの項目がある中でも、やはり増加傾向にあるという部分のご

ざいます。これについて時間をもう少し早めてほしいというような要望もございますし、それにつきましては、どういうふうな形でやっていくことがいいのか、それを早い段階での聞き取りの中で、当然事業者の方にも協力していただくというところも出てこようかと思えますし、外国人の方との意見交換の中ではライセンス制というような言葉も出ておりました。どういう形がいいのかにつきましては、また庁内、またはいろいろな関係する方と議論を重ね、その先に条例の改正が必要になるのかどうか、そこら辺を探っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ぜひこの条例は規制するように一見、思われがちですが、地域全体で安全で安心な住環境、あるいは観光地をつくり上げていく条例でありますので、今後についても情報交換を行う中で、ぜひ検討されていっていただくようお願いをしたいと思います。

最後になります。4番目の質問です。

日常生活支援総合事業開始に関連しまして、お伺いをしたいと思います。

29年4月からはこのサービスが開始されるわけですが、これは地域の実情に応じた支え合いの体制づくりが求められております。サービス開始は目前でございますので、以下についてお伺いをいたします。

まず、地域内で提供される総合事業サービスの内容と質の保証について、また、事業所指定の状況をお伺いします。

住民説明会開催の予定についてお伺いします。また、基本チェックリスト判定の開始状況についてお伺いします。

多様なサービスの担い手となり得る住民ボランティアの育成や今後の村内でのサービス提供の可能性についてお伺いをいたします。

これに最後の質問は、元気な高齢者に大いに地域で活躍してもらうことが今回の改正後の介護保険法のポイントなんです。これに関わるかと思えますので、内容をお伺いしたいと思います。29年度予算での高齢者の人間ドック補助、また図書館での高齢者向け図書購入の事業目標と内容についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 議長、時間はあと何分。

議長（北澤禎二郎君） 4分。

村長（下川正剛君） 長いので、途中でとめてください。

篠崎議員からの4番目の質問は、非常に熱い答弁を用意しておりましたけれども、時間がないようでありますので、途中でとまるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。

日常生活総合支援事業開始に関連し、4つの項目にご質問をいただいております。

最初に、地域内で提供される総合事業サービスの内容と質の保証について、また、事業所指定の状況についてであります。総合事業は、65歳以上の方が対象となる一般介護予防と要支援1、2に認定され方及び基本チェックリストにおいて事業対象者に該当した方が利用される介護予防生活支援サービス事業の2つにより構成されています。

一般高齢者事業については、従来どおり高齢者の介護予防の場として、体操、歌声等の5講座をNPO法人健学塾の協力により、通年で実施をしております。また、各地区公民館で行っている健茶会、地区で企画していただく集まりなど、住民主体の介護予防活動として支援をしております。

次に、介護予防生活支援サービス事業ですが、大きく4つに分類され、さらに訪問サービスと通所型サービスがあります。

順に説明をさせていただきますが、1つ目は、従来の介護保険で要支援の方に提供された内容に準じたサービスです。いわゆるヘルパー訪問やデイサービスと呼ばれるものと今まで変わりありません。4月からは訪問型サービスでは、白馬村社協へヘルパーステーションと北アルプス訪問介護ステーションの2事業所が、通所型サービスでは、デイサービスセンター白嶺、白馬村社協、デイサービスセンター岳の湯、デイサービスおらの家白馬の3事業所が事業所指定を申請中です。

2つ目は、訪問型サービスと通所型サービスの基準を緩和したサービスです。人員配置、従業員の資格要件、施設の広さなど、基準を緩和し、入浴、排せつ、食事に介助の要らない方にご利用いただきます。4月からは訪問型サービスでは、白馬村社協、ヘルパーステーションが通所型サービスでは、デイサービスセンター白嶺と白馬村社協デイサービスセンター岳の湯の2事業所が事業所指定を申請中ですが、各介護保険サービス事業所には、総合事業の趣旨を理解し、事業所指定を申請していただいたおかげで、総合事業がスタートできますことに感謝であります。

3つ目は、住民主体による提供されるサービスで、ごみ出しや電球の交換、布団干しなど、隣近所の助け合いや各地区での自主的に行われているサロンや体操、趣味の集まりなどから、今後発展させていくものです。白馬村では現在は既存のシルバー人材センターや社協のファミリーサポート事業に頼っている状況ですが、今後、手助けの需要と供給の要望に応えられるよう整備をしております。

4つ目は、従来の介護サービスですが、短期集中予防サービスと位置づけ、体力の低下した方、閉じこもりぎみの方などを対象に、理学療法士、健康運動指導士、または保健師による訪問指導や神城病院併設の運動施設を利用した通いの場である運動指導などを行います。

新しい制度が始まるにつけ、これらのサービスの内容を実質的にも充実をしていくため、核となる機関の質の向上と関係機関との連携を密にしていかなければならないと考えており、実行いたします。

2点目の住民説明会の開催の予定と基本チェックリスト判定の開始状況であります。3月24日午後1時半から3時までふれあいセンターの2階学習室で開催します。保険者である北アルプス広域連合と白馬村が合同で総合事業の概要、手続、サービス内容について説明をさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第11番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

第9番（田中榮一君） 9番田中榮一です。

今回は2つの質問を用意いたしました。始めに、機構改革について、次に防災についてであります。

始めに、機構改革について。

乳幼児から保育園を含めた子育て支援を教育委員会に移管し、ゼロ歳から18歳までを一本化する機構改革をこの4月から行うが、次のことについてお伺いをいたします。

1つ目に、村長としてこのような機構改革により、目指す子育て支援の目標をお伺いをいたします。

2つ目として、教育委員会では今後どのような議論をし、子育てを目指していくのかをお伺いをいたします。

3つ目として、待機児童解消にもつながる認定こども園の申請をするのかどうかをお伺いをいたします。

4つ目として、発達障がいと判定された幼児、児童・生徒に対する支援はステージごとの対応が求められているが、考えをお伺いをいたします。

以上4つ、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員の一般質問に対して答弁させていただきます。

私からは、1点目の機構改革により目指す子育て支援の目標について、3点目の待機児童の解消につながる認定こども園の申請について、4点目の発達障がいと判定された幼児、児童・生徒に対する支援はステージごとの対応が求められているがについて、まとめて答弁をさせていただきます。

第5次総合計画の基本目標の一人一人が成長し活躍できる村の項目で、若者が本村で安心して

子どもを産み育てることができる環境を整備し、少子化の流れを食い止めることが重要となってまいります。そして、若い世代の結婚から出産、子育てまでの一連の流れを切れ目なく行政や地域社会全体で支援し、本村の将来を担う子どもの成長を見守っていく体制、サービスの構築が求められていますという現状の課題において、目標として結婚から出産、子育てに切れ目のない支援を強化し、少子化対策を推進してまいります。そして、村の伝統を継承し、本村の文化のすばらしさを地域全体で学べるための取り組みや地域全体で将来を担う若者を育成する地域づくりを進めていきますとしています。

課題に対する目標に向かって、また、白馬村総合戦略において、子育て支援に関する事項が重要施策として位置づけられておりますので、前進させるための一つとしての今回、機構改革であります。

子育てや教育に対するニーズは多様化し、発達障がいなどの相談も多く、継続的な支援が求められており、子育て関係と教育関係の一元化で幼児期から学校教育の連携がスムーズに展開でき、ゼロ歳から18歳までの子どもに関する支援、施策が一連の流れが進めることができ、地域全体で総合的に子育てが可能になるものと思っております。

続いて、認定こども園の申請についてであります。認定こども園になれば、保護者の就労状況などにかかわらず、入園ができるようになるため、3歳以上児は学校教育と保育の両方を受けることができますが、3歳児未満は保育のみとなるため、保育者の就労等が入園の条件となり、入園の要件を満たしているにもかかわらず、入園できない児童がいる現状と変わりません。また、人こども園になることによって、さらに保育の必要のない児童の入園申し込みも見込まれるため、実際のところ、待機児童解消につながることはなりません。ましてや白馬幼稚園の児童の減少にも影響するかもしれません。

認定こども園への移行につきましては、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

最後に、発達障がいと判定された幼児、児童・生徒に対するステージごとの対応についてであります。平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、一人一人の発達障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援の3つのポイントが規定をされました。白馬村では、平成26年に白馬村子育て相談支援センターおひさまを設置し、専任の相談員、保育士が配置され、発達障がいを抱えるお子さんや保護者に対し、さまざまな相談、療育、病院や児童福祉施設などの関係機関との連携を行なっています。

具体的には、お子さんの発達に関するさまざまな相談、医療機関への受診動向、小集団や個別の療育事業や発達検査、お子さんとの接し方を学ぶためのペアレントトレーニング、障がいを抱えるお子さんを持つお母さん方が情報交換や学習をする親の会、保育園や幼稚園、学校での巡回

相談、地域の方々に理解を深めていただくための発達障がい者サポーター養成講座などを実施しております。

ステージごとの対応といたしまして、幼児期では、発達障がいはできるだけ早期に発見し、幼少期から周囲の人がそのお子さんの特性を理解しながら必要な支援をしていくことが必要だとされています。2歳児相談では、個別相談のほかに、小集団活動を取り入れて、集団の中でのお子さんの姿を確認する機会を設けております。言葉の遅れや場になれにくい、動きが多いなど、お子さんの対応に不安を抱える母子を対象に、小集団活動を経験してお子さんへの対応を学ぶ遊びの教室開催をし、入園までの継続支援をしながら、スムーズに入園につなげられるよう支援をしております。

次のステージとして、入園後は、保育園では個別の支援が必要なお子さんに対しては、加配の保育士をつけてきめ細かな対応ができるようにしております。保育園、幼稚園ともに定期的に大北圏域障害者支援センター、スクラム・ネットの療育コーディネーターや臨床発達心理士、理学療養士や作業療法士などの専門のスタッフの巡回相談を実施をし、必要に応じて個別相談の機会を設けており、スクラム・ネットとの連携が大きなポイントとなります。

また、平成24年から5歳児発達相談を開始をし、3歳児健診では見えにくい集団の中での社会性やコミュニケーション力の伸びや特徴を保護者とともに共通理解し、就学に向けての支援を考える機会とし、その支援が小学校入学後も継続的に行われるよう連携を図っております。

小・中学生では、発達障がい児がその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障がい児が発達障がい児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮することが規定をされており、特別支援学級を活用した特別支援体制や個別支援計画をもとに、必要に応じて関係者間で支援会議を行いながら支援の内容を検討しております。

また、教育委員会では、就学支援委員会を設置をし、専門的な見地から意見をいただき、支援を必要とする児童・生徒の適切な学びの場や支援内容の検討を行っているほか、教育相談員を配置して保護者や発達障がい児を支援する学校関係者などの支援を行っています。

また、学校内で社会でほかの人とかかわりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練であるソーシャルスキルトレーニングや専門スタッフによる巡回相談や療育相談、スクールカウンセラーによる個別相談など実施をしております。

児童福祉法に基づく福祉サービスとしては、学校事業終了後や休業中に生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進など、本人の希望を踏まえたサービスを行う放課後など、デイサービス事業があり、平成28年度からは白馬、小谷地域を対象とした事業所が事業を開始し、身近でサービスが受けられるようになっております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 引き続き答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 田中議員2つ目のご質問の教育委員会では今後どのような議論をし、子育てを目指していくのかというご質問についてお答えをいたします。

平成29年度から教育委員会で事務を行う子育ての部分につきましては、地方自治法の規定により、村長の権限に属する事務の一部が教育委員会に委任、または教育長に補助執行されるものでありますので、さきに村長が答弁いたしました基本的な方針に向けて、教育委員会では事務を執行してまいります。また、重要な方針決定は、総合教育会議を開催する中で、村長と教育委員会の方針をすり合わせてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、田中議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 再質問のほうは、1、2、3、4の前後するかもしれませんが、よろしくお願いします。

始めに、認定こども園のことについてお伺いをいたします。

現在、保育園のほうでは待機児童が今までは少なかったんですけども、ことはちょっと多いというような話を聞いているわけでありますけれども、まさにこの解消するということは、今私が考える中で、認定こども園というところが一番解消につながってくるのではないかというふうに思うわけであります。だから、再度認定こども園についてお伺いしたいわけでありますけれども、今回教育委員会に事務委任及び補助執行に関する規則がこれから定められるわけでありますけれども、委任業務として保育園及び認定こども園の運営に関するところというのが第2条の2のところに書かれているわけでありますけれども、ということは、これはやはり村の課題として大きなものであるという、そういうもとにここに書かれていると思うんですけども、再度この認定こども園についてのところをお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 認定こども園についてご回答させていただきます。

認定こども園というところの移行については、検討していかなければいけない課題だというふうに思っております。現に、仮にしろうま保育園が認定こども園に移行した場合、メリットがあるかどうかというところにつきましては、現段階では移行したとしても変わらないという状況であります。もう一つ、小学前の受け入れ施設といたしまして、幼稚園という組織がありますけれども、幼稚園が認定こども園になり、3歳未満の児童を受け入れられる体制が整えばという仮定で申しますと、認定こども園にするメリットがあるというふうに感じております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ぜひ民間の幼稚園とも相談をしながら、ぜひ保育のところ、待機児童の解消というところを協議をしながら進めていってほしいなというふうに思います。

それから、これから教育委員会のほうにいろいろ子育て支援のほうも移行していくわけであり
ますけれども、児童扶養手当というところに関するところ、これは他の市町村でもここだけはち
ょっと教育委員会のほうでは難しいのではないかなというようなことも言われているんですけれど
も、この児童扶養手当に関するところは村として変わらず教育委員会のほうに移行するのかわ
るか、それをお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 児童扶養手当の事務も含めまして、教育委員会のほうに移管とい
うことになります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） じゃ、教育委員会のほうか総務課のほうなのか、村長なのかちょっとあれ
ですけれども、それでよろしいんですか。

児童扶養手当というところは先ほど言いましたように、近隣のところでは、ちょっとここだけ
は福祉課というんですか、それぞれの担当のところでもって残しておくというような形態をとっ
ていると、それぞれの機構改革の中で、保育のほうも近隣のところでも全て教育委員会のほうに
移行しているわけでありますけれども、この子育ての児童の扶養手当、そういう面のところだけ
は福祉のほうに残しておくと、それで教育委員会のほうには移行してはいないというようなこと
をとっているというところで、教育委員会としてみれば、全部引き受けて、それでやるという
ところで理解よろしいのかどうか。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいまのご質問につきましては、1月の終わりに総合教育会議を開いて
おります。その中で、教育委員の中から同様の手当の部分については福祉の根幹というようなど
ころで、教育委員会のほうで取り扱う市町村については少ないのではないかなというような、そん
な意見も出たところでございますが、理事者の意向として、教育委員会のほうでやったほうがい
いということから、今回のような形になった、そんな経過でございます。よろしく願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） そのところは、よそのところも非常に悩んでいるところではないかとい
うふうに思います。だから、移行したとしても、このところは常に注意をしてというとおかしいん
ですけれども、福祉課のほうでも常に頭の中にこれを入れておいて、教育委員会のほうも何かあ
ったら健康福祉課のほうに相談をするという、そういう連携というものを常にとり合いながらや
っていただきたいなというふうに思います。

次に、これから機構改革、それから先ほどそれぞれ子どもたちをどう育てていくかというところ
をちょっとお伺いをしたんですけれども、先日、村民のボランティア活動というところを広告、
チラシに載ってきているわけでありますけれども、信州型コミュニケーションというところがこ

れからの子育てというところで、どういう方向で行くのか、なぜああいうチラシを全村民に配ったのかというところをお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 先日、新聞折り込みで白馬中学校での学習支援ボランティアの募集というようにチラシを折り込みをさせていただいております。これにつきましては、平成27年度より実施をしてきている事業でございます。基本的には信州型コミュニティスクール、こちらへの移行を一番の前提としまして、その中のメニューとしまして、地域の方々から学校に対しましていろいろ支援をしていただく、特に学習等、村民の方々に子どもたちと一緒に指導や、また学んでいただきたいというような、そんな趣旨から募集をしたところでございます。

大体この信州型コミュニティスクール、今回の学習支援ボランティア、それからあと、キャリア教育の関係、それから学校の施設等、また通学等の安全確保等、そういうようないろいろな分野で活動をお願いをしていきたいというような形の中から、10月でございますが、運営委員会というものを立ち上げたところでございます。これは、いろいろなボランティアの代表の方だとか、民生児童委員の方だとか、いろいろな方々にその役員がこの委員会に入っていていただいてこの会を運営していく、いろいろなそういうボランティア等活動していただく、そんな形が成立をしましてスタートを切ったということで、今回その形の中で募集をかけているという形でございます。

地域の方々、それぞれ学校にいろいろな形でご支援をいただく、そんなところを基本にしておりまして、先生方がかわっても地域の方々が変わらず支援をいただける、そんなシステムを考えてきているのが信州型のコミュニティスクールでございます。

29年度、小学校も両小学校、そんな形で始めてまいりたいというように今考えておりまして、ただいま準備段階に入っております。また、いろいろなボランティア等、募集をさせていただいたり、また、運営委員会の組織の中に入っていたりというような、そんなことも出てくるかと思いますが、議員の皆さん方にもぜひそんなところでご支援をいただければありがたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 村長にこの学校のボランティア活動についてというところをお伺いをしたいというふうに思います。

今、教育長から答弁ありましたように、本当に前向きに村民の力をおうかがいをして、それで子どもたちを育てていきたいというところで、非常に私も大賛成であります。大いにボランティアの活動に私もというような感じで参加して、多くの方が、村民が参加をしていただきたいなというふうに思います。

この学校ボランティアの活動というところで、村長はどうですか。どういうふうに考えていら

っしやいますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、教育長が答弁したとおりであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 総合教育会議の議事録の中に村長が、最近は区に入らない人がいるので、学校ボランティア活動を通じて、白馬村村民が一緒になってやっていく姿になれば、白馬村が一つになっていくことに大いに期待できるという発言が載っています。非常に村長ご自身もこのところについてはこのような考えということで、私も非常に村長自身が私の期待するところであります。

それから、もう少し深くではないですけれども、最後の質問にしますけれども、ＩＣＴのところをちょっとお伺いをしたいと思います。

今、長野県のパイロット校というようなことになっているんですけれども、今の白馬中学の現状というところを簡単に教育長、説明してもらってもよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 長野県のＩＣＴ教育のパイロット校として、白馬中学が平成２７年から指定を受けて、県の教学指導課の指導を受けながら、また、いろいろな大学の先生方のご指導も受けながら、ＩＣＴの活用をしながら、協働的な学びということを前提にしまして事業を展開をしているところでございます。ただ機器を使ってどうのこうのではなくて、その協働的な学び、いわゆる今、横文字で言いますと、アクティブラーニングというような、講義型の授業ではなくて、それぞれ児童・生徒がそれぞれ話し合いをしたり、また、そういうところにＩＣＴの機器を活用したり、そういうことをしながら授業をしていく、また、いろいろな意見も自分たちで述べられていく、そういうような形の授業を展開をしていくという形のものでございまして、これは次期学習指導要領の中でもウェートの置かれていく内容となっております。そんな形の中で白馬中学校が県のパイロット校として、一部の授業だけではなくて、できるだけ多くの授業、ほとんどの授業で活用しながら、使うところは使って授業をしていくということで進めておるところでございます。

一応、２７年度に導入しまして、１学年分整備をしたところでございますが、２９年度、もう１学年分整備ができるということで、一遍ではございませんけれども、年度を経ながら３年全体をカバーできるような、そんな体制に持っていきながら活用してまいりたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 昨年の９月１６日に白馬中学校でＩＣＴのシンポジウムがありましたが、

私もそのところに参加をしたわけでありましてけれども、先生によっては得手、不得手というところ、それぞれの先生方にも何か差があるところもちょっと見受けられたというところが聞こえてきたわけでありましてけれども、やはり指導者というところの確保ということも、非常に大事なところだというふうに思います。

だから、ぜひ教育委員会の、校長先生もいらっしゃるんですけども、ぜひICT教育に意欲のある先生方にぜひ白馬においていただいて、それでなおかつ指導能力というものを高めてもらわなければいけないと思うんですけども、その点どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 今、白馬中学校の先生方、それぞれ若い先生からお年を召された先生方まで幅広くおられるわけございまして、なかなかそういうICT機器に不得手の先生方もおられるのは現状でございます。しかし、学校のそういう体制のもとにいろいろな指導の先生方にも入っていただきながら、また、その中でリーダーとなっただけの先生方には、いろいろなどころへ研修に出かけていただいたり、また外部から講習に来ていただいたり、そういうような事業、長野県でパイロット校に対しまして助成事業を活用して、そういう研修の指導してくれる先生方の派遣などもしていただいております。そういうところを十分活用しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ぜひ優秀な先生方がいらっしゃるよう環境整備です、住宅の環境整備ということも大事なところだというふうに思います。そういう意味合いにおいても、ぜひそういうところも遠くからお見えの先生ももしかしたらいるかもしれないので、そういう環境整備というところもぜひ配慮をいただきながら、この対応をしていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

それでは次に、防災についてであります。

日本赤十字社長野県支部の災害救護活動報告によると、神城断層地震では、日赤、赤十字社より医療救護班の派遣、毛布等の救護物資の配布、義援金の募集、受付の窓口となり、2億8,947万1,050円の義援金全額が被災者に届けられました。また、白馬村の地域赤十字奉仕団による炊き出しも行われました。

次のことについて伺いをいたします。

異常気象等、大規模災害が想定される昨今、赤十字奉仕団活動は、地域になくてはならない組織と考えますけれども、奉仕団の現状と課題について伺いをいたします。

2つ目に、地域防災計画を今つくっているんですけども、地域防災計画策定の進捗状況をお伺いをいたします。

以上2つです。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の2点目の質問に対して答弁させていただきます。

防災について、最初に、異常気象など、大規模災害が想定される昨今、赤十字奉仕団活動は地域になくてはならない組織と考えるが、現状と課題についてですが、赤十字奉仕団は、赤十字の人道、博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々による全国的なボランティア組織で、その活動内容は、活動地域、構成者によって市町村ごとに結成している地域赤十字奉仕団、社会人や学生などによって組織されている青年赤十字奉仕団、無線や看護職などの専門技術を持った人々が集まって結成される特殊奉仕団の3つに分けられています。また、都道府県には日本赤十字社の支部が配置されていますが、その下部機関として市に配置される地区、町村に配置されている分区があり、白馬村赤十字奉仕団は、白馬村分区で奉仕活動を行う地域赤十字奉仕団に位置づけられています。白馬村分区の分区長は白馬村長の私が務めており、白馬村社会福祉協議会が白馬村赤十字奉仕団の事務局として白馬村分区における奉仕団の事務を行っております。

現在、奉仕団には117名の団員が登録されており、これは4年に1度、日本赤十字社に登録を行っており、平成26年の全国一斉登録時の数字です。

本村における奉仕団活動は、昭和36年4月の結成依頼、婦人会が担ってきましたが、残念ながら、平成27年度末で婦人会が解散となってしまう、今年度については無理を申し上げて現行の体制で継続をしていただいておりますが、活動母体を失わくした奉仕団の継続も難しい状況となっております。

このような状況は、他の地域奉仕団でも同様で、県内は平成23年度末に3万7,000人弱いた地域奉仕団の団員も、平成27年度末には約3万人と、5年間の間に6,700人ほど減少しており、また現在、県内の地域奉仕団で2団が休団中で、団員の確保が大きな課題となっております。

田中議員がおっしゃるように、平成28年度も4月の熊本地震、8月の台風10号など、全国的に自然災害が頻発している中で、さきの神城断層地震における炊き出し活動など、赤十字奉仕団の果たす役割は大きなものがあり、災害時のみならず、赤十字奉仕団の人道、博愛精神に基づく活動は多岐にわたり、明るく住みやすい地域づくりを進める村としましても、本当になくはない重要なボランティア組織であると考えておりますので、さまざまな課題を解決をしながら、広く村民の皆様の理解を得て、赤十字奉仕団を将来にわたって継続をしていけるような取り組みを関係機関と協力し、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域防災計画策定の進捗状況の質問についてお答えをいたします。

本村の地域防災計画につきましては、災害対策基本法を始めとする関連法律の改正や国の防災

基本計画の見直し、長野県地域防災計画との整合を図るなどの理由から、大幅に見直すこととして、その業務をアジア航測株式会社長野営業所に委託をし、これまで作業を進めてまいりました。

作業に当たりましては、現行の白馬村地域防災計画を初め、防災ハザードマップや各種防災関連資料、そして長野県の防災計画を初め、国土強靱化計画、地震被害想定調査、浸水想定区域図などの資料を収集、見直しの基本方針の検討、災害対策基本法の改正を初めとする国や長野県の動向との調整作業などを経て、１２月の計画素案が完成をいたしました。

その後、総務課による内容確認作業、庁内各課への意見照会及び内容確認作業を終え、今月初旬には計画素案の修正作業を完了し、３月６日に北安曇地方事務所を経由して長野県知事に計画素案を送付し、現在、事前協議を行っているところであります。

長野県の担当者からは、事前協議には最低１カ月半の期間を要するとの指導をいただいております、事前協議が順調に進んだ場合には、４月２０日ごろには回答があるものと想定をしているところであります。

今後、長野県との協議の結果により、どの程度の修正作業が必要になるかわかりませんが、予定どおりの時期に回答があるとした場合、この修正にできる限り５月上旬までに終わらせ、５月下旬には白馬村防災会議を開催し、新たな地域防災計画の策定作業を完成する予定であります。

以上、田中議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第９番（田中榮一君） それでは、私もこの日赤奉仕団のところはよくわからないというところで質問しているわけでありまして。それで、以前は婦人会イコール日赤奉仕団というような形をとっていたんですけれども、実際はそうではないよというようなところも聞こえてくるわけでありまして。そのところを整理したいというところで質問をしたいというふうに思います。

それでは、白馬村地域防災計画というのは、平成１１年度に作成されているわけでありましてけれども、今回、何年かぶりに見直すということでもありますけれども、ページの３１ページのボランティア活動の環境整備というところがあるわけでありまして。それによりますと、大規模災害の場合、村及び防災関係機関の職員だけではその対応が困難であると。災害が発生した直後のマンパワーによる応急対策は、ボランティアに依存する部分が非常に多い。よって、平常時からボランティアとの連携を強化し、災害時の円滑な活動を実施するために、社協との連携を図り、環境や体制の整備を行うというようにこの防災計画に記されているわけでありまして。

当時、防災ボランティアの団体というのは、白馬村では１９団体、３４８名で個人が４２名、総勢が３９０名というような形でもって登録されていたというところで、今、この数字を実際にいってないものであれですけれども、恐らくこれよりも少なくなっているだろうというふうに思います。

先ほど１１７名が今、登録されているというところでありますけれども、婦人会が今、解散さ

れていて、事実上は今、機能していないというところではないかというふうに思います。

ついては、質問でありますけれども、日赤というものは厚労省の直轄の認可法人でありまして、災害対策基本法及び国民保護法の指定公共機関に位置づけられており、各地域に法人を設けて、住民の救済のために行政と協力してボランティア活動をする事が定められております。

神城断層地震の際も明らかになったように、避難所開設と同時に、日赤奉仕団を中心に、地元のボランティア団体が行政と協力して炊き出しを行い、被災者への食事提供等の支援を行うことができたわけであります。これは、この復興への軌跡というところにも書かれているわけであります。

被災者への食事提供等の支援を行うことができたということで、これは日ごろから日赤奉仕団が炊き出し等の訓練を受けていたことと、さまざまな活動を通じて信頼関係が培われ、協力体制が整っていたためであるということであるかというように思います。

ということを非常に奉仕団活動、9日間にわたって行われたというところで、今、見通しが非常にないというところで、来年度の見通しはというところを聞きたい、組織づくりというところはどうするのかというところを聞きたいんですけれども、これはどなたに聞いたらいいいのかどうかあれですけれども、以前、社協にいた副村長にお伺いしてもよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 組織づくりの件でございますけれども、事務局は社会福祉協議会になってございます。社会福祉協議会が中心となって、もちろんこれは行政区問題の加入のこととか、さまざまな件が関係してございますので、白馬村役場庁内の総務課等々、調整しながら、積極的に進めていくことが大切かというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 総務課長、今、副村のほうから総務課と相談しながらという答弁があったわけですが、総務課長、その点はどうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 総務課の防災担当課としてのこれまでの経過について若干お話輪させていただきます。

この白馬村日赤奉仕団の今後ということで、昨年11月30日に定例課長会議の中で、社会福祉協議会からの議題で、今後どのような体制を整えていくかという部分について、庁内でも議論をさせていただきました。

大北管内でも、それぞれ構成の数も違いますし、役員の方、例えば白馬村でいけば、これまでの婦人会組織にお願いしていたという部分もあるんですけれども、解散した中でどういうふうにしていくのかという部分でいろいろ議論を重ねましたが、直ちに各地区に何名かのお願いとか、

そういう部分というのは非常に厳しいであろうということから、一応、会員の中では、現団員への働きかけ、また、新たな募集活動を行なって、その後に地区に対しても集まるといいますか、登録する人数にもよろうかと思えますけれども、その辺についてはそのような流れの作業をしていけばどうかということで課長会議での議論は一旦終わっているというところでございます。

それで、防災計画のほうにつきましては、やはり実際に神城断層地震のときにも炊き出し等に当たっていただいたというマンパワーは依存せざるを得ないという部分には残ります。それがボランティア組織になるのか奉仕団になるのかという部分については、今、県とも協議を行っておりますので、その内容にはボランティアという名称であったり、奉仕団という名称も中にはございますけれども、総務の防災主幹課とすれば、体制のほうは整えてまいりたいと。ただ、やはり新規減というところがありますので、それについてはいきなり、先ほども副村長が申し上げましたが、区の加入ではありませんけれども、区にすぐ依存ということになれば、またこれもひとつどうなんだというような声が起こるかと思えますので、その辺につきましては、慎重に対応を、社協のほうと調整をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 今、総務課長、私どもが担当課であるという答弁をいただいたというように解釈をいたしますので、ぜひこの組織づくりのところは、防災担当である総務課が音頭をとっていただいて、それで社協に事務局等をお願いするというような形になろうかと思えますので、ぜひ早急な組織づくりというものに着手をしていただきたいなというように思います。

提案といえますか、再度確認というところでもありますけれども、もう一度、村長にちょっとお伺いをしたいと思うんですけれども、くどいようでありますけれども、この日赤奉仕団についてというところでお伺いしたいと思えますけれども、災害時の防災活動を円滑に実施するため、日赤奉仕団の存続というのが、村長ご自身、どのように考えているのかお伺いしてもよろしいですか。分区長である村長に、日赤奉仕団についてというところを簡単に述べていただければというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成26年11月22日の大震災におきましては、本当にこの奉仕団の皆様方に大変ご協力をいただいたということで、村といたしましても、大変ありがたく大事だというふうに思っているところであります。そんな中で、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、非常に奉仕団ということは大事なことでありますので、また全庁を挙げて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含め、あと7分です。

質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、確認の意味で、ちょっと述べたいというふうに思いますけれども、先ほど申しましたように、至急、組織づくりと団員の確保というところをよろしくお願いたいというふうに思います。理想は全地区であります。神城断層地震のときはごく一部でありましたけれども、これが全村になった場合にはということを想定しますと、非常に心配になるわけであります。理想は全地区の方にお願いをしたいと。それから、別に女性に限らず、男性もこの団員になっていただくというところも大事なところだというふうに思います。

それから、2つ目として、奉仕団との連携がとれる行政担当者、担当課というのは先ほど総務課ということで述べていただいたんでありますけれども、この命令系統というところをきちっと示していただきたいというふうに思います。

それから、非常に常時にできない、ふだんできないということは、非常時にもできないというように言われておりますように、日ごろから関係者と連携をして、炊き出しや救護活動などの訓練が実施できるように、いろいろなところを計画をしていただきたいと思います。特に防災訓練等の中で関係者との連携をとって参加をしていただくというようなところをよろしくお願いたしたいというふうに思います。

ずっと日赤奉仕団を中心に質問してきましたけれども、これから冊子をつくって全戸に配布するというようなところも計画しているようであります。ぜひ各家庭における防災の指針や地区防災計画、特に地区防災計画というものを計画してほしいなというふうに以前質問したことがありますけれども、そんなところも検討していただきたい。防災資材、機材等の点検も非常に至急の課題であるというふうに思いますし、今後住民と一体となって災害に強い村づくりのスムーズな取り組みを期待をしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、私たちという言い方はあれですけれども、この任期を終わるわけがあります。私も8年いろいろ議員としてやってきたわけでありまして、いろいろ公約等掲げてきたんでありますけれども、自分の信条として4つのことを述べてきました。特に宿泊につながる観光と地産地消を基盤とした農業や積極的な産業の最高値を目指したいと、それから、確固とした教育条件の整備に努め、個性豊かな人材育成を目指したいと、3つ目に、医療、福祉、介護の充実に努め、地域で支え合う体制づくりや環境整備を目指しますと、最後に4つ目として、ここが一番私の目指したいことだったんですけれども、村ごと運動公園を目指したいというようなところがありました。そんなような考えのもとにいろいろ質問をしたわけでありまして、村長を初め、課長の皆さん、非常に真摯に私の質問を受けていただいて、懇切丁寧に答弁をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第9番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時02分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 第6番太田伸子でございます。

まず、3月第1週には、私たち地域にとってもとても衝撃的なニュースが流れました。1つは、3月3日、フィンランドで行われたノルディックスキー選手権大会で白馬村出身の渡部暁斗、善斗兄弟が複合団体で銅メダルを獲得し、ピョンチャンオリンピックに大きな手応えを感じさせる快挙であり、村内に明るさと希望を持たせるニュースでありました。

一方、5日午後3時頃、県の防災ヘリが遭難救助訓練中に墜落し、翌日には搭乗者9名が死亡するという衝撃的なニュースが流れました。この防災ヘリには、各地の消防署から派遣された隊員が搭乗していたとのこと。我が北アルプス広域消防署北部消防署からの研修派遣されていた1名の尊い命が失われました。犠牲になられました方々に心からご冥福をお祈り申し上げ、このような悲惨な事故が二度と発生しないことを念じてやみません。

このことを申し上げ、2期8年の総仕上げとして、通告に従い一般質問を行います。

通告に従って1番目に、白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例の改正についてをお伺いいたします。

先ごろ、2回の住民説明会を終えられて、村長のご感想をお伺いいたします。

説明会では、第11条の加入者分担金を廃止することとなり、徴収できなくなる額は7,802万8,050円と聞いています。6条のただし書きを削除することにより発生する時効消滅額をお伺いいたします。

この条例は、平成29年4月1日を施行日としています。加入分担金の過去に納められた件数と総額をお伺いいたします。

これからの質問に対して、11条とか6条ただし書きとかというところはなかなかわかりづらいのでありまして、そのところは省略させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

最初に、2回開催をした住民説明会を終えての感想であります。説明会では改正内容への質問、意見のほか、受益者負担金の単価、負担金を納付した方と未納の方との不公平感、加入分担金の違法性といった下水道事業にまつわる事項に対してご質問をいただき、下水道事業の難しさを改めて感じたところであり、事業が始まって20年が経過しますが、村民の皆様の事業に対す

る厳しい目線があることを再認識をしたところであり、しかし、下水道事業は、自然環境の保全と快適な生活環境の形成といった目的があり、観光立村である白馬村にとって重要な事業であったと考えております。

今後の行政運営につきましては、下水道事業のみならず、村民の皆様に対しまして、公平で不信感を与えることのないよう、肝に銘じて行なってまいりたいというふうに感じているところであります。

2点目の第6条のただし書きを削除することにより発生する時効消滅額についてですが、第6条ただし書きに該当する土地は、平成13年4月1日以降の1,000平米を超える建物を有しないグラウンド、テニスコートといった社会体育施設、山林・原野で受益者負担金の賦課に替え、加入分担金を賦課するとした土地であります。加入分担金は、下水道に接続する申請行為があった場合に賦課徴収する分担金であります。このため、下水道に接続しない状況では、加入分担金の賦課は発生いたしませんので、加入分担金の消滅時効となる金額はございません。

なお、第6条ただし書きの規定により賦課替えした土地で下水道へ接続する申請行為があった土地は2筆。加入分担金の未納はございません。また、受益者負担金につきましては、加入分担金に賦課替えをしており、受益者負担金を賦課する対象区域から外しておりますので、受益者負担金につきましても、消滅時効となる金額はございません。

補足となりますが、26日の住民説明会の際、参加者からの質問に対しお答えをした項目のうち、第6条ただし書きを制定した際、第6条ただし書きと同様の土地で受益者負担金を納付されている方に対し、受益者負担金か加入分担金のどちらかを選択してもらうことを行なっております。加入分担金を選択された方には、当該土地分の受益者負担金を還付しており、その金額は728万1,000円で、この金額は加入分担金を廃止することにより、受益者負担金として徴収できなくなる金額としてお答えをさせていただきました。

3点目の加入分担金の納付額と件数ですが、加入分担金として賦課した総額は670万6,800円で、納付された総額は572万5,400円、納付された方は7名、筆数は21筆、面積は5,504平米であります。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 住民説明会ですが、2月23日と26日、23日は午後7時から、26日は日曜日午後4時からという時間帯でありました。私は23日に住民説明会に伺って、住民のご意見、どういうものが出るのかを聞きに参りました。そのとき、住民説明会と言いながら、議員のほうでも7名ほど意見を聞きに来ております。また、行政の方は13名ほど来られておりました。それ以外の住民の方というのは、6名です。6名しかお見えになっていませんでした。日曜日はどうしても用事があったのでお伺いできませんでしたが、出席されていた人に聞いても、

10名足らずの村民の方であったと。そのうち3名の方には神城にも来られていたし、ウイング21で説明会をされたときにも来ていたと。延べにすれば20人弱ですが、こういうふうにダブっている方がいらっしゃるというところで、この2回だけの説明会で十分理解していただけたと村長はお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2回で十分な説明会が終わったかというような質問でありますけれども、時期的にも若干問題はあったかと思っておりますけれども、4月1日から改正するというようなこともありまして年度末になったわけでありまして、スキーシーズンというようなこともありましたが、一応村といたしましては、2回の説明会でというふうに考えておりますし、前回の平成26年5月に開催をされました説明会でも非常に出席率が悪かったというようなことは聞いているわけでありまして、それと同じように今回も出席者が少なかったというふうに感じております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それでは、村のほうとしては、この2回の説明会で、これから4月1日から施行する条例に対して説明が終わったというふうな判断をされているというところでよろしいですね。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 2回で説明会が終わったということでよろしいかという再質問でございますけれども、説明会自体につきましては、先ほど村長が申し上げたとおりなんですが、第1回目の説明会にも住民の方が、ここでやったということを確実に残していただきたいという発言がございました。その言葉どおりに、その説明会の資料並びに中身につきまして、ホームページ等で周知はしていきたいというふうに思っています。それから、そのことに、ただ単にホームページに出すということだけでなく、それなりに喚起をするような方法はとっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） そもそもこの受益者負担金の問題というのは、払った人、払わない人、それから払えなかった人もいらっしゃるかもしれませんが、村民の不公平感というところがそもそも問題であるというふうに思っています。

それで、事務改善報告書のところでもいろいろな複雑な事業というか、事務常務があつてとおっしゃるんですけれども、私はそんなに複雑な事務業務ではなかったのではないかと。まずは負担金が900円である、分担金に変えれば1,350円である、それから区域外としたところで、区域外から引き込まれるときには900円である、この3つしかないんですよね、徴収するのは。

だから、もう少し法律にのっとったというか、すれば、別にそんなに複雑なことではなかったはずなんです。ただ、都市計画法で徴収しなければいけなかったところで、白馬の皆さんは土地が広くて対辺であったというところから、この問題が大きくなってなかなか払えない方が出てきて、その当時はよかれと思って変えてきたことが、いろいろな複雑化になってきたのではないかというふうに思っています。

ただ、もう今、どうしても越えられないことがあるんです。それは時効というところですよ。もう時効というところがある限り、この際、いいですよ、払いますよといただいても、時効のお金はいただけない。いただいてしまえば、また還付加算金を足して返さなければならない。とにかく時効ということはもらえないんですよ。

それで、先ほどおっしゃいましたけれども、私たちが前にいただいた資料のところで、今残っているもらえない猶予地、猶予地というのは猶予しますというところで、これから先、地目が変わったときにはいただけるのではないかという、まだ時効にもならない、見直せば幾らか時効は出てくるかもしれないけれども、ある程度まだいただける可能性があるというのが10億6,000万。これは行政から出された資料です。これはまだ時効が迎えていませんが、先ほどの6条という広い土地、原野、林などのところは、1億7,700万あります。そのうち、先ほどおっしゃったのは、728万円というところは、一旦賦課してお金をいただいたのを返しているんで、2回は賦課できないというところで、このお金がもらえなくなる、それは728万円というふうに村長がおっしゃいました。それから、11条というのは、加入者分担金に変えた金額でまだいただいていたお金というのが7,800万円、これは加入者分担金を廃止いたしましたのでもらえなくなりますという行政からの説明がありました。まず、神城で行なったときには、7,800万円というお金がいただけなくなりますというふうにおっしゃっていました。しかし、もう私が考える、私だけが考えるのかもしれませんが、下水道事業が終わって17年、平成17年に終わってから5年いないに賦課しなければ時効になるというのが一つです。そこから5年間の分割をしたとしても、最高10年間たっていれば、ほとんどの土地は賦課していなければ、もう時効というところになると思うんですよ。その辺のところをはっきりと、もう少し村民の方の住民説明会のところでも、こういう金額があるんです。でも、もう時効でどうしようもないというところははっきりとおっしゃっていただきたかったなというふうに思います。

村民の方の中には、やはり不公平感に対してすごく大きな声が出て、行政に対しての不信感というものの、また、議会に対しての鋭い質問というか、不信感を募らせておられる方もいらっしゃいました。やはり何を置いても、この不公平感をどういうふうにして緩和していくか。もう不公平は仕方ないんですよ。その辺をどういうふうな形で村民の方に理解していただくか。たった2回の説明会でこれが済むのでしょうか。一番忙しい中ですし、私は条例改正のときに反対させていただきました。条例改正は必要だけれども、住民の方の、まだ全然説明会もしていない、理解

ももらえていないのではないかとというところで反対させていただいたんですけれども、この不公平感に対してのもう少し説明会というのは考えておられないのでしょうか。村長、お考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 不公平感についてですが、これまでもたびたび申し上げているところでありまして、この不公平感を払拭、実質的にできないということは、まことに申しわけないというふうに思っている、そのことはたびたび機会を捉えて申し上げているところでもあります。

先ほども村長、登壇しておわび申し上げましたけれども、そのとおりでございます。確かに不公平感もうぬぐえないというところは確かです。ですから、改めてここでおわび申し上げるところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） きょう一日、一般質問をお伺いしているんですけれども、村長からのご意見がなかなか聞けないというのが大変残念であります。村長のご意見もぜひ伺えればいいなというふうに思っています。

それで、この条例改正によって、下水道負担金問題全てが解決されたとお思いでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど不公平感という話がありましたけれども、私もこの前、説明会でもそういう話は、不公平感を払拭することはできないということで説明会を行なったところでもあります。この下水道問題については、今まで太田議員、我々と一緒に議員をやっているときに発生した問題であります。そんな中で、もう一度確認をさせていただきますけれども、事務改善報告書というものが、太田議員、よく知っていると思いますけれども、26年5月に白馬村受益者負担金事務改善報告書ということで説明会を村内の3カ所で行なったというふうに聞いております。そして、その報告書の中で、受益者負担金条例第6条のただし書き、山林形状を有する山林・原野、1,000平米以上の社会体育施設用地により、加入分担金賦課される区域は、配水区域から除外することを検討、加入分担金制度は多くの問題をはらんでいることから、制度の見直しを検討しますということが事務改善報告書で提出をされ、皆さん、承認をされているというふうに私は理解をしているわけであります。

そして、その当時の意見の中で、事務改善報告書の外部機関による検証をしると、こういった意見が出されたというふうに聞いておりますし、加入分担金制度の見直しにあたり、受益者負担に関する条例及び加入分担金徴収規則を改正、事務改善報告書の検証評価をあわせ、専門家の意見を聞けと、こういった意見、そして3番目には、受益者単位負担金の遡及改定の不実施など報告をされました。

このことを踏まえて、今回議会に意見とともに再三いろいろな先生方と勉強会を開いて、どうすればいいかということで再三やってきたことは、太田議員も十分承知のことだというふうに理解をしているところであります。そういった中で先生方の指導をいただきながら、今回条例改正をしたというふうに思っているところであります。

そういった中で、先ほど不公平感についてはどうするかということをこの前の2回の説明会でも言われました。その関係については、今どうしようもないというのが実態であります。できれば不公平感のないように、何とかいい方法があればということでもありますけれども、今の現状では、そういったことはできないということは、太田議員も十分承知だというふうに思っております。

そして、今回のいろいろな意見の中で、本当に住民の皆さんからいろいろな職員の職務の怠慢というような声も出ましたし、それから、不公平感というようなことも出ました。そのことに対しては、私も真摯に受けとめて、そして村民におわびをするしかないというふうに至って、今回の条例改正であります。

そんな中で、これからまた進めていく上でも、いろいろな障害というか、問題が出る場合もあるかと思いますが、そのときには真摯に受けとめて、スムーズな下水道事業ができるようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） そうなんです。村長も何回も同じようなことばかり聞いていておもしろくないかもしれませんが、もう時効が一つの壁となっている以上、もうこれは改正するしかないというふうに私も思っています。ただ、改正するにあたって、どうしようもない、それから行政が怠慢であったということを表に出すのではなく、申しわけないんですけれども、今ここにおられる行政の長として頭を下げるという言い方は失礼なんですけれども、真摯に皆さんにご説明をしていただく村長のその姿勢を見せていただくことだけが、もう改善の方法しかないのかなというふうに思っています。

それと同時に、きょうの午前中の同僚の議員の説明のところで、納められた加入者分担金は返さないというふうにおっしゃっています。それで、まだ今のところ、3月31日まではこの加入者分担金というものは生きているので、ここで納める加入者分担金はいただいていくという方向であるというふうに説明を受けておりますが、それでよろしいでしょうか、課長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 加入者分担金の徴収の方針であります。条例改正については4月1日の施行ですので、3月31日までについては、当然いただくものはいただいてまいりたいと

思いますし、条例改正の折、附則の第4項といたしまして、3月31日までに賦課決定をしたものについては、4月1日以降についても、その徴収を従前のおり行なっていくという経過措置を設けておりますので、3月31日までに賦課決定をしてあるもので分納誓約をしている方、または新たに加入分担金の対象となる方が発生した場合については、4月1日以降も3月31日までの決定であれば頂戴をしていく考えであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） たしか加入者分担金というのは、一括で払っていただくということになっていたと思うんですが、いつから分納ができるようになったんでしょうか。ちょっと教えていただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 本件につきましては、経過的なことは私もわかりませんけれども、一括納入できなくて分納誓約書をお出しいただいて分納いただいているということでございますので、その間については時効の停止が行われておりますので、過去の間までは調べ切れませんが、ですので、議員の今のご質問についてはお答えする資料を持ち合わせておりませんので、答弁することができません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） いろいろとご相談をして分納にされたのかもしれませんが、こういう思いやりのところ、そういうところが今までの分担金に対してのいろいろな問題が出てきたりしていたのではないかと思います。これからは、区域外流入も見直すということになっておりますが、この法律にのっとった行政をしていただきたいと思います。また、この不公平感に関しましては、どう考えてもまだまだ説明が足りないと思います。4月1日以降になっても、住民の方々の理解をぜひ求めていっていただけますように、たった2回だけで、それも10人足らずの住民に説明しただけで、これが、説明が終わったというふうな解釈をしてここで終わらせていただきたくないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成29年度予算から村政について伺います。

予算編成に当たって、基本事項で、第5次総合計画の基本目標を推進する事業、また総合戦略に基づく事業など、当村が持続発展可能となるよう、未来へ向けた投資を確実に進めていく予算編成とするとあります。

村長の定例会招集の挨拶で、組織改正を行い、教育委員会に子育て支援課を設置するとありました。乳幼児から18歳まで総合的に切れ目のない子育て支援を行うとのことですが、ことしのしろうま保育園入園時募集で、未満児の定員34名に対し、65名の応募がありました。多くの応募家庭が入園できない状況です。

今年度の予算の中で、この実態を反映した施策はどこにあるのでしょうか。

2 番目に、国の地方創生人材支援事業で、副村長クラスの派遣があるとお聞きいたしました。その目的と待遇は。これは、先ほどの同僚議員も聞いておりますが、いま一度ご答弁をお願いいたします。

今年度の当初予算は6 5 億 5, 5 0 0 万円と、大変大型になっています。共同調理場建設、ごみ処理場建設負担金など、大きな事業がありますが、村民が知恵と工夫で村を盛り上げている地道な事業に対する予算が削られたままになっています。その辺、村長のお考えを伺います。

4 番目に、行政の情報提供に、少ない、遅い、わからないと言われていることは把握されておりますでしょうか。改善の施策を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成29年度予算から村政について、4つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、平成29年度の未満児の入園申し込み者数が定員34名のところ、65名から申し込みがあったことは太田伸子議員がおっしゃるとおりであります。65名の申し込みは、前年度の48名の申し込みを大幅に上回るものでした。申し込み者に対しては面接も実施をさせていただきました。平成29年度は保育室のやりくりで一部屋を未満児室として使用し、保育士については臨時保育士を3名増員して、50名まで入園することができるように進めております。

ただ、これは対処療法であることは否めませんし、現在の施設規模で全ての申し込みに応えることはできないということも事実であります。

そこで、平成29年度は、保育士増員のための賃金のほかに、子育て支援拠点の整備に向けた取り組みを進めることといたしました。具体的には待機児童の解消のため、将来的な保育の需要を予測し、それを満たすための施設、設備の必要量や設備方針について調査を行うための委託料を計上させていただいております。増加する未満児保育の需要には、施設と人材の両面を拡充する必要がありますが、まずは施設面から着手してまいりたいと考えております。

第5次総合計画や白馬村総合計画において、子育て支援に関する事項が重要施策として位置づけられております。そして、何より私の公約の一つには、安心して暮らせる白馬への前進という項目の中で、未満児保育の充実を掲げておりますので、これを含めた子育て支援施策を推進していかなければならないというふうに自覚をしておりますし、そのための機構改革でもあります。

2点目の国の地方創生人材派遣制度で副村長クラスの派遣があると聞いており、その目的と待遇についてであります。先ほど伊藤まゆみ議員の答弁と重複をする部分がありますが、あくまでも現時点では、派遣を希望していることが公表され、派遣を希望する職務とマッチングするかどうかの作業中と伺っており、結果についてはまだお聞きをしていない状況であることをご理解をいただきたいと思います。

まずは、目的はまち・ひと・しごと創生本部には国家公務員や大学研究者や民間人材を人口5万人以下で市町村長が地方創生に関して明確な考えを持ち、かつ派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていて、さらに地方創生総合戦略を策定し実施する市町村、そういった市町村に人材を派遣するという制度があり、派遣される職員の役割は、市町村長の補佐役として地方創生の総合戦略の施策を推進するという制度を活用することです。

待遇につきましては、副町村長の職として希望しており、派遣希望期間は2年です。職務の内容は、総合戦略実現に向けた各種施策の構築、地域コミュニティ形成推進とエリアマネジメント、景観と環境を基礎とした観光地づくりなどで、希望する副村長としての職についていただくこととなれば、その職責上において白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の規定に基づく副村長の給与を支給するものと解しており、その場合の金額は、附則で規定する減額特例措置の金額を予定しているところであります。

なお、まだ調整中ですので、はっきりとした国のほうの返事はないわけですが、派遣決定となった場合には、関連する条例、例規の整備が必要となるというふうに思います。その折には、議員には改めて説明を申し上げたいというふうに考えております。

3点目の共同調理場建設、それからごみ処理建設負担金など、大きな事業が計上されている中で、村民が知恵と工夫で村を盛り上げている地道な事業に対する予算が削られたままとなっているといった質問ですが、まずは平成29年度一般会計予算編成にあたりましては、予算編成の方針に基づき実施をしているところであります。予算編成の基本方針は、第5次の総合計画の基本理念、白馬の豊かさとは何か、多様であることから交流し学び合い成長する村を実現するために4つの基本目標、安心してみんなが暮らせる村、新しい仕事をつくり出す村、一人一人が成長し活躍できる村、魅力ある自然を守る村を推進する事業、また、総合戦略に基づく事業など、白馬村が持続発展可能となるよう、未来へ向けた投資を確実に進めていく予算編成としているところであります。

具体的な方策と目標として、第5次の総合計画及び総合戦略の確実な推進、住民の声を反映、組織体制の整備と人材育成、徹底をした行政改革、歳入の的確な確保及び新たな財源の創出、村債の活用方針に基づき、各課から予算要求のありました事業を理事者の査定を含め、3回の査定を実施し、今回上程されております予算となっているところであります。

太田伸子議員から、村民が知恵と工夫で村を盛り上げている地道な事業に対する予算が削られたままとなっていますがとの質問ですが、どの事業を指しているのかわかりませんが、各課の予算要求時では予算編成の方針にのっとり、震災以降は災害復旧や震災復旧予算としていたことから、新年度においては地域懇談会や住民からの声を反映し、緊急性や重要度など、課内で協議した上で予算要求をしておりますし、予算査定からは各課からの要求のあった事業に対し、各課からヒアリングを行い、当然財源が確保できる範囲内で経常経費のほか、緊急性、必要性、

重要性など高い事業から優先的に予算編成を行ったものであります。

4点目の行政の情報提供に少ない、遅い、わからないと言われることは把握されているか、また、改善の施策についてであります。まず、村として情報提供の方法については、広報白馬、防災行政無線、ユーテレ白馬、村行政ホームページ、村フェイスブックを活用しているところがあります。これらの個々の媒体の加入状況からすると、全ての媒体において全世帯に行き渡るところには至っておらず、これらの媒体を複合的に使用して情報を得ることで、住民の皆様は対応しているのが現状です。

そういう観点からすると、情報提供が少ないという点では、太田伸子議員のご指摘に当てはまる部分があるかと存じます。情報提供が遅い、わからないといった点については、私のところまで報告がされておられませんので把握はしておりませんが、議員がお聞きしているとすれば、具体的にどのことについてといった内容をご存じでありましたら、その都度ご指摘をいただきたいというふうに思っております。議員のご指摘のとおりであれば、改善すべきものであるというふうに判断をしてみたいです。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 先ほど同僚議員の中でこども園の話もおっしゃっていました。保育園の話ですが、早々に今、待機児童の解消のための施設をつくるための調査を委託するというお話ですが、調査委託する時間よりも、まずはつくることに対して行政の役場の中で考えていただくほうが早いのではないかと思います。この調査委託される先というのはどこですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） この調査にあたりましては、規模的なもの、技術的なものが本当に可能かどうか、あるいはしろま保育園での増設といったものが本当に可能なかどうかということを含めまして調査をしたいというものであります。

ですので、技術的な意見を伴いますので、具体的に申し上げますと、設計業者という形になるかと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 待機児童が白馬の中でこんなにあるというのは、とてもショッキングなことです。

それで、今まで待機児童の話でいろいろと世間が騒いでいたのは都会のほうのことかと思っておりましたが、白馬でもこういう事態になっている。都会から白馬は待機児童がいない、まだ預かれる場所があるんですよなんていう提供をすれば、私は移住の促進にもなるのではないかと。白馬から東京までの通勤圏と言っても、今、2時間ちょっとで行けるような場所になってきています。移住促進にもつながるのではないかと思いますので、今、白馬の中がちょうどいいというふ

うな、児童が減ってくるから、これからどうするかなんてことを言っていないで、白馬へ若いお母さん方というか、ご家族がぜひ住んでいただけるように、思いやりのある優しい村に持っていていただければいいかなと思っております。村長も、公約の中から福祉の前進ということもおっしゃっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

その辺、村長、どのように、移住促進にもつながると私は思うんですが、村長、どのようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 定住促進ということについては、大変白馬村といたしましても、重要だというふうに認識をしているところであります。

今現在の子どもの状況等々、それから将来的なそういったことも含めて検討していかなければ、ただ、待機児童がどうだからすぐ対応するということは、なかなか難しい部分もありますので、定住促進も含めた形の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 都会の話を見ると、子どもが預かっていただける場所ならといって、引越しをずっと続けておられるという家族も多々聞いております。ぜひその辺、検討されるなりしていただきたいというふうに思っております。

それでは次ですけれども、国の地方創生人材支援事業で、村のほうで手を挙げて応募しているという、その中に市町村長が地方創生に関し明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていることというふうになっております。

先ほども村長はいろいろな、5次総合計画とかとおっしゃっていらっしゃいますが、具体的に村長の村の地方創生に対して明確な考えというのは、どのようなものがあるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど伊藤まゆみ議員のときにもそういった説明をいたしました。先ほど太田議員の質問に対しても、国のほうの知恵をいただきながら地方創生を取り組んでまいりたいということであります。その一つの中では、観光振興もありますし、そしてまた定住促進、そして先ほど白馬村の企画力ということ、そういったことも含めて国のほうで手を挙げてオーケーということになれば、そんな知恵を頂戴をしながら、村の活性化のために努めてまいりたい、そしてまた、職員の一つの刺激になるというようなことも一つの方策であるかというふうに思っておりますので、総体的にいろいろな部分でこの白馬村のためになっていただきたい、そんな思いをしているところでありますが、まだ先ほど来、私は再三そんなお話をしているわけではありますけれども、まだ国のほうで決定をしたということではありませんので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） まだ決定していないのに、いろいろあれこれ聞くのも失礼だとは思いますが、すけれども、決定してからいろいろ言っても遅いと思いますので、まず聞かせていただきたいと思います。

それで、このお見えになっていただく方の待遇としては、副村長というところで考えている。今、副村長がもう一人おられるんですけれども、2人ということになるというところで、先ほどの条例改正も必要である。副村長定数条例では、たしか1人というふうになっていたと思うんですけれども、決定すれば直ちに条例改正ということになるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） はい、そのとおりです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それで、副村長が2名になるということで、こういうのはまた下世話と言われるかもしれませんが、村長、副村長の報酬というか、給料というのか、大体1,000万円、年間ですが1,000万円ぐらいあると思うんですけれども、ここで1,000万円2年間、2人体制をもっていかれて、それだけの効果をしっかり上げていただくようお願いというか、そういう働きをしていただけるようなものをお考えをお持ちになっているのかお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 全くそのとおりであります。しっかりと仕事をしていただいて、そして先ほど言ったような地方創生、元気が出る白馬村にお力をおかりをしたいということで考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） まだ決まっていないのに1,000万出る、2,000万出るということ言うのもおかしいのですが、先ほどの3番目の細かく村の協力していただいている地域の方々の補助金というか、いろいろなものを10万とか5万とか3万とかという、こういう細かく削られている事業もたくさんあります。ぜひその辺のところは、課が言ってきたとか課長の精査とか、そういうことをもう少し細かく精査していただくように、ぜひお願いしたいと思っています。

それで、情報提供の少ない、遅い、わからない、こういう失礼な書き方をさせていただいたんですけれども、ちょっと具体的に申し上げますが、ことしの1月から2月にかけて、八方地区の中央のところは土曜日だけ6時から9時まで歩行者天国になりました。私も何も聞いていなかったで、ちょっと人から言われて見に行ってみました、毎週土曜日、歩行者天国になるという話です。それは、私は悪いことではないと思うんです。外国人の方々もいらっしゃるし、あそこの道が大勢いろいろな歩き方もされるので、歩行者天国、八方の人に聞けば、試験的なものなのでとおっしゃっていましたが、1月14日からたしか2月25日でしたっけ、土曜日までという

ところです。こういうのは、やはり村の行政なり行政無線でもお知らせいただくというのが普通ではないかと思うんですが、村長、ご存じでしたか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 歩行者天国の関係につきましては、地域から申請書が出て許可しているという状況でございます。ホームページ等での広報は行なっております。地域に関しましては、区長が申請でございますので、地域内は区の中で全ての同意が得られているということで、私どもも許可したという経過でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 二言目にはホームページの載せておりますと、それだけでは足りないということを行っているんですよ。それで、観光課でスマートフォンの携帯アプリでしたっけ、それで広報無線というんですか、それがいつ、どこでも今までのものが聞けるというふうなものもあります。それも知らされていない、知っている人はごくわずかであり、私も入れてみましたが、なかなか出せない。そういうのもしっかりと知らせていただければ、今度は広報無線にのせれば、そこでまた広がる。

先ほど、八方が歩行者天国にしたのが悪いことではないんです。せっかくなら知らせていただきたかった。12月28日に村が承諾をして、警察のほうに申請が出ているというふうに警察のほうでもおっしゃっていました。やはりそういういろいろな外国の方ともめめないこと、またトラブルを起こさないためのことというのは、やはりみんなで共有していかなければ、八方だけが、近くだけが知っているのではないです。八方のようににぎわいのあるところにはお客様を連れていろいろな村の方が行かれます。ぜひその辺のところも知らせていただきたい。一つの例ですけども、そういうふうをお願いしたいと思います。村長、知らなかったとおっしゃるんですけども、そういうことは皆さんの、課長会議の中で、ここが歩行者天国になるとかということはないんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 情報発信の収集と発信については、非常に多岐にわたってさまざまな情報があることは確かでございます。今回、今、太田伸子議員さんが言われている件につきましては、自分は承知はしておりまして、それでホームページをチェックしたところ、出ておりましたので、それだけでは足りないと言え、確かにそうかもしれません。これから、先ほども申し上げましたように、情報発信につきましては、その重要性とか貴重性とか、そこら辺については改めてそれなりの区分け、整理をしていきたいというふうに思っております。これは観光だけでなく、そのほか、一般行政的なところも確かにそのとおりですので、ちょっと区分けは必要かというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 任期最後の一般質問でいろいろ嫌なことを申し上げましたが、ぜひ情報は村の共有にさせていただいて、課長会議、長くやられていると思いますが、中身やられますが、ぜひ共有していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

散会 午後 3時05分

平成 2 9 年第 1 回白馬村議会定例会議事日程

平成 2 9 年 3 月 1 5 日（水）午後 1 時開議

（第 3 日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成29年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成29年3月15日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横 田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午後 1時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆様、お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

本日の会議は、小学校の卒業式により、午後1時に繰り下げて開きます。

これより平成29年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。

本日は通告された方のうち2名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番、日本共産党、加藤亮輔です。

午前中、北小の卒業式に参加し、子どもたちから自分自身、元気と優しさと、そういうものをいただきました。この子どもたちが、今後未来、白馬村で元気に活動できるように質問をさせていただきます。

最初に、子ども・障がい者などの医療費窓口完全無料化についてです。

1つとして、厚労省国民健康保険課長が、平成28年12月22日付で、30年4月1日から未就学児までの子ども医療費を現物給付方式、つまり窓口無料化している自治体に対する国保の減額調整措置（ペナルティー）を廃止する通知をしました。この通知を受けて、長野県でも対応を協議しています。もちろん、村長もご存じのように、白馬村のこの方式のやり方は、窓口で医療費を払い、後から還付される自動給付方式です。この通知を受けて、村も窓口無料化を実施すべきですが、いつから窓口無料化に移行するか伺います。

2番目、現在、受給者負担金の名目で、500円を差し引かれて還付されています。この通知の機会に少子化対策、子育て世帯への支援拡充のため、受給者負担金を廃止し、窓口を完全無料

化すべきと考えますが、見解を伺います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から、子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化についてということで通告がありました。通告に従いまして答弁をさせていただきます。

まず、1点目の子ども・障がい者等の医療費完全無料化についてであります。同様の質問につきましては、平成26年の6月議会において加藤議員からいただいております。村側からは、国庫負担金の減額措置により、国保財政への影響が懸念されることから、当面、現物給付方式に移行する考えはないとのお答えをしたところであります。その後、国の方針が変わり、平成30年度からこの国庫負担減額措置が緩和されることになったことは、議員ご指摘のとおりであります。

それを踏まえ、現在、県では福祉医療費給付事業の検討会の中で、現物給付方式の導入を含めたさまざまな検討が進められておりますが、本村の考え方といたしましては、国保財政への負担がない範囲内で現物給付化されることについては反対するものではありません。この件に関しましては、県内市町村を対象に行いました意向調査におきまして、72、96%の自治体が同様の考え方を示しているところであります。

ただ、国庫負担減額措置が緩和される範囲は未就学児までとなっていることから、今後検討していかなければならない課題としましては、現物給付の対象範囲をどの程度まで広げるかという点であります。特に、平成30年度は国民健康保険の都道府県運営がスタートする年でもあります。国保税率の値上げも検討していかなければならない中、ペナルティー分をさらにカバーしていくことに慎重な意見を持っている市町村も多いことも事実であります。そういった点も踏まえますと、今後、県の検討会の中では、対象範囲を子どもに絞った上で、適用年齢について議論を進めていくことになると思われます。

また、2点目の500円の窓口負担廃止につきましても、廃止によって国保へのペナルティー措置の割合がふえることから、現行どおり窓口負担を維持すべきと考えている自治体数は60団体、81%にも上ります。本村としましては、この検討会の成り行きを見守りつつ、ご質問にもあります導入時期も含め、最終的には県下足並みをそろえた形で現物給付化に対応してまいりたいというふうに考えております。

加藤議員の1問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

それで、まず年齢の問題ですけれども、白馬村は、現在、18歳まで自動給付方式、後で還付する方式をとっています。当然、この窓口無料化は、今現在、国のほうは、未就学児までというところはペナルティーを課しないと表明しています。しかし、先ほど言ったように、白馬村も既

に18歳まで無料化を、一旦の無料化をやっていますね。そういうところから見れば、当然この窓口無料化をやるときに合わせて18歳まで行うべきだと、そこでまた2つの制度を混合させては混乱も生じますし、それからもう一つの問題として、国がペナルティーを課していると言っていますけれども、国がどういうペナルティーを課しているものか、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

以上、2点をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） それでは、加藤議員のご質問について、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、1点目の現在の対象範囲、対象年齢につきまして、子どもの高校卒業年齢まで対象にしているのであるから、今度、現物給付化した折には、その対象年齢まで拡大するべきではないかというお話でございますけれども、基本的に、県の検討会のほうで議論を進めておりますのは、県下ある程度足並みをそろえる形で各市町村の意向調査を行い、最終的には統一の見解を示していくということで現在行なっているわけでございます。白馬村としましては、現在18歳まで行なっておりますけれども、県下におきましては、中学の卒業年齢までというところもございます。村としましては、あくまで現物給付化をしていくという前提で、対象年齢につきましては、今後、県下市町村と足並みをそろえていく方向にすべきではないかという考えで、今検討しているところでございます。

それから、2点目の国からのペナルティーの点でございますけれども、これは、村で運営しております国民健康保険の財政のほうにペナルティーという形ではね返ってまいります。国のほうから国庫負担金ということで財政措置をいただいておりますけれども、こちらのほうが減額をされるということになっておるわけです。ちなみに、これはあくまで試算の段階でありますけれども、子どもを含めまして、障がい者、あるいはひとり親家庭などに対する給付全体まで、これを現物給付化ということを対象にしますと、国庫負担の減額の額といたしますのが、およそ560万円ぐらい減額になるという見込みが出されております。参考までに申し上げます。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

それで、まず1つ、この県下足並みをそろえてとか、全国的に足並みをそろえてとか言いますけれども、この窓口無料化について言えば、この窓口無料化を実施していないのは、長野県を含めて6県のみです。あとの41都道府県はもう既に実施しているんです。

先ほど、ペナルティー、国から560万円ぐらい減額されるということですが、それは、どちらかといえば、各自治体は村民、市民の要望に沿って医療費の窓口無料化をしていこうとい

うことに対して、国がはっきり言えば要望に応じていないというあらわれだと思うんです。そういう中で、いろんな婦人団体とか子育て団体が、窓口無料化をしてくれと国へ何回も何回も請願、陳情して、やっと国がこういう返答をよこしたということなんです。だから、そういう要望に応えるためにも、窓口無料化を30年からやるといった段階に、今のその18歳までやっているところを引き上げて中学生までにするとか、そういうことはあってはならないことだと思います。

もう一つ質問ですけれども、受給者負担金の問題についても、これも県下だけ見ても、原村は無料です。1銭も取っていません。それから、あと24の自治体が300円です。あと残りの自治体が白馬村も含めて500円と、何も足並みなんかそろっていないんです。そこの首長の判断で無料にする、300円にする、500円にするというふうに決まっているだけで、村長の決断いかんでここはどうにでもなるわけです。

そういう中でも県下の足並みをそろえるというのでしたら、どこを500円の足並みにそろえるのか、300円の足並みにそろえるのか、今後、ほかの自治体もこの通達をきっかけに無料化、それから窓口の受益者負担金の減額は当然起こってきます。だから、隣近所の自治体の動向をうかがう前に、白馬村として無料化を進んで行なったほうが、子育て支援の厚い村として名をはせると私は思います。それでも、こういう状態の中でも足並みをそろえていくというお考えかどうか、再度伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁をさせていただいたとおりでありますけれども、今、長野県でも足並みをそろえてというお話もいたしましたけれども、そこら辺も含めて対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） ぜひとも前向きに、それから早く決断を下されることをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、三日市場の神明社の文化財修復補助金についてです。

この問題については、昨年の12月議会で、三日市場神明社の玉垣部分の工事が白馬村文化財など災害復旧費補助金交付要綱に基づいて行なったとの答弁がありました。この要綱の告示日が、震災発生からわずか8日後の26年11月30日となっていますが、私のノートによれば、このときは連日対策会議が開かれ、30日の対策会議では、ふれあいセンターの避難者を第二次避難所へ移動、また、12月3日からの罹災証明発行のための住宅の危険度判定の説明など混乱のさなかでした。本当に審議はできたのか、この告示日は間違っていないか伺います。

2番目に、要綱の期限は、平成28年3月31日までの時限措置です。しかし、この玉垣工事の終了は、要綱消滅後の28年9月20日です。既に補助金の支出根拠法がなくなったのに、なぜ支出したのか、できたのか、その根拠を伺います。

3点目、要綱第2条に、補助対象として、村指定文化財及び当該文化財と同一敷地内にあり、同時に補修などが必要と認められる建造物など（附帯物）、また、補助率として、別表で4分の4となっています。つまり、附帯物を含めた村指定文化財全てを全額補助する内容です。村の指定文化財は33物件あります。補助の実施は2件のみです。指定文化財を管理している33の団体、個人に全額補助できる要綱のあることを丁寧に説明したかどうか、3点を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 三日市場神明社の文化財修復補助について、3つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、白馬村補助金交付要綱の告示日に誤りがあるのではないかというご質問についてですが、告示日は、平成26年11月30日で誤りはございません。議員もご承知のとおり、あの震災直後は混乱をきわめておりました。担当課の教育課においても、震災翌日から文化財担当者と文化財審議委員の皆様で、村内の文化財の被災状況を確認しながら必要な措置を講じていたと記憶しております。特に、被害の大きかった三日市場地区の国の重要文化財神明社は、覆屋がすぐにも倒壊する危険性が確認されたことから、村内の工務店等にご協力をいただき、緊急避難的措置を講じました。

その後に、文化庁調査官や専門家などからご意見をいただきながら、復旧の方針を検討してまいりました。当時の被災状況を鑑みて、国や県が復旧に関する迅速な予算確保を進めていただくことになり、村としましてもそれに随伴する形で早急に要綱を定めたものであります。要綱整備に関する審議の慎重性に関して問われれば、平常時における審議とは異なりますので、議員の思案される部分もあろうかと思いますが、今思い出しても、あの緊急事態の中で、人命や倒壊した家屋等の処理と同様に、文化財保全に関しても可能な限り手を尽くしたところであります。

2点目の、補助金交付要綱が平成28年3月31日にその効力を失うという附則の内容についてですが、昨年の第1回定例会全員協議会で議員の皆さんにご説明しました内容と重複する部分が多く、当時ご説明いたしました内容の繰り返しとなる部分もあるかと思いますが、その点をご容赦願います。

この補助金につきましては、平成28年2月1日に交付申請があり、同年2月8日に交付決定をしております。しかし、同年3月31日に、申請から部材等の手配に不測の時間を要したことによって、申請期間内での事業完了が困難であり、事業期間の延長を申し出る変更交付申請書が提出されました。期限内に事業が完了できないことを理由に交付決定の取り消しを行うことは、災害復旧を目的とする補助金の性質にはそぐわないという判断のもと、予算は繰り越し予算として計上し、新年度となった平成28年4月1日にその変更理由を認めたところであります。

要綱の有効期間内に交付決定を行い、同じく、期限内に繰り越し予算案として可決をいただいております。村が補助金として債務を負担することとして整理する時期は、補助金交付決定のと

きでありますので、要綱の有効期間内に債務は確認されており、支出の命令が平成28年9月20日になったとしても、予算執行上問題はないと考えます。

ほかの被災物件に関しても調査を行いました、当時の混乱の中で最も被害の大きかった物件について、その文化財の登録種別や重要性などから、担当課としても着手の順番を緊急的に選択したところであります。

また、他の指定文化財等を管理している団体等につきましては、問い合わせがあった際に、補助メニューを紹介する程度にとどまっていたのが事務としての現状であります。

なお、ご相談いただいた案件の中には、指定文化財として指定された物件が被災しておらず、周囲の附帯物のみが被災している事例がありました。そういったこともあることから、丁寧な説明が不足していたのではとのご意見もあろうかと思いますが、主管課では、混乱する中で精一杯対応したものと思っております。

以上、加藤議員のご質問の文化財修復補助についての答弁といたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 11月30日につくったというお話ですけれども、まず、この要綱をつくるには、法規審査委員会を立ち上げてつくらなければならないということになっていますが、この法規審査委員会の中には、誰がまず参加したんですか。何人参加しましたか。

これが1点目、それから、村の例規集、ホームページの例規集を見ると、12月5日に神城断層地震にかかわる住宅修繕工事補助金交付要綱ができています。これは、まだホームページで見られます。先ほどの文化財のほうはもう削除されています。この住宅、要は人間が住むところの要綱ができたのが、12月5日にやっとできたと。その前にこの文化財の要綱ができ上がっておるというのは、甚だちょっと私は疑問に感じます。そんなに住宅の修繕よりも早くつくる、この要綱をつくらなければいけない理由がどこにあったのか、それからまた、先ほどの何名が参加したのか、これは、法規審査委員会の委員長である副村長のほうからご答弁をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの再質問につきましてお答え申し上げます。

法規審査委員会ですけれども、これにつきましては、各課の長等がその構成員になっております。それで人数ですが、各課等の長になってきてございます。それから、参加をしたかということとでございますけれども、法規審査委員会で一旦かかわってきてございまして、これは白馬村法規審査委員会の規定によりますが、訓令ですけれども、第6条のところで持ち回り審査ができることになってきてございます。持ち回り審査によって審査にかえることができるということになってございますので、そのように処理をしたところでございます。

以上です。

それから、後段、一番最後の件につきましては、また別途、回答をお願いしたいというふうに

思っています。

議長（北澤禎二郎君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 住宅より先に文化財の交付要綱がなぜ先にできたかというご質問についてでありますけれども、主管課が違いますので、文化財については教育課のほうで事務処理をしていたということでもあります。住宅についてはよその課でしていたということで、緊急時でありましたので、主管課としては精一杯早くということで、文化財の保護に向けて動いたということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 教育課のほうが先行して早くつくったということの答弁ですね。それで、先ほど持ち回りについても、審査委員会の規定には6条で決まっています。でもその前に、第5条の2に、委員会は委員7名以上が出席しなければ会議を開くことができないというふうにも規定されています。だから、1回ぐらいはこの要綱をつくるにあたって、7名以上の責任者、課長、委員長を初め、課長などが参加せねばでき上がらないものだと思いますけれども、あのさなかに、7名もの課長が集まってこの内容を議論することができたんですか。私は甚だ、毎日議員として震災の後始末をお手伝いする中で見ている、そんなことは不可能に近いと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 法規審査委員会は開催してございますので、7名以上ということですが、通常ですと課長会議等の後で法規審査委員会を開くというところなんです、このケースにつきましても法規審査委員会は開いておりますので、そういうことでご解釈をお願いしたいと思います。

（発言する声あり）

副村長（太田文敏君） ですから、第6条による法規審査委員会ということで、かえることができるというふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） そうしたら、日にちのことよりも中身のほうが重要ですから、次に移ります。

先ほどの質問の中で、変更申請書も出ていると、それから継続事業だから問題ないという形で、240万円の支出は間違いないという見解でしたけれども、白馬村文化財等災害復旧費補助金交付要綱の附則を読みますと、この告示は28年3月31日限りその効力を失う、ただし、その日より前に対応措置を実施する必要があると認められるに至ったときは速やかに廃止するものと書かれています。

今回、下水道問題の中で、加入分担金を廃止しました。その中で、附則の4の中に、加入分担金の賦課を決定したものについては、この条例がなくなっても継続する効力を有するというただし書きを附則に書き込みました。つまり、この災害要綱には、3月31日以降も下水道の加入者分担金のように継続して効力を発するという附則は書いていないんです。だから、私はこの要綱を素直に読めば、3月31日以降は、私は支出すること自体が問題があるのではないかと思いますけれども、その辺の見解はどのようなお考えでしょうか、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問ですけれども、補助金の支出の額の確定をすれば、白馬村役場としての債務が確定しておりますので、その時点で確定したということで、要綱のあるなしには関係なく債務は確定しているということでもあります。

ただし、先ほど加藤議員さんがおっしゃられる下水道の關係の附則のことですが、それは、その附則がなければ債権が確定しないものですから、どうしてもそこは必要になってくるということでもありますのでよろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 要綱のあるなしよりもさきに決定しているからいいという考え、それも一理あると言え一理あるかもしれませんが、そうしたら、何で先ほど言ったように、下水道のときはわざわざそういうものを書き添えたかということが、私はちょっと理解できないということです。

それから、次の3番目の問題に移ります。

白馬村文化財保護条例の6条に、指定文化財が国または県の文化財として指定されたときは、当該指定は解除されたものとする規定されています。

また、神明社の村文化財は、大宮神明宮の絵馬、それから神明社の禁制札です。つまり、村の文化財に指定されているのは、三日市場の中にある絵馬と禁制札が指定されているんです。先ほどの読み上げました要綱からいくと、同一敷地内の玉垣工事に240万円補助していたということになります。つまり、絵馬と禁制札があるから玉垣工事もできるのだという解釈が成り立つわけなんですけれども、同一敷地内だからそれはそれで可能でしょう、そういう要綱なんだから。

しかし、この建造物等附帯物というものは、ほかの村指定、33の指定の中に、例えば、長谷寺の杉、細野、八方の諏訪社のこれも杉、それから貞隣寺のしだれ桜、それから八方薬師堂の彼岸桜、それから親海湿原・姫川源流の植物群、野平の観音堂の庚申塔、それから観音原の石仏、それから切久保の庚申塔と、いろんなものが補助対象になるはずですね。この杉があるということに考えれば、その周りの同一敷地内の被災も全額補助にせねばならないことにこの要綱はなります。

だから、ここからの申請とか相談とかそういうことについて、先ほど教育長は、余り言ってき

た人だけしか説明しなかったという答弁でしたけれども、こういう多くの33のそういう被災の人に、きちっと100%補助がある、こういう要綱ができたから大いに使ってくれという形で説明をなぜされなかったのか、これは、100%補助というのは非常に大きい不公平を生みます。その辺の見解をお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） まず、報告周知の関係ですけれども、当時の状況からお話いたしますが、被災後ですけれども、文化財の担当者、あと文化財審議委員の皆さんにご協力いただきまして、村の指定文化財の被災状況というのは調査していただいております。その中で、緊急度の高かったものから手をつけ始めたというものであります。

また、文化財については年2回、県の協力もいただいて文化財パトロール等もやっております。その中で確認をしておりますので、こちらのほうから広報周知、必要なものはしましたけれども、必要のないものについてはしていなかったと、そこのところ不足であると言われればそうかもしれませんけれども、審議委員の皆さんと一緒に被害があったかどうかというのを確認しながら進めたというものでございます。

また、その他のところについてなんですけれども、嶺方、三日市場のほかにも、観音原石仏群、佐野坂三十三番観音についても、石仏の直しですとかそういったものについては10割補助をしているということでございます。三日市場と嶺方だけではないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今の説明の中で、調査しているからという返答でしたけれども、11月22日に被災が起こって30日、この間に33の被災状況を全て把握できるような時間は、私は人材も時間もこれはなかったと考えます。

そういう中で、前回12月議会でちょっと資料として提出したチラシによりますと、これは神社と文化という冊子からですけれども、八方の諏訪神社については132万6,000円ぐらいの被害があっただろうというようなことが書かれています。それから、切久保神社についても90万ぐらい被害があったというふうに書かれています。こういうところを見ると、先ほど観音原と西国三十三番観音堂とかはやったというけれども、やっぱり手落ちがあって、やはり公平にこの要綱が使われなかったと私は考えますけれども。

それで、もう一つ気になるのは、補助金の割合ですけれども、あの4日間の間に普通村費で全額を補助するというのは、よほどのことだと思えるんですけれども、全額補助するというふうに至った、決断した、ここはやっぱり村長に聞かざるを得ないんですけれども、その100%にしたというのは、どういう根拠から100%にしたんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 私、太田がお答え申し上げたいと思います。

100%補助にした理由ということでございますけれども、文化財の指定は白馬村等が行なっているわけでございますが、財政的なところにつきましては、予算調製権は白馬村長になるというところの中で、文化財の保護の観点からいきまして、そういった不測の事態に対応するというところにつきましては、その文化財の管理をされている、管理あるいは所有者に対して財政的な負担を強いるのは、非常にどういうものかと、いかがなものかということで、100%補助にしたところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） この要綱の仕様については、私は何かやはり疑問も残りますし、本当に税金が公平に使われたかというところでは、村民の皆さんも一緒だと思うんだけど、ちょっとわだかまりが残ります。時間もありませんから、次の問題に、3点目に移ります。

29年度の白馬村予算について、3点です。

1点目は、29年度のしろうま保育園、未満児入園希望者が定員34名のところ65名の応募があると聞き、28年の12月議会で定員の拡大、保育士、施設の拡充を要請しましたが、今年度予算でどのような措置を行いましたか。

2点目、国や保育士の処遇改善のため、28年度第3次補正予算で平均1.3%の給与アップの処置を行いました。白馬村の保育士は、どれだけ月額アップしたのか、また、この改善は嘱託も含め、全保育士を対象にしましたか。

3点目、今年度のじんかい処理事業に8億5,899万円が計上、うち6億6,611万円は、北アルプス広域連合の新ごみ焼却施設建設に伴う村の負担金です。また、施設への移行に伴う収集方式の変更などの予算も計上されていますが、ごみの減量化に向けた予算が不足していると思います。新施設維持管理費とごみ焼却費用を合計すると、29年度の焼却目標、白馬村の目標2,901トンを達成しても、運搬費を含めれば毎年1億円をオーバーする額が推計できます。

貴重な税金が焼却のために消えてしまいます。重量のある生ごみを資源化し、ごみの減量対策、運搬費用の縮小を図るべきです。時を同じくして、新共同調理場の建設が始まります。ここから出る全ての生ごみを堆肥化、減量化できれば、本当に全国に発信できる新共同調理場になります。完成までまだ時間がありますから、住民組織、有識者などのお力をおかりして研究、実験することを提案しますが、村長の見解はいかがでしょう。

以上3点、お答えをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から3点の質問でございます。

白馬村平成29年度予算について、3つの項目の質問をいただいております。

順次答弁をさせていただきますが、最初に、未満児保育入園にかかわる予算については、昨日の太田伸子議員のご質問にお答えしたとおり、平成29年度は、子育て支援拠点の整備に向けた取り組みを進めることといたしました。具体的には、待機児童の解消のため将来的な保育の需要を予測をし、それを満たすための施設、設備の必要量や整備方針について調査を行います。増加する未満児保育の需要には、施設と人材の両面を拡充する必要がありますが、まずは施設面から着手をしております。全ての未満児保育の需要にお答えできていないこと、各種の計画において子育て支援は重要な位置づけであること、そして私の公約の一つに未満児保育の充実を掲げていることなど、その必要性は十分に認識をしておりますし、強力に推進していかなければならないというふうに自覚をしているところであります。

次に、保育士の処遇改善についてのご質問でございますが、政府は、平成28年度3次補正予算において、保育士の雇用を確保するために、民間で働く保育士の給与を引き上げとなるよう、保育施設への給付金の根拠となる単価を引き上げました。この処遇は民間の保育所が対象となるため、公立の保育園には影響はありませんが、保育士の給与につきましては、12月議会で一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をお認めをいただき、人事院勧告に伴う給与に準拠した給与としております。

また、嘱託保育士の報酬及び臨時保育士の賃金につきましては、経験年数に応じた体系としていっているところであります。長野県の最低賃金が改正されたことや、多少なりとも処遇改善を図るため、上級保育嘱託員と中級保育嘱託員は月額2,000円、保育嘱託員は月額4,000円アップすることとしております。また、臨時保育士につきましては、経験のある保育士、保育の経験のない保育士とともに月額200円アップして、それぞれ4月から適用となります。

最後に、ごみ処理広域化と、ごみの減量化に向けたご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、新しいごみ焼却施設が完成した後の運営経費につきましては、排出をされる焼却ごみの量によって3市村で案分されることとなっていることから、ごみの減量化が進めば運営経費の圧縮につながります。特に、生ごみについては、可燃ごみに占める割合が高いことから、その資源化を進めていくことが重要であるというお考えにつきましては私も同じ思いであります。ご質問の中で、具体的に新共同調理場における生ごみの処理について提案をいただいておりますが、まず、庁内において住民課や教育課といった関係するセクションの中でしっかりすり合わせを行い、こういった事業の導入が可能なのか、庁内での議論を踏まえた上で次のステップに入っていきたいというふうに考えているところであります。

また、住民組織や有識者などを交えた研究実験についてもご提言いただいておりますが、県内では、既に民間事業者と連携して、給食施設から出される生ごみの堆肥化に取り組んでいる施設

があることも聞き及んでおりますので、そういった先進事例を見学をさせていただくことも一案と考えております。そういった中に、例えば、住民組織なり、場合によっては議会の皆様にもお声をかけさせていただき、ともに検討できる機会が設けられればいいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

加藤議員の３点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は答弁も含め、あと８分です。

質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） まず、保育園、保育児の問題、待機児童の問題について質問します。

先ほど村長も述べられたように、この問題は、施設の問題と保育士の確保の問題、２点あると思います。

まず、施設の問題ですけれども、今の施設の中で、この予算審議の中で、５０名までは保育児を収容できるというお話を伺いました。しかし、応募は６５名います。あとの１５名の方のための施設の拡充などは考えているのかどうか、まずそこを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 今の施設につきましては、しろうま保育園での受け入れて、ほかの代替施設といいますか、未満児を受け入れるための正式な施設といいますか、そういったものはございません。ただ、一時保育のほうでの子育て支援ルームのほうでの一時保育という預かりになりますので、そういったところのご利用をいただくという形になります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） この施設の問題については、一番問題になっているのは東京都だと思えますけれども、俗に言う、「保育園落ちた。日本死ね」という流行語が出てから、政府のほうもやっと重い腰を上げて予算化をしています。その中で、保育所の整備支援として市町村が策定する整備計画に基づいて補助すると。これは大きなお金、それから、これは２９年度も随時まだ行っています。まず、この白馬村の中に、保育園整備計画というものがあるのかなのか、まずそこから伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 現在におきましては、保育園整備というものはありません。ただ、２９年度の予算の中で委託費を計上させていただきましたけれども、そういった先を見据える中で今回の２９年度の予算を認めていただければ、そういったところの施設面について、先行して受け入れとしていきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） でも、実際問題、今応募している若いご夫婦及び子どもが１５名オーバー

すると、それでこの前の予算審議の中では、３９名を迎え入れるというような答弁も聞いているんですけども、その５０名と３９名の違いはどのようなところから来るのか、ちょっとお教え願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） ３９名というのは、４月当初の段階で３９名が入園ということになります。一番多いときは、特に冬の期間になりますけれども、そのときには目いっぱい受け入れるようにということで、５０名まで受け入れたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） 実際問題、今現在６５名いると。それで３９名しか受け入れない。実際は５０名まで受け入れられる施設はあるというのだったら、５０名まで今受け入れて、それで１１月から冬の人を受け入れるんだったら、この半年ないしもうちょっと時間あるかな、その間に先ほど委託したとかいう話もあるけれども、そこでこの期間を使って拡充していくと、そういう方法は何でとらないのか伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） すみません、ちょっと説明不足で申しわけございませんでした。

４月当初の３９名というのは、４月当初から通年で５０名の申し込みがあるわけではありませんで、一番多いときに５０名を超えてしまう申し込みがあるということでご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） 今、４月１日現在、何人の方が待機児童としているんですか。ちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） ４月１日現在はお二人です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） ２人だったら何とかならないんですか。それで、私はそれぐらいは何とかなるような気がすると思います。

もう一つは、時間がありませんので、保育士の処遇の問題について一言伺います。

先ほど、村長のほうから、臨時保育士のところは２００円アップしたというふうに答弁がありました。それで、前、１２月の募集、ホームページを見ると２名の募集をしていたわけですがけれども、このとき日給７，０００円、それから保育資格なしという人は６，２００円と……

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員。すみません、質問時間が終了しました。

第１番加藤議員の一般質問を終結いたします。

第１番（加藤亮輔君） どうもありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） ただいまから5分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

今シーズンは年末年始の雪がなく、銀嶺国体を初め、本村で行われるスノースポーツの大会開催が心配されましたが、FWTに始まり、ながの銀嶺国体、ジャパンパラリンピック、全日本雪合戦など大勢の皆様の協力、参加により無事開催され、成功裏に終わったことを安堵しています。

また、これから開催されますI V S Iでも、世界へ向けて白馬村の景観やおもてなしのすばらしさを、しっかりと発信していただきたいと期待しているところです。

昨今は余り明るいニュースがなかった中で、昨日も同僚議員の中から最初の挨拶にございましたけれども、ノルウェー、ラハティで行われたノルディックの世界選手権、また、ワールドカップにおいて白馬村の宝であり輝ける星、コンバインドの渡部暁斗・善斗選手が兄弟で表彰台に上がり、我々村民に感動と喜びを与えてくれました。渡部暁斗選手は個人のほうで銀メダル、団体スプリントで兄弟そろって銅メダル、団体では荻原兄弟に次ぐということであるようです。改めてこの勝利に対して、応援している者の一人として賛辞を送りたいというふうに思います。

また、来年は平昌オリンピックが開催されます。そんな中、本年は多くのプレ大会が日本国内で開催されました。渡部選手を初め、多数のアスリートの皆さんが優秀な成績をおさめられています。来年の東京オリンピックに大いに期待を寄せるものでありますし、地元からもしっかりと声援を送りたいなというふうに考えているところです。

1期4年の任期の中で、この3月の議会が最後の一般質問となりました。その中で最終バッターが私ですが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

今回は1項目ですが、質問の要旨のほうには多岐にわたってございますので、ご答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

地域振興政策についてということで、1つ目は、自転車活用推進法や無電柱化推進法が、昨年の臨時国会で承認されました。どちらも法的条件が整い、各市町村において推進計画を策定すれば、国からの財政措置もあるようです。以前より、このことについて村では推進していく旨のことを伺っていますが、そこで、次のことについて伺います。

1つ目として、自転車活用推進計画の策定について、策定構成員や時期の方向性、内容について、現時点での方針についてお伺いします。

2つ目として、無電柱化推進計画の進捗状況についてお伺いをします。

白馬村は、２シーズン続けて年末年始が雪不足により経済的な打撃を受けました。このことについて時限的な寡雪対策でしのぐのではなく、しっかりとした地域経済施策を立てるべきで考えますが、その方針はいかがでしょうか。

地域創生交付金、私の知る限りでは、２９年度の国の概算金では１，０００億円を要求しているようでございますけれども、本村では２９年度、どのような具体的な方針、計画をお伺いをしたいと思います。

地域振興策を推進していくには、財源確保が重要であります。特に、国や県の補助金などの特定財源の確保により、事業化の濃淡が変わってきます。住民要望に応えるために、国や県のさまざまな補助事業の情報収集や民間資金の活用についても精査をし、積極的に財源確保に努めるべきと思いますが、その考えはいかがでしょうか。

政策策定や推進に当たっては、組織体制と人材育成も重要な部分です。庁内ではどのような取り組みをしていくか、また、住民の役割は何をやっていくのかをお伺いします。

例えば、昨年の年末にDMOの認定が決まったようでございますけれども、そのことについても触れていただければありがたいと思います。

また、一部分については、同僚議員と質問内容がかかわっている部分もございますけれども、その点をご容赦願いたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝俊幸議員から事前通告がされておりますので、順次答弁をさせていただきます。

１点目の質問の、最初に、自転車活用推進計画の策定について、策定構成員や時期や方向性、内容について、現時点での方針についてであります。自転車活用推進法については、平成２８年１２月に法案が成立をし、平成２９年４月以降の施行予定となっております。自転車活用推進計画の策定に関する質問であります。現在、国では法の基本方針に基づき、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上または財政上の措置、その他の措置を定めた自転車活用推進計画の策定作業を進めていると伺っているところであります。

市町村においては、国の自転車活用推進計画を勘案して、市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。現在のところ、村の計画策定構成員、時期については決まっておりますが、方針としては、観光局や関係者の協力の上、観光、スポーツ、オリンピックムーブメント、健康、環境等、さまざまな面から、自転車の活用について平成２９年度中に取り組む予定であります。

最近では、スポーツサイクルが全国的なブームとなっておりますが、白馬村は全国に先駆け、過去には岩岳スキー場において日本最大規模のマウンテンバイク大会が開催をされておりましたし、

近年では、さのさか観光協会関係者などのご努力により、スノーハーブにおいて小・中学生全国大会が開催をされ、この大会から巣立った地元選手が全日本チャンピオンとなった経緯もあります。

また、ロードバイクはロングライドイベントが人気であり、白馬五竜観光協会が主催をしている白馬サイクルフェスタも開催をされています。今後、グリーンシーズンの観光産業の柱、また大会開催によるトップ選手の育成、オリンピックムーブメントまで総合的に考えていきたいと思っております。

村内の自転車に関する観光素材としては、マウンテンバイクは地権者問題があるものの、自然トレイルとして東山の活用、営業施設としてはH a k u b a 4 7 スキー場や岩岳スキー場が活用されています。ロードバイクは白馬小径、姫川自転車道の再整備、広域連携によるセンチュリーライドやムランホンダ開催、自転車レーンの設置、ヒルクライムの案内等があります。いずれにいたしましても、計画は観光だけではなく、スポーツ、教育、交通安全、道路などの関係する庁内体制を整えるとともに、関係者の意見を聞きながら素材を組み合わせることにより、策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、無電柱化推進計画の進捗についてであります。平成26年9月議会でも無電柱化に関する同様の質問もいただき、答弁をさせていただきましたが、その後の進捗状況についてお答えをいたします。

長野県では、平成26年度から30年度を計画年度とする無電柱化推進計画を策定していますが、当村でも無電柱化促進に向け、平成27年度に白馬駅前の国道148号、白馬ガラス交差点から役場入り口交差点の間の480メートル区間と、県道白馬岳線、駅前から六拾刈体育館交差点の間700メートル区間の2区間を無電柱化推進計画に加えていただきました。

今年度は無電柱化だけに限らず、白馬駅周辺を通年型、広域型及び長期滞在型観光の拠点として整備するために、大町建設事務所整備課と村総務課を事務局とした白馬駅周辺整備検討会を設置いたしました。この検討会の委員は、地域の住民の代表、民間事業者、関係団体、村関係各課、長野県大町建設事務所で構成いたしました。座長には、互選の結果、原田白馬町区長をお願いをし、昨年8月から今月まで都合4回の検討会を開催しております。地域の課題を連携と協働で解決するために、地域戦略推進型公共事業として取り組んでいくこととし、大町建設事務所からはできる限りの支援をいただけることとなりました。

無電柱化事業を実現させるためには、まず道路内に埋設をされているN T T ケーブルや上下水道などの占有物件の調査が必要であり、移設などのコストの算出をしなければなりません。このため、大町建設事務所において、この調査委託業務の予算を計上していただき、コンサルタントに業務委託をし、調査業務を現在進めているところであります。この事業につきましては、村も事業費の15%を負担することとなっており、本議会に補正予算として計上をしているところで

あります。平成29年度は、引き続き調査と予備設計業務を行い、予備設計段階において占有者との調整を行い、無電柱化の技術的な検討や費用的検討を進めていく予定であります。

また、長野県電線地中化協議会には、白馬駅前のほかにも地元要望のありましたサンサンパーク周辺の県道33号線、飯田から白馬方面へのオリンピック道路の村道0105号線の、新田地区内の桜並木通りの村道3132号線の電線地中化を要望をしているところであります。国からは、無電柱化ニーズ調査には、補助金や交付金などの補助メニューの充実や、有効に機能する制度設計を要望しているところであります。

2点目の、白馬村は2シーズン連続で年末年始が雪不足となり、経済的な打撃を受け、このことについて、時限的な寡雪対策でしのぐのではなく、しっかりとした地域経済対策を立てるべきと考えるが、その方針についてでありますけれども、白馬村は2シーズン連続での雪不足による年末年始を経験をいたしました。本年度も寡雪対策本部を設置し、損失状況や要望調査の実施、また1月の臨時議会に1,000万円の誘客対策予算を承認をいただき、年末年始に受けた損失を少しでも残りのスノーシーズンでカバーできるよう取り組んでいるところであります。

こうした中で、1月20日に開催をした雪不足に伴う意見交換会や、被害状況調査では手厚い融資制度、スキー場の人工降雪設備や稼働に対する補助、スキーツアーバス減少に伴う対策、グリーンシーズンを含めた対策、除雪業務委託費用の見直しなどの要望をいただきました。

また、議会からもこの意見交換会での意見をもとに雪不足などの影響の正確な把握、雪をつくるための対策や固定資産税の減免、広範囲なインバウンドプロモーション、シーズン先取りの誘客事業の取り組み、通年観光の早期構築、情報の積極的な発信、異常気象を想定した事前の対策計画の策定、除雪事業者への契約方法の見直しの8項目にわたる提言をいただいたところであります。議会からの提言も踏まえながら、来年以降もこのような事態が起こり得るという観点に立って具体的な対策を検討してまいりたいと考えております。

また、提言の中で、観光局に対する事項は来季に向けて検討をいただくよう、村からもお願いをしてまいります。

3点目の地方創生交付金について、29年度の具体的方針、計画についてであります。まず、地方創生とは、第2次安倍政権で掲げられ、東京一極集中から人の流れを地方へ振り向け、地方人口の減少を食いとめる一連の施策だと認識をしています。この施策に則し、国は総合戦略を策定し、各自治体は国の戦略を、基本的に地方版総合戦略の策定を支持し、地方に人を呼び込むための施策とPDCAサイクルの確率、KPIといった重要業績評価指標を設定いたしました。いわば、教科書を参考に、地方に人を呼び込むための施策を全国の自治体がそれぞれ定めたということになります。

国は、地方版総合戦略への財政上の措置として、地方が創意工夫を凝らし、事業のうち国が認めた事業に対し、地方創生に関する交付金を交付する仕組みとなっています。平成29年度の地

方創生交付金に関する質問であります。既に決まっているものについては、今年度から30年度までの3年間の継続事業として取り組んでいる北アルプスエリア「世界から選ばれる」山岳観光地構築事業です。2年目を迎える29年度の事業内容は、今年度に索道事業者が導入をした白馬バレーのICカードチケットで、白馬バレーシャトルバスが利用できるシステムの構築、ICカード利用者の移動データの収集システム、利用者アンケートシステムの構築を行うものです。交付金対象事業費は1,500万円で、3市村がそれぞれ500万円負担をし、負担額の2分の1となる250万円を交付金額として予算計上し、3月13日に県を通じ、内閣府より内示がありました。

ほかの事業につきましても、庁内横断的に地方創生への事業として計画し、取り組むよう指示をしており、現在研究を進めている最中ですが、国の考えている地方創生と村の考えている地方創生をいかにマッチングさせるか、多額の事業費を要する事業について補助残分をどうするのかなどが大きな課題であると考えています。

ちなみに、現在では、村の地方創生関係の交付金の状況ですが、平成27年度地方創生加速化交付金第1次分は1,560万円で、事業内容はDMOの構築、外国人旅行者の誘致、北アルプス連携自立圏関係、第2次分は2,330万円で、事業内容は観光人材育成、白馬高校関係計3,890万円であります。平成28年度の地方創生推進交付金は180万円で、事業内容は外国人観光客誘客情報収集基盤整備となっております。平成27年、28年度の合計は4,070万円となっているところであります。

また、地方創生に付随した地域再生計画については、中・高校生によるリーサスを活用した地方創生のための探求型学習推進計画が認定されています。

4点目の、地域振興策を推進していくには、財源確保が重要であり、特に、国や県の補助金など特定財源確保により事業化の濃淡が変わることから、住民要望に応えるために、国や県のさまざまな補助事業の情報収集や民間資金の活用について精査をし、積極的に財源確保に努めるべきと思うがその考えについての質問であります。健全な財政運営に取り組んでいく中で、地域振興策を事業化していくには、津滝議員の質問のとおり、財源確保が重要であります。

私も、職員にはかねがね国や県の動向に注意をし、特定財源を勝ち取るようにと言っているところであります。特に国庫補助金では、各省庁から出されている当初予算のほか、補正予算では経済対策として投資的事業の補助金が多く含まれておりますので、アンテナを高く張り、対応させているところであります。平成28年度でも12月の定例会において、国の補正予算の補助金を活用とした事業として、白馬中学校の大規模改造事業や村道の改良及び橋梁の点検などの事業を予算計上させていただきました。

また、国の進めている地方創生関連交付金事業についても、平成26年度から段階的に進めておりますが、当村としても積極的にこの交付金を活用をしているところであります。今後におい

でも、大型事業を予定しておりますが、国・県の補助金のほか、PPP、PFI方式など、民間資金を含め、民間の力の活用も検討し、また、財団法人の助成金や、自主財源でありますふるさと納税や企業版ふるさと納税なども積極的に財源確保として取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、政策策定や推進にあたっての組織体制と人材育成についての庁内の取り組みについてですが、質問の趣旨から判断しますと、昨日の伊藤まゆみ議員の答弁と重複する部分がありますことをご了承をいただきたいと思います。

職員の政策策定及び推進の取り組みについてですが、現在の行政運営では、地方分権の進展への対応、厳しい財政状況を克服するための行財政改革の推進、高度多様化する村民のニーズに応えた各種事業の地域活性化に向けた施策の展開など、職員一人一人の政策形成能力が重要な要素になってきております。

この政策形成能力とは、地方分権の進展に伴う地方公共団体の役割変化や、現在の村の状況に対応した政策目標を立て、それを実現するために必要な仕組み、仕組みをつくることのできる能力のことで、これを細かく見た場合には、情報収集・分析活用能力、問題発見・解決能力、制度立案能力、法務能力など総合力であります。職員に対しては、一人一人がそれぞれの仕事や身近な物事に問題意識を持ち、そこにある問題に気づくこと、これが政策形成の第一歩であると、管理職を通じて指導をしているところであります。

このような力を育成するために具体的な方法としましては、本年度から実施をしております人事評価制度が大きな役割を果たすものと考えております。本村の人事評価制度における能力評価の要素には、政策形成能力の要因となる評価項目を職員の階層に応じた期待行動とし、定めております。したがって、自己評価や評価者による評価、期首面談やフィードバック面談など、人事評価制度の一連のサイクルを実行することによって、職員能力の開発をより効果的に進めることができるものと考えております。

また、政策策定や推進にあたって住民の役割は何かの質問であります。村が言う主要な計画の策定、事業の実施などに対して、住民が主体的に参加をし、さまざまな期待を通じて、安心して暮らせる地域環境や豊かな地域社会をつくり出すことを言う住民参加と、住民と行政は対等の立場で、それぞれが果たすべき責任と役割を認識し、互いに補完し合いながらさまざまな課題に取り組み、連携協力することを言う協働といった2点が役割というふうに考えているところであります。

若干長くなりましたけれども、津滝議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） きょう、議長のほうにお許しを願ひまして、皆様のお手元に自転車活用推進法案の概要というプリントを、裏表になったものですが、お配りをさせていただきました。

地元選出の務台議員が、こちらのほうの幹事、事務局をやられているというようなこともあります。非常にご尽力をいただいて、昨年度このような形で通ったということのようでございます。こちらのほうに、国がやる役割、それから地方自治体がやる役割、それから内容的にはどういったものをやりなさい、それから予算的な措置についてはこういうようなことですと、それから5月5日を自転車の日とするというようなことであつたりとか、あと関係法令との関連づけ等々についてもそちらのほうにございます。

これは、国交省のホームページの中でPDFでも載っておりますので、また時間があるときにごらんをいただきたいなというふうに思いますが、先ほど村長の答弁の中にもございましたが、いわゆる自転車振興計画のことについてですけれども、こういったものを本年度中に対応していただけるということで、以前から北アルプス自転車協議会、こちらのほうから請願が出ておりまして、以前これについては採択されているというようなことで、自治体のほうにも村のほうにもこの要望書が出されているかなというふうに思います。そういったようなところをお酌み取りいただいて、このような形になったのかなというところで非常に感謝を申し上げるところです。

ただ、やはりこのところはスピード感があってほしいかなというふうに思うわけですが、来年度の29年度の予算で、サイクリングロードの整備というようなことで300万円ほど観光関連で予算が上がっています。このことについて具体的にどのような内容なのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） ご質問の29年度当初予算に計上いたしましたサイクリングロードの整備に対する300万円でございますけれども、具体的には、既に昭和50年代から姫川沿いにサイクリングロードがございます。そこが部分的にかなり手が行き届かない状況が散見されまして、今年度からご指摘の部分もございましたけれども、少しずつ手直しをしていきたいということでございます。

したがいまして、29年度から少しずつでありますけれども、前へ前へというふうに整備計画を進めたいという第一弾の事業の300万でございます。具体的な箇所につきましては、姫川源流を起点としますサイクリングロードのうち、特に手直しが必要であるという飯田地籍の土合橋に近いところがかなり荒れているという状況がございましたので、そのあたりから整備をしていきたいということでございます。具体的には、そんな箇所を予定しているということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 予算がつくということは、こういったことを提案し、推進していただきたいというふうに願っている側からすれば、一歩でも二歩でも前に進むということになりますので、ぜひしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

それから、この北アルプス自転車協議会からの要望の中に、幾つかあるわけでございますけれども、答弁の中にありました自転車レーンだとかそういうインフラの部分だけではなくて、よく出るこの話の中に、サイクリングマップを作成してほしいと、これは先ほどMTBですとか、このMTBはマウンテンバイクです、それからロードサイクル、そういうようなものの中で、非常に、エイドステーションとか、飲食店とか、ビューポイントとか、例えばトイレですとか、こういうようなことがなかなかわかりにくいと、あづみのセンチュリーライドですとか、もう既にほかのところでは大会を行なって白馬のほうまで足を延ばしている団体もあるわけですが、こういったもののところにもそういう白馬の観光を含めてご案内をしていただけたということになるかなと思うんですが、ぜひこのサイクリングマップの作成を今年度対応していただきたいなというふうに思うんですけれども、そういったお考えはございませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 具体的には、今年度取り組みということで、間もなくでき上がってまいります。これは、平成27年度の地方創生加速化交付金を使いましての活用事業ということで、繰り越しの事業で実施をしていくものでございます。白馬だけでは、なかなか余り魅力づけといいますか、情報発信ができないということから、大町市、小谷村共同での北アルプスの3村エリアでのマップということで取り組んでいるものでございます。基本的なマップのお勧めルートのほかに、今回、エイドステーションとして大町と小谷で40カ所手を挙げていただきましたけれども、具体的にそれがどこの場所にあるのかというようなところも併記をしながらご案内をさせていただくということで作成中でございます。間もなくでき上がってきまして、またご案内を差し上げたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ということで、本年できるということで非常に楽しみにしております。できましたら、ほぼもうでき上がっているのかなと思うんですが、やっぱり基本のコース、それから上級者、幅が広いので上級者コース、中級者コース、それから目的地までの時間ですとか、やはり中にはどこに、例えば、シャワールームがあるかどうかはちょっとわかりませんけれども、そういった汗をかいたりなんかしますので、そういったものができる場所、あとはコインランドリーですとかそういったようなことが入っていただいたらとてもいいかなというふうに思います。

それから、計画をつくっていく中で、ぜひこのところはしっかりとグリップしていただきたいなというところがあるんですけれども、大手の自転車メーカー、幾つかありますけれども、そういったようなところをぜひショップとして誘致をしていただきたいなというふうに思うところです。こういったものがあると、そこにつながっているサイクリストたちが入ってくるというようなこともございますので、ぜひその辺のところはしっかりとグリップをしていただきたいなと

いうふうに思います。

それから、時間の関係でちょっと自転車のほうについてはその辺にしておきまして、無電柱化ですが、無電柱化も着々と今、村長答弁の中では進んでいて、地元でそういった協議会等々もでき上がってきて、さらに予算のほうも28年度補正では99万円、それから、29年度についても予算計上していくというような答弁があったかというふうに思います。

無電柱化については、しっかりとこの国がやる役割と、それから地方自治体がやる役割、それから電柱を所有している、ここで言えばNTTですとか電力会社ということになるかと思うんですけども、そういった人たちがやる役割というのがちゃんと決まりました。3分の1というようなことのございますけれども、そういう形の中で、具体的に先ほどお伺いした中では、白馬町の旧役場までの入り口と、それから六拾刈の体育館までの間を調査対象にし、整備をしていくということになるわけですが、具体的には調査が終わってからということになるんですが、実際に工事に着手するのは大体どのぐらいになるかなというのは予想はついておりますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 無電柱化の関係につきましては、先ほど村長答弁で申し上げましたが、まずは道路内にある占用物件の調査というものを実施しているものでございます。この調査を実施した段階で、本当の予備設計とコストの算定といったものを行うわけでありまして。また、同時に、先ほどおっしゃいましたNTTとかそういった電力会社等々との協議を進めるということになってございますので、正直申しますとその協議次第ということで、この調査をやったから直ちに工事に入るというものを確約するものではございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 地域住民は、やはりクモの巣のように張った電線、それからまた山を通るときにどうしても障害となる電柱、これを何とかしてほしいということは、もうかなり前から言われていることです。この状況を阿部知事なんかも見て、県の1つの事業に取り入れていただいたというふうに伺っておりますので、ぜひ早急に世界水準の村と標榜するのであれば、やはりどこのリゾート地に行ってもこの電柱は埋設化されています。白馬村もそうなるように、しっかりと努力をしていただきたいなというところです。

それから、寡雪の対策についてでございますが、2年続けて1,000万円、同額の補正というような形で、それ以外に観光局のほうも予算をつけて寡雪対策をしていただいたということになっています。さらに本年度は、白馬村のこの議会からも、それぞれのところに観光局、それから白馬村へということで要望書を上げさせていただきました。特にこの中で、事前の対策の計画の策定ということをやっています。

それから、通年観光の早期の構築と、これは常に考えなさいよということを意味していると私

は思っているんですが、昨年同じような対策をして、本年もという形なんですけれども、大体ほぼ同じ対応の内容になっていて、前年度の検証とその結果、それから次に向けての考え方みたいなものをお伺いします。今、私が聞いた部分、通年観光と事前の計画ということでお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 議会からの意見の中に、通年観光の早期構築についてということで、意見書を頂戴しているところでございます。具体的には、特にグリーン期の対策ということで、強くなねがねからご指摘をいただき、行政側もやっぱりグリーン期の対策が非常に重要であるということでございます。基本的には、やはり閑散期をいかに底上げするかというところに結びつくかと思いますので、グリーン期につきましては、特に自転車を中心に進めていきたいというような村長の政治姿勢もあり、それに向けて先ほどのご質問のとおり、少しずつ整備を進めてまいりたいというふうに行政側では考えております。

あわせて、今回の計画の中では第5次総合計画、さらに観光の分野におきましては観光経営計画というようなところをつくりましたので、それは少しずつやっぱり実行していくことがこの対策につながるというふうに担当課では考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 大体6項目ぐらいこの1,000万の補正を使ってやるという形で、ネットエージェント、メディア関係、それからスキー、旅行会社のホームページへのPR、SNSを活用した情報発信、まだこれから多分、現在もこれからやるんであろうアジア諸国への情報発信、それから店頭プロモーション、まだシーズンも終わっていませんから、当然、これで夏に向けて、もう過ぎたところに戻るわけにはいきませんので、そういったようなことは。ですが、今私が言ったようなことというのは、ほぼ毎年こういったことを、雪があるなしにかかわらずやらなきゃいけないことなはずですよ。ですから、なぜまたこのところにそれだけお金をつけるかというのをちょっと疑問に感じるころなんですよ。

ですから、雪がなかったからお金をつけると、先ほど村長も言っていましたけれども、という考え方ではなくて、やっぱりもうちゃんと観光地としてつけるものはつけると、最初から予算をとると、そのぐらいのつもりで担当課、もしくは観光局のほうも対応していきたいなというふうに思うんですが、このことについては、ちょっと村長と副村長にお伺いするんですが、副村長は観光局の代表理事でもありますので、お二人にお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 議会側のほうから意見書等いただいたところでありますけれども、まさしくそのとおりかというふうに思っております。

先ほど観光課長の答弁にもありましたように、グリーン期のことをメインにというふうに思っ

ておりますが、それだけでなく、もちろんキャッシュフローが一番大きな冬のシーズンにつきましても、白馬の特質をより一層明確にして特化したものということで、観光局のほうでは取り組んでいるところであります。ですので、できる限り予算獲得につきましては努力するところでありますけれども、関係各課等と調整の上、前向きに進んでいきたいというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の質問でありますけれども、この前の商工会との検討会のときに、2年続けてのこういった寡雪対策というお話がございました。そんな中で、この2年続けての雪不足ということが、これからの白馬村のグリーンシーズンのあり方ということのをうたっているとか、要望をされている、そしてまた、村としても長いグリーンシーズンをいかにお客様から来ていただけるか、こういったことに力を入れていかなければいけないというふうに考えているところであります。そしてまた、寡雪対策について、毎年毎年ということはもう事前に予算をしっかりと盛っているという、そういったお話でありますけれども、白馬村も予算が潤沢であれば、そういったことは可能でありますけれども、今の現状ではそういったこともなかなか要望に応えられない部分もあるわけでありますが、いずれにいたしましても、索道事業者、観光業者、そしてまた村、観光局が一体となって、この年間を通じてお客様が白馬に来ていただけるような、そういった取り組みをしていかなければならないというふうに改めて感じたところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 両方のお方に、やっぱり観光の村で生きている村です、やはりこのところはしっかりともう考えて、そういったもちろん季節にもよるところがありますし、雪の大きな力というのもよくよく理解しているつもりです。ですが、やっぱり観光で食っていく村という形の中で、今言ったようなPR、プロモーション活動というのは、もう当たり前のごとくやっていかなきゃいけないことですので、そこのところには観光局も含めてしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

地域創生交付金について伺います。国ではこの1,000億というふうに言われていまして、村関係では先行型、それから加速化、それから推進型等々を使って、トータルで4,070万円ぐらい予算になっているというか、使った部分もあるというふうに伺っています。最近では拠点整備交付金というものが、ハード事業に対してですけれども、これは900億円あるというような形で、長野県の中では、さっきの新聞報道にもありましたけれども、この白馬村は入っていないで、長野県関係では相当すぐ手を挙げて通っているというような状況です。なぜこれは、白馬村はここに手を挙げなかったのか、また、拠点整備で何もつくらなくてもいいのかどうか、そこはどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 拠点整備交付金の関係につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど質問されたのは第1回の募集ということで、答弁をさせていただきますが、これにつきましては、幾つかの関係で長野県とも協議はさせていただいておりました。ただ、こちらの喫緊の課題というのと、この交付金の性格上マッチングするかどうかというものが、なかなかその時点では見出せなかったということで、第1回目の募集については残念ながら手を、いわゆる協議は重ねてきましたが、手をおろしたというような経過はございます。

ここに来て、第2回の募集というものが国のほうからまた示されておりますので、これにつきましては、一応県のほうにはこういうことをやりたいということで相談はさせていただき、国からも採択のポイントというようなものをいただいております。この中でどれを選択をして上げていくのかというのは、現在詰めている作業であります。先ほども申し上げましたとおり、その喫緊の課題のいわゆる拠点の整備というものと、国が地方創生で掲げているものと若干ちょっと考え方、または整備の進めていきたいところの考えにちょっと若干のずれがありますので、そこら辺の修正作業を現在やるというものであります。特に、この拠点整備につきましては、未来への投資の基盤につながる先導的なものというのがこの拠点整備の要綱になっておりますので、それについて現在庁内で進めている作業ということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） あと、議長、何分ありますか。

議長（北澤禎二郎君） 11分です。

第2番（津滝俊幸君） そういうことで、今計画中で、今県のほうのヒアリングを受けているというような答弁かなというふうに思うんですが、次の財源確保等の部分の絡みもあるので、あわせて聞いていきたいというふうに思うんですが、やはり、国で今一番メインの事業でやっていることですよね、それで一番予算をつけているところなわけですね。さらに、これは内閣府だけでお金をつけているだけではなくて、各省庁、全てこの地域創生ということに絡めて、合わせ技で来ているんですよね。ですから、ここで手を挙げない手はないという、私は思うんですよね。

ですから、最後のところでもちょっとこう企画力ということを開こうかなというふうに思っているわけですが、ここのところにどうしてみんながアンテナが立たないのかなと、役場の職員の中で。だから、結局はおくれちゃうんですよね。もう既に、ここのことをやり始めて3年たっているわけですよ。3年たった中で、たかだかと言ってしまえば失礼な言い方になってしまいますけれども、当然、中に合っていくか合っていないかという話があるわけですから、けれども、トータルで広域も含めて、白馬村が絡むという意味ですが、さっき言った約4,000万円程度ぐらいしかとりあえず確保できていないと。

拠点施設の中に関しては、もう60幾つじゃないですか、長野県内、相当数上がっているんですよ、62事業ですよ。金額ベースで、長野県内だけで30億円とっているというような形になります。いろんな施設があります。アウトドアパークですとか道の駅もありますし、移住定住の関係もありますし、ハード事業なので農産物の直売所なんていうのも入っています。何でこういうところにまだそういう手が挙げられないのかということなんですけれども、総務課長、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、この国の地方創生交付金が始まって、村のほうも何回か内閣府の直接の相談というのもさせていただきました。議員がおっしゃるとおり、財源確保という部分においては最初は10分の10、現在は2分の1ですけれども、いわゆる補助裏の財源措置もあるということで、鋭意取り組んではおります。

事業の内容をそれぞれ採択されたところを比較しますと、正直、私的な感覚の部分もあるんですけれども、類似のものを計画をしても採択されるところと採択されないところがあるという背景にどういうものがあるのか、これはもう県のほうとも相談をさせていただき、どうなのかという部分もあるんですが、その先にいわゆる支援負担金系のところが入るのか、そこら辺も若干は影響はあろうかとは思いますが、村長も財源確保に向けて庁内、課長会議の中、また総務課でもグループウェア等でいろんな企画について組み立てをしてほしいということで、特に所管する課においては、事業というのは1つにフォーカスされる部分がありますので、複合的に考えることができないかというものについて担当課のほうから挙げていただき、総務課、企画等でそれを練るというような作業を現在ではやっているというところでございます。

決して手をつけていないという部分ではないんですが、金額でいくと採択された金額が出てまいりますので、低いというふうに言われればそのとおりかもしれませんが、さらに制度を研究しながら、できる限り財源確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 財源確保の中では、特定財源、自主財源ということで、特に今言った部分は特定財源の部分に入ってくるわけですが、確かに補助残の部分については村で対応しなきゃならないということは十分理解できますが、やはり鉛筆をなめるについては、計画を立てていくことですね、そこについてはやっぱり職員がそういうところでしっかりと意識を持っていたいて、対応していただくということではないかと思います。

それで、自主財源のほうですが、きょうのこれは系統、いわゆるJA系の新聞になるわけですが、ふるさと納税における米の取り扱い量が、玄米ベースで2016年度産、去年の分で、16年度産で2.4万トンを扱うというような、これ全国ベースですけれども、長野県は

全国でも4位ということで1, 286トン、前年比で8割増ということで、非常に米のいわゆる消費に役立っているというような記事が載っていました。

私も米をつくる一人として、非常にこういったことは取り扱っていただけるということはあるがたいかなというふうに思うんですが、消費だけを見ていけば、実は毎年毎年8万トンずつ減ってきているというようなことで、実際には消費が伸びているわけではなくて、流通ルートがふるさと納税に変わっているだけということになるわけです。しかし、我々農家というか、米をつくらしている村の者にすれば、新しい流通ルートがふるさと納税ででき上がる、そこからさらに販路が広がるということによって、自分たちも収入もふえていくというようなことにつながっていくわけで、そういう意味では、取り扱っていただけるということに対しては、非常に生産意欲が湧いていくようなところにもなっていくかなというふうに思います。

さらに、村長答弁、それから前日の課長の答弁の中にも、企業版ふるさと納税のことについておっしゃっていましたが、具体的にどこまで進んでいますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 企業版ふるさと納税につきましてであります。一応応募、白馬村総合戦略に基づくそれぞれ企業へのアプローチとして、セールスシートをそれぞれ企業に投げかけているということで、現在はまだ3月までその業務を行なっておりますので、3月末にならなければ、ちょっと現時点ではご報告できないというようなところであります。最終的に、これも企業版ふるさと納税になるのか白馬村への進出になってくるのか、またはPPP、PFIといったことでの白馬村の進出になるのか、その辺は企業版ふるさと納税に限らず、広く企業に向けて話を伺ってほしいということでお願いをしておりますので、最終的には、3月末になればその辺のものが報告として出されることになろうかと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと3分です。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 施策の策定ですとか組織体制、人材育成というところになるわけですが、我々住民の側からすれば、行政側で協議会を開いていただければ、当然協働しながらそういった事業策定にも参加していくというところは同感でございます。ぜひ、皆様だけではなくて住民の力を十分使っていただいて、施策策定に役に立てていただきたいなというふうに思います。

また、人材育成の中では、同僚議員の中の答弁にも出ておりましたし、それから本日の村長答弁の中にもありましたが、情報収集・分析活用能力、問題発見・解決能力、施策立案能力、法務能力等々、総合力が企画力というようなお話もされておりました。人事評価制度を昨年の4月から導入して、非常に、1年経ってどの程度かというところは、まだちょっと見えていないところもあるわけですが、ぜひそういうところを駆使していただいて、職員の人材育成に役立てていた

だきたいし、それは最終的には村民益につながっていくと考えますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

まだ、DMOのことなんかもお聞きしたいところもあるんですが、ちょっと時間の関係もござ
いますので、きょうの話の中では、質問の中ではとりあえずいたしません。

最後になりますけれども、私たち議会議員は、任期満了に伴いまして来月リセットというよう
な形になります。下川村長の公約の中にあります停滞から前進へということをやテーマにしていら
っしゃいますが、現状に甘んじることなく、行財政改革をしっかりと進めていただいて、特に観
光の村でありますので、観光イノベーションをしっかりと起こしていただいて、前進していただ
くことを強く望みまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月16日から定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、3月18日から20日を休
会とし、3月21日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございません
か。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日3月16日から定例会日程予定表のと
おり委員会等を開催し、3月18日から20日を休会とし、3月21日午前10時から本会議を
行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時09分

平成29年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成29年3月21日（火）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

平成29年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成29年3月21日（火）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 1 発議第1号 給付型奨学金制度に関する意見書の提出について
- 日程第 2 発議第2号 オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書について
- 日程第 3 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第32号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 6 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 3号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の掌握事務調査について
- 日程第10 議員派遣について

平成29年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成29年3月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
参事兼税務課長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 澤 忠 明	会 計 管 理 者 ・ 室 長	窪 田 高 枝
建 設 課 長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健 康 福 祉 課 長	太 田 洋 一	上 下 水 道 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	教 育 課 長	横 川 辰 彦
総務課長補佐兼総務係長	田 中 克 俊		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

発議第1号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

発議第2号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第31号から議案第32号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号（村長提出議案）説明、採決

同意第2号（村長提出議案）説明、採決

同意第 3 号（村長提出議案）説明、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の掌握事務調査について
- 6) 議員派遣について

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名です。

これより平成２９年第１回白馬村議会定例会第４日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第２０号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第６号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第２０号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第６号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第６番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成２９年第１回白馬村議会定例会において総務社会委員会に付託されました案件は、議案１９件、請願１件、陳情５件であります。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第４号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律に基づき、各辺地地域に係る平成２９年度から平成３３年度までの５年間の総合整備計画を策定するものであります。各辺地は内山、嶺方、青鬼、落倉、野平であります。

質疑に入り、人口５０人以下になれば、辺地から外れてしまうのかとの質問があり、今は活用できるが、平成３３年以降に外れる可能性があるという説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第４号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については可決すべきものと決定されました。

議案第５号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定についてであります。

白馬村八方体育館の指定管理者の指定期間終了に伴い、再指定をするため、議会の議決を求め

るものであります。指定管理者となる団体は、一般財団法人八方振興会であり、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間です。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第5号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定については可決すべきものと決定されました。

議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてであります。

大町市と白馬村は北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約及び連携ビジョンを締結し、大北圏域5市町村での北アルプス連携自立圏の形成により、広域的な課題解決に向け、圏域全体の地域結成化及び生活機能の確保と全域への人材の誘導及び定着や促進を図っていますが、大町市と各市町村と協議の調った広域観光、就労支援、医療、保健及び公共施設の利用促進の分野においても、平成29年度から大北5市町村が連携して事業に取り組むこととしたことにより、連携協約の項目を追加することから、連携協約の一部を変更するものであります。

質疑に入り、白馬村では移住・就労支援の担当課はどこかとの質問があり、総務課の企画で行いますという説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議については可決すべきものと決定されました。

議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

新法により、教育長は特別職の身分を有することになったため、各条例において、関係する部分を改正するものであります。

質疑に入り、今まで教育長は特別職ではなかったのかとの質問があり、地方公務員法での教育長であったが、自治法での特別職ではなかったとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第8号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてであります。

新法において、教育長は常勤の特別職として位置づけられ、新たに教育長の勤務時間等を定めるもので、一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の例によることとし、新法で職務専念義務が課せられたことから、職務専念義務の特例を規定するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第8号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については可決すべきものと

決定されました。

議案第 9 号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の廃止についてであります。

この条例は、長野県神城断層地震による被災者に対して、平成 27 年度に課する当該年度の村民税等の減免について定めた条例であることから、廃止するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第 9 号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の廃止については可決すべきものと決定されました。

議案第 10 号 白馬村職員定数条例の全部改正についてであります。

機構改革の一環として組織の改編を行うことから、条例の全部を改正するものであります。

定数と今の職員数では足りているのかという質問があり、定数は 115 名、現在は 93 名で足りているとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第 10 号 白馬村職員定数条例の全部改正については可決すべきものと決定されました。

議案第 11 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第 11 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第 12 号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

番号法の一部が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、議案第 12 号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第 13 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

白馬村嘱託職員の報酬月額を改正するに当たり、報酬上限額を改正するものであります。

質疑に入り、嘱託職員の雇用人数の質問があり、現在 67 名という説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第 13 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第 14 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤特別職の報酬を改正するもので、図書館施設検討委員を新設し、日額 6,100 円、半日額 3,800 円とし、教育委員会の委員長を教育長職務代理に、事務事業評価委員を総合計画

等評価委員に、衛生組合長を環境衛生委員に変更するもので、ごみ集積所設置地区手当を5,000円から1万円に改正するものであります。公共下水道受益者負担金と賠償判定審査会委員と交通災害共済推進委員を削除します。

質疑、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第14号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第15号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてであります。

上位法の一部が改正されたことにより、白馬村税条例等の一部を改正するもので、個人住民税における住宅ローン減税措置の2年半の延長、消費税の増税延期に伴う所要の規定の整備として、法人住民税法人税割の税率及び軽自動車税における環境性能割の導入を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更するものであります。

改正による税収の減額はとの質疑があり、先延ばしとなるので今は何とも言えないという説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第15号 白馬村税条例等の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第16号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

死亡届の受け付けと同時に発行される埋火葬証明書について、従来、交付手数料を課していたものを無料とし、再交付時のみ300円を課するものとするものであります。

火葬の金額はとの質疑があり、現在2万円ですとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第16号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第17号 白馬村公営塾利用徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

白馬村公営塾の利用料の改正を行うもので、基本利用料3,000円に大学進学コース3年生は5,000円、2年生は3,000円を加算するものであります。しろうま學舎と学び直しのしろうま塾とのすみ分けはとの質問があり、しろうま塾は学校側が見ており、英語と資格取得を主にしています。しろうま學舎は進学を目指す生徒が主であり、受験対象として成果があらわれれば生徒もふえるので、整理して受け入れたいとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第17号 白馬村公営塾利用料徴収条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第18号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

粗大ごみ処理手数料等について、消費税率改正や諸物価の高騰により委託処分費が増大していることから、手数料を規則から条例の別表に設けて明記することとし、品目ごとに増額改定する

ものであります。

質疑に入り、フロンの回収はとの質問があり、機械に表示されている重さで料金徴収していますとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第18号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第19号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等の損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象が改正されるため、所要の改正を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第19号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第20号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項であります。

歳入歳出それぞれ3億7,078万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を66億2,255万9,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費2目財産管理費、庁舎改修修繕工事費の181万円の減額は、入札差金によるものであります。教育委員会移転による備品購入費に181万円の増額、8款消防費1項消防費1目非常備消防費、退職消防団員の確定により30万円の減額、防災事業の中止により183万2,000円の減額、11款公債費1項公債費1目元金、長期債繰上償還により700万円の減額、11款公債費1項公債費2目利子、同じく長期債繰上償還により500万円の減額。

住民課関係では、事業確定による減額が主なものです。

税務課関係では、1款村税1項村民税2目法人村民税1,650万円の増額、大口納入者の移住によるものであります。1款村税2項固定資産税1目固定資産税1,700万円の増額は、滞納繰越分の徴収強化によるものであります。

健康福祉課関係では、3款民生費2項児童福祉費2目子育て支援費、事業確定により多子世帯保育料軽減補助金32万4,000円の減額、児童手当380万円の減額が主なものであります。3款民生費4項臨時福祉給付金費1目臨時福祉給付金費480万6,000円の減額。4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費、B型肝炎ワクチンの医療材料費と小児予防接種の見込み違いにより、300万円の減額。

質疑に入り、臨時給付近の480万円の減額は多いのではないかととの質問があり、基礎資料が少ないため、対象者の予想を大きく違っていましたとの説明がありました。

教育委員会、教育課関係では、2款総務費1項総務管理費6目企画費、白馬高校支援事業に

124万8,000円の増額。法政大学寮の借り上げと敷金であります。

教育委員会、スポーツ課関係では、2款総務費7項総務事業費2目施設管理費と3目スポーツ事業振興費は財源の組み替えのみで、増減はありません。

各課の審査が終わり、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第20号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項は可決すべきものと決定されました。

議案第21号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出それぞれ698万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を14億5,368万3,000円とするものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第21号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は可決すべきものと決定されました。

議案第24号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分の変更についてであります。

大北福祉会館耐震大規模改修事業の実施設計図書が完成し、工事の発注施工に伴い、起債対象となる耐震改修部分を見直した結果、緊急防災減債事業債の対象範囲が増加したことから、基金の取り崩し予定額を1億円から1,240万円を減額し、8,760万円に変更するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第24号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分の変更については可決すべきものと決定されました。

請願第1号 給付型奨学金制度改善に関する請願書、受理年月日、平成29年2月20日、提出者、大北生活と健康を守る会会長、太田欽三。紹介議員、伊藤まゆみであります。

請願の趣旨は、給付型奨学金制度の成績要件等を緩和し、一定の所得のある世帯も対象にした制度に早急に改善し、誰もが受けられる制度へ向け、地方自治法の規定による意見書を国・県に提出してください。

賛成討論では、ローン型の奨学金では大変であるので、制度を改善してほしいと思うので採択に賛成。反対討論では、現状では財源がかかり過ぎるので不採択にするという討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、請願第1号 給付型奨学金制度改善に関する請願書は不採択すべきものと決定いたしました。

陳情第11号 法人村民税改正に関する陳情書、受理年月日、平成28年12月20日、提出者、一般財団法人大北法人会会長、吉田良造、一般社団法人大北法人会白馬支部支部長、太田勝であります。

陳情の趣旨は、白馬村においては、長きにわたり制限税率が採用されている。公平・公正な税制の実現と村内企業の育成に向け、法人村民税の標準課税率採用について審議していただきたいとの趣旨であります。大北管内は、足並みをそろえている。税率の変更による額は８００万円ぐらゐの減額になるとの説明がありました。消費税増税等に採択すべきと思うので、不採択にするという討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、陳情第１１号 法人村民税改正に関する陳情書は不採択すべきものと決定いたしました。

陳情第２号 「（仮称）給食センター新築工事」に関する陳情書、受理年月日、平成２９年２月１７日、提出者、白馬村建設業組合組合長、池田昌彦であります。

陳情の趣旨は、（仮称）給食センター新築工事に際し、共同企業体形成も踏まえ、白馬建設業組合員会員も指名参加、ご用命賜るようお願いします。申し出により、組合長、池田昌彦氏に説明に来ていただきました。

審査に当たり、公平・公正になるように取り組んでほしい。地元業者に共同企業体で請け負ってもらいたい。地元優先してほしいという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第２号 「（仮称）給食センター新築工事」に関する陳情書は採択すべきものと決定いたしました。

陳情第３号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情、受理年月日、平成２９年２月２０日、提出者、速水政文であります。

陳情の趣旨は、白馬村、小谷村はオスプレイの低空飛行訓練のブルールートの下にあり、白馬三山の上空を飛行するオスプレイに事故があれば、村が直撃されるおそれがある。よって、オスプレイ低空飛行訓練の中止を求めるというものであります。申し出により、速水政文氏に説明に来ていただきました。観光地として、オスプレイの飛行はやめてほしいので、採択すべきという賛成討論があり、情報開示がないのは遺憾だが、安全面でいえば県の防災ヘリ墜落の事故もあり、危険性は同じである。防災と軍事では目的は違うが、住民に配慮してほしいので一部採択とする。国防として必要であり、訓練は中止しなくてよいという一部採択の討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、陳情第３号 オスプレイ低空飛行訓練の中止を求める陳情は一部採択すべきものと決定いたしました。

陳情第４号 「共謀罪の新設について慎重な国会審議を求める意見書」提出に関する陳情書、受理年月日、平成２９年２月２０日、提出者、速水政文であります。

陳情の趣旨は、共謀罪法案は余りにも問題が多く、普通の市民の生活をも大きく脅かす危険な内容を含んでいる。共謀罪の新設について、慎重な国会審議を求める意見書を提出していただきたいというものであります。申し出により、速水政文氏に説明に来ていただきました。共謀罪と

しての根本に、情報統制、自由の制限がある、もつともであり採択に賛成。東京オリンピックの対応とテロ対策としての法整備は必要であるが、自由が阻害されるのは困る。趣旨は理解できるので趣旨採択にしたいという討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、陳情第4号 「共謀罪の新設について慎重な国会審議を求める意見書」提出に関する陳情書は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

陳情第5号 「共謀罪」創設に反対する意見書の採択を求める陳情書、受理年月日、平成29年2月20日、提出者、大北地区労働組合連合会議長、小林國弘であります。

陳情の趣旨は、共謀罪創設に反対し、意見書を提出していただきたいということです。テロに対応できる法案は必要であるので不採択である。オリンピックにかこつけた法案には反対であるので、採択し意見書を提出するという討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、陳情第5号 「共謀罪」創設に反対する意見書の採択を求める陳情書は不採択すべきものと決定いたしました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 長野県神城断層地震による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村職員定数条例の全部改正については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬村税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第 17 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 17 号 白馬村公営塾利用料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 18 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 18 号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 19 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 19 号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 21 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 21 号 平成 28 年度白馬村国民健康保険事業勘

定特別会計補正予算（第２号）については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第２１号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第２４号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第２４号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第１号の討論に入ります。

最初に、原案に賛成する者の討論を許します。第１番加藤亮輔議員。

第１番（加藤亮輔君） １番加藤亮輔。

請願１号の給付型奨学金制度改善に関する請願の採択に賛成の立場で意見を述べます。

まず最初に、この請願書に間違いが見つかりました。請願項目２の直ちに県に創設するよにという意見書を出してくださいとの文章ですが、県は既に給付型奨学金を創設していることがわかり、大北生活と健康を守る会会長から、迷惑をおかけしたとおわびがありました。

よって、請願事項第２項目は削除した上での意見を述べさせていただきます。

この請願は、学びたくてもお金がない。そのため、進学を断念する生徒に貸与、ローン型ではなく、給付型の奨学金制度を多くの生徒が利用できるように改善してくださいとの訴えです。

この改善してくださいとの内容で意見書を国と関係機関へ提出してほしいとの請願書で、ごく当たり前の意見だと思います。

現在の奨学金制度は、日本学生支援機構が行なっている。内容は、推薦枠のハードルが高い無利息の第１種奨学金と年間３万円を上限とする利息がつく第２種奨学金があります。受給率は５３％で、半分以上の学生が利用しています。借用額の平均は、無利息の第１種が２３６万円、利息がつく学生ローン型の第２種は３４３万円です。したがって、１，０００万円の借金を背負って卒業する学生もたくさん生まれています。

世界の奨学金制度は、学生の学ぶ権利を保障し、返さなくてもいい給付型が主流です。例えば、

アメリカは年間４２万８，０００円の給付で８２０万人が利用しています。学生の実に３５％が利用しています。隣の韓国では、給付額が５５万８，０００円で１３０万人、全学生の３６％が利用、ドイツでは給付額７３万２，０００円で６７万人が利用、２７％の学生の利用です。また、ヨーロッパでは、大学の授業料は無料が主流です。

この３０年からスタートする政府案の給付型奨学金の利用者数は、１学年２万人を予定しているため、学生の２％しか利用できません。その上、対象者は住民税の非課税世帯で、成績基準は５段階の４．３をクリアし、学校推薦でなければ選べないなどの基準があります。これでは、学生も保護者も余りにも少な過ぎる。ほとんどの学生が対象外だとの批判が上がっています。

長野県の給付型の奨学金制度は、毎年約１万５，０００人の卒業生がいますが、定員は３０人です。

このように、学生に対して厳しい内容です。ぜひこの請願を採択して、学生に大いに学んでもらう環境に改善すべきと考えます。皆さんもぜひ賛成してくださるようお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対する者の討論を許します。第２番津滝俊幸議員。

第２番（津滝俊幸君） ２番津滝俊幸です。

請願第１号 給付型奨学金制度に関する請願書について、反対討論をさせていただきます。

国に対して、従来の給付型奨学金制度の成績要件の緩和や一定の所得のある世帯へも対象にするよう要求するものであります。また、県へも給付型奨学金制度を創設するよう求める内容であり、今、加藤議員のほうから、この場で訂正の話がありましたが、私たち総務委員会に付託されたときには、長野県のところについては、何ら修正の話もございませんでした。まだ始まったばかりの制度で、多くの方に認知されていません。

平成２９年度から先行実施の予定で、本格的には３０年度から本格実施と聞いています。今後の普及や検証による制度の充実などに期待をするところですが、一定の所得者へ対象を広げていくことにより、国の財政負担は約２００億円必要と言われていています。国の財源確保の問題やさらには、長野県においては、既に同様の制度があることから、この請願については、原案に対し反対し、不採択にすることを望みます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成する者の討論を許します。第４番伊藤まゆみ議員。

第４番（伊藤まゆみ君） ４番伊藤まゆみです。

請願１号 給付型奨学金制度改善に関する請願書に賛成の立場で討論を行います。

この請願は総務社会委員会において審議され、不採択となりました。その理由が、現状では負担がかかるので不採択というものでありました。

そもそも私たち地方議員が、住民の声を国や県に届けようとするとき、国の財政状況を忖度する必要は全くなく、それを不採択理由とするのは論点を履き違えていると考えます。

第2次安倍政権になってから、日本の防衛費は従来の減少傾向から4年連続の増加に転じ、2016年度はついに5兆円を突破しました。さらに、本年度の第3次補正予算で1,705億円を追加し、2017年度は5兆1,251億円と本年度の当初予算より700億円もの増加を見込んでおり、請願書にある給付型を実施した場合、必要とされているとしている200億円の財源不足を理由にした議論は成り立ちません。

ポスト経済成長、少子高齢化時代を迎える日本は、これから成熟期に入ります。地方自治体もしっかりありますが、箱物を中心とした公共事業から人への投資、ハードからソフト、物から人へとシフトすることが求められます。これからの社会を生きる子どもたちへの投資は、成熟期を豊かにするために必要不可欠であり、一人でも多くの子どもたちに不安なく、奥の深い教育機会を与えることは、私たち大人の義務であり、採択すべきと考えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

請願第1号 給付型奨学金制度改善に関する請願書の件を採択するに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。第5番太田正治議員。

第5番（太田正治君） 動議を提出したいと思います。お願いします。

議長（北澤禎二郎君） ただいま太田正治議員から動議が提出されました。

この動議は、他に1名以上の賛同者がありますので、成立いたしました。

ただいまから暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催しますので、委員は議長室にお集まりください。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにいたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資 料 配 付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 発議第1号 給付型奨学金制度の柔軟な対応と教育費用の軽減、財源確保に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第5番太田正治議員。

第5番（太田正治君） 給付型奨学金制度の軟弱な対応と教育費用負担の軽減、財源確保に係る意見書。

一部平成29年度から先行実施の給付型奨学金制度について、経済的な理由から進学を断念せざる対象者にとって、学習機能の確保につながる画期的な制度であり、大いに利用が進むことを期待するものです。

先行実施後も検討を重ね、社会経済状況等を鑑み、実態に応じた軟弱な制度であることが必要です。また、日本の大学の費用については、授業料は決して低額とはいえず、そのほか入学金、施設整備等の諸費用が必要で、さらに、地方からの大学生の場合の多くは下宿費用や生活費などもあり、保護者の負担は大変重く、多くの学生が生活費のためにアルバイトに明け暮れている実態であります。本来、高い志を持って入学し、勉学に励むことが目的であるはずが、在籍するためにアルバイトに時間を費やさざるを得ないという悪循環に陥っています。

そして、給付型奨学金制度については、制度を4年分として本格的に実施する場合に必要な費用は、毎年200億円を超えるという試算がされますが、持続的財政確保のためのめどは立っていません。今後も同制度を初め、教育を取り巻く環境が充実し、学びたい者が少なくとも経済的要因から学習機能を失うことがないようにすることが望まれます。

そこで、以下について要望いたします。

記

1、平成29年度開始の給付型奨学金制度については、先行実施後の速やかな検証の上、社会経済などの実態に応じて軟弱に対応することで、さらなる制度の充実を継続的に目指すこと。

1、授業料の引き下げ等に係る制度構築により、教育費用負担の根本的軽減を図ること。

1、将来に向けて、給付型奨学金制度の充実と安定化のため、十分な財源の確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。7番横田孝穂議員。

第7番（横田孝穂君） 7番横田孝穂です。

ただいまの教育費用負担の軽減、財源確保に係る意見書は理解はできますが、3点ほど議員にお尋ねを申し上げます。

この件の意見書の通告は、この3連休の間だったのでしょうか。いつの提出であったのかをお聞きしたいと思います。

それに、太田正治議員は、ただいま請願を不採択としております。意見書を提出ということは矛盾していないのかどうかということと、不採択の意味をどのようにお考えなのかをお伺いしたいわけでございます。

それから3番目に、本議会をスムーズに進めるために、事前に全員協議会を開催しております。全員協議会の中には、太田議員は一言も発言をされていませんのに、本会議で突然動議を提出されたことは、議会の申し合わせを守っていないようにも感じます。これは我々が目指してきた議会改革に逆行していると思いますが、どのようにお考えかをお聞きしたいんですが、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。

第5番（太田正治君） 動議を出されたということについては、きょうで提出でないとできないという形になっておりますが、それが1つ。

それから、反対というか、意見を述べないという部分については、いろいろと勉強してこういう形にさせていただいたということですが、それと、いわゆるこの文書の中の実施については、意見書を出したということは、速やかな検証をしていただくという形で意見書を出したという形でございます。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。はい。

第7番（横田孝穂君） 説明いただきましたわけですが、申しわけございませんが、失礼であります。もう3点ほど聞きたいんですが、お尋ねいたします。

議員活動の自由は認めるものの、議会運営の円滑と議員の質の向上を図るために、白馬村議会申し合わせ事項は、今の議会運営上の規範であると思いますが、その点について伺います。

それから、この議会申し合わせ事項については、私は公定力があると確信していますが、太田正治議員は、このような公定力をどう理解しておられるか、そういった点をお聞きしたいわけでございます。

それから、不採択とした3月17日の全員協議会においても確認し、いわば意見書提出不要との判断であったはずだが、ここで動議をして意見書提出に至った背景は何だったのでしょうかをお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。

第5番（太田正治君） 批判しているという部分ではないわけですが、いわゆる今までこの部分は実施している部分もあると思いますので、その部分について検証をしていただくという形で意見書を出しております。よろしくお願いします。

何というんでしょうか、自分はそんなに批判をしているわけでもありませんけれども、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 次に、11番篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） お尋ねいたします。

ただいまの説明の中で、この表題のところにおいても、「柔軟な」という形で私ども資料をいただいております。また、意見そのものについても「柔軟な」という形でプリントされているんですが、ただいまの説明においては、「軟弱な」ということで、そのところについて言われておりますけれども、これはプリントどおりの「柔軟な対応」ということと解釈してよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。

第5番（太田正治君） はい、そのように考えております。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、加藤亮介議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔です。

先ほどの同僚議員の質問とちょっとダブるかもしれませんが、先ほど給付型の請願書が否決、不採択されました。提出者は先ほど不採択の立場でした。今回、この内容を読みますと、先ほどの意見とちょっと食い違うような感じが私は多々、これも奨学金制度が充実してほしいという願いからの意見書だと思うんですけれども、先ほどの請願書、改善してほしいという請願書と今回出す意見書と、これは充実してほしいというふうに言葉がちょっと違いますけれども、内容的にさほど変わらないように私は見受けるんですけれども、どこが違うんですか。先ほどの請願書と今回の意見書と。そこだけちょっと的確にお答えしていただいて、私は判断をしたいと思っています。

第5番（太田正治君） お答えします。

今現在出されている部分もありますけれども、その部分については、速やかな内容を検証していただいて、柔軟な対応をしていただきたいという形でおりますので、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔です。

検証してじゃなくて、どこが違うのかという、先ほどの請願書を反対したのと、今回出したこの意見書と、どこが違うのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

第5番（太田正治君） いわゆる金額が相当大きくなるという部分もありますけれども、その辺も含めて検証してもらおう。給付する部分のものについて、もう少し検証してもらおうという形だと思います。

いますので、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

討論に入ります。討論はありませんか。1 番加藤亮輔議員。

第 1 番（加藤亮輔君） 1 番加藤亮輔です。

私は今出された意見書については、賛成の立場で一言述べたいと思います。

この制度も、やはり今の大学学生たちが困っている状態を少しでも改善・充実してほしいと。

2 番目のところの授業料も世界各国は大体授業料は無料というのが主流になっているのに、日本の場合は、国立大学の授業料がどんどん私立大学並みに値上げされてきています。そういうことも軽減を図るというふうに書いてあります。だから、この意見書については、私は賛成したいと考えます。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第 1 発議第 1 号 給付型奨学金制度の柔軟な対応と教育費用の軽減、財源確保にかかわる意見書の提出についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、追加日程第 1 発議第 1 号 給付型奨学金制度の柔軟な対応と教育費用の軽減、財源確保に係る意見書の提出については原案のとおり可決されました。

陳情第 1 1 号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第 1 1 号 法人村民税改正関する陳情書の件を採択するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第 1 1 号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第 2 号の討論に入ります。討論はありませんか。篠崎議員。

第 1 1 番（篠崎久美子君） 陳情第 1 1 号の採決について、ただいま委員長報告は不採択でありま

すので、原案について賛成か反対かをとったものだと思いますが、いかがでしょうか。確認をお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） それでは、ただいまの質疑に対して確認をいたします。

陳情第11号は法人村民税改正に関する陳情書の件を採択することに、原案に対して採択することに賛成の方の起立多数で、よって、陳情第11号は採択することに決定いたします。原案に対してです。よろしいですか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 先ほどは原案に対してということで、確認だそうですが、今の採決の仕方について、明確にわからなかった議員がいらっしゃるように見受けるんですが、再度とり直すということができれば、そのほうが明確かなと思いますけれども。提案させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） それでは、誤解があったようでありますので再度、もう一回お願いいたします。

11号の本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。

陳情第11号 法人村民税改正に関する陳情書の件を採択するに、原案に対して賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第11号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第2号 「（仮称）給食センター新築工事」に関する陳情書の件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔。

陳情3号 オスプレイ低空飛行訓練の中止を求める陳情の採択に賛成の立場で意見を述べます。

信濃毎日新聞で皆さんのご存じのことと思いますが、米軍の新型輸送機オスプレイが長野市、上田市など、県東北信を中心に、3月9日に2基、13日に4基、15日に3基、16日に2基の4日間、目撃されました。また、きょうの新聞では、諏訪のほうでも目撃されたとのこと。

その目撃した住民からは、市街地上空二、三百メートルの高さに見えたなど、低空での飛行に

不安の声が出ていると報じています。

オスプレイは構造が複雑で、開発当初から重大な事故が多発し、現在も事故率は極めて高く危険な上、オートローテーション機能がないことから、日本の航空法上、疑問視されています。また、アメリカ国内においても、住民の反対で飛行禁止措置が各地でとられているなど、危険な輸送機です。事故の事例は2012年4月のモロッコでの墜落事故、6月のフロリダでの墜落事故など、最近の5年間だけでも8回もの墜落事故が発生しています。国内でも、昨年12月、沖縄県名護市の海岸へ墜落大破、また別のオスプレイが普天間飛行場で胴体着陸するなど、連続して重大事故が発生しました。

そんな中、防衛庁からオスプレイの低空飛行訓練ブルールートが示されました。このルートは、長野県内の栄村、飯山市、中野市、小谷村、白馬村、大町、松本を通過して富山県の黒部市に向かうルートです。

このような事情から、昨年の9月30日に県、県市長会、県町村会の3団体連名で、防衛大臣及び環境大臣に県内の一部の市町村では、良好な生活環境や静寂な山岳、高原観光地に影響が生じることから、訓練地域からの除外を望む3項目のオスプレイ訓練に関する要請を提出しました。

これに対して防衛省関東防衛局は、運用に関する情報が得られた場合は、速やかに知らせると回答していますが、今月4回も県内上空を飛行しています。また、3月16日付の信濃毎日新聞によりますと、在日米軍司令部広報部は運用上の安全性を考慮して、公表しないと掲載されています。在日米軍は、県3団体の要請を無視する態度です。

したがって、このまま見過ごせば、白馬の上空にもオスプレイが飛来します。白馬の観光の目玉は山岳景観です。その上空をオスプレイが爆音と衝撃音を響かせ飛行すれば、爆音に驚き、穏やかな心も一気にかき乱されます。連休をとり、お金を使い、白馬でゆっくりくつろぐと訪れた観光客も大迷惑です。開発段階から相次ぐ墜落事故の危険に加え、爆音、衝撃波被害を強いるオスプレイの低空飛行訓練は中止する以外に解決できません。

議員の皆さんも、村民の穏やかな生活を守るため、また、ライチョウなどの絶滅危惧種、観光産業に悪影響を与えることから、中止を求めるこの陳情書を採択することに賛成してくれることをお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は一部採択です。陳情第3号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める陳情の件は、委員長報告のとおり一部採択することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 賛成多数です。よって、陳情第3号は一部採択することに決定いたしました。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

ただいま一部採択されましたオスプレイの低空飛行訓練に関する意見書を提出したい動議を提出したいと思います。

議長（北澤禎二郎君） ただいま第2番津滝俊幸議員から動議が提出されました。この動議は、他に1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催いたしますので、委員は議長室にお集まりください。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時42分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることにいたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2 発議第2号 オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 提案理由の前に、修正をお願いいたします。

地方自治法第99号になっていますが、99条に変えていただけますか。1枚目、2枚目とも、申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を行います。

発議第2号 オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、防衛大臣に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書。

3月6日から17日にかけて、群馬、新潟での日米合同訓練に伴い、米軍の新型輸送機オスプレイが長野県内の市街地上空を飛行しました。この飛行訓練について、以前より長野県県市長会、県町村会から政府に対し、情報開示などを求める要望書が提出されたにもかかわらず、何の事前通告もなく県内市街地上空を飛行したことについて、安全への配慮や市民生活への不安解消、県民への心情を気遣うべきなど、市町村の首長から意見が公表されました。

このことを踏まえ、当村では、共同飛行訓練のブルールート直下に当たるなど、今後の住民生活や観光客に影響を及ぼすなどの懸念が予想されることから、下記の事項を強く要望します。

記

1、日米合同訓練に伴い、オスプレイの長野県内での低空飛行訓練の実態の情報開示と安全性や運用の具体的内容を明確にし、関係自治体及び地域住民へ事前に説明することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 1 追加藤亮輔です。

これも先ほど出された、住民から出されたオスプレイ低空飛行訓練の中止を求める意見書と大体似ているんですけども、先ほどの住民から出された意見書は1、2、3と3項目があって、今回議員から出された意見書は1つ、1項目という感じになっています。これで大きな違いは、低空飛行訓練を中止することを求めているのと、それから今回議員発議で出された意見書は、そこもないと。要は、2と3については一緒なんですけれども、中止を求めるか求めないかのところが違うと思います。

ここに前書きでいろいろ書いてあるんですけども、こういう住民へのいろんなことが、このことで、この要望だけで解決できないのが今までの経過であるんですけども、そういう住民への被害とか騒音被害とか、そういうことは中止する以外に方法はないと思うんですけども、なぜあえて中止をここから省いたか、その辺だけちょっと説明をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 説明を求めます。

第2番（津滝俊幸君） 今の加藤議員からの質問に対してお答えをいたします。

おっしゃるとおり、私はこの飛行訓練の中止を求めています。オスプレイに関しては、今まで沖縄で頻繁に飛行訓練を行っていたかなというふうに思うんですけども、私は沖縄だけにそういった負担をかけるのはよろしくないというふうに考えている側の一人であります。ですので、飛行訓練は日本の国内の中でどこでも国防上、やってもいいかなというふうに思っています。さらに、そこに情報を、どのくらいの距離を飛ぶのかとが、いつぐらいに飛

ぶのかとかいうようなことの説明はあってほしいのかなというふうに思います。

さらに、陳情書のほうには、非常に事故のことが書いてありましたが、私も委員会でも申し上げたとおり、空を飛んでいる飛行物体に関しては、燃料が切れたり、もしくは何か間違いが起きたときには、全てが墜落してしまうと、オスプレイだけが墜落する危険性が高いわけではありません。この間も防災ヘリが、まだちょっと原因は究明されていませんが、落ちたりすることもあります。ですので、そういったことも含めて、しっかりと飛行訓練を行なっていただいて、住民の安全を確保していただければ私はよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 1 追加藤亮輔です。

先ほども住民からの意見書賛成の立場の中で説明しましたがけれども、県とそれから市長会、それから町村会が申し入れをしたと。そのことに対して、実際4回も5回ももうほごにされていると。何の連絡も来ないと。それから、また米軍司令部は通告はしないと明言しているんですね。

そういう中で、これだけの内容の意見書を出しても、それこそ指令部は前から言っているだろうと、そんな国防上の問題は言わないと、教えないと、そんなこと何回言わせるんだという答えになると思うんです。

だから、やっぱりきちっと住民の安全、騒音被害、それから観光客に対する配慮を考えれば、中止を求めなければ、これは解決しない問題だと私は思います。よって、この意見書については、ちょっと賛成しかねるという態度です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第2 発議第2号 オスプレイの低空飛行訓練に関する意見書についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、追加日程第2 発議第2号 オスプレイの低空飛行に関する意見書については原案のとおり可決されました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。第1追加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔です。たびたびすみません。

「共謀罪の新設について慎重な国会審議を求める意見書」提出に関する陳情書の採択に賛成の立場で意見を述べます。

共謀罪は、まだ起きていない犯罪について2人以上で話し合い、合意しただけで犯罪に問われます。実際に起こした犯罪行為のみを罰し、考え方や内心を処罰しないという日本の刑法の大原則を根底から変えるものです。思想及び良心の自由は、これを侵してはならないとした憲法19条に反する違憲立法です。

政府は、共謀罪ではない、オリンピックを成功させるためのテロなどを準備罪だ、一般人は対象外だと説明し、対象は組織的犯罪集団に限ると言っていましたが、金田法務大臣は正当な活動をする団体でも、犯罪を行う団体に一変したと認められる場合は処罰の対象になると言っています。一変したと認める判断は、権力者、捜査機関の解釈や裁量で決められます。一般の労働組合や市民団体、サークルでも一変したと判断されれば、組織的犯罪集団になり、共謀罪の対象になります。このように限定がありません。

また、何がテロ組織にあたるのかとの問いについても、定義がないと岸田外務大臣が答えています。麻薬密売組織についても法定上の定義はないと安倍首相が答弁しています。つまり、権力者、捜査機関の都合のいいように範囲を拡大することができます。また、実行する前の話し合い、計画を罪に問いますから、捜査機関は対象者の心の中を知ることが必要になります。そのために、捜査機関は電話の盗聴、メールの傍受、隠し撮り、違法な捜査が横行するため、自由に議論する、自由に移動する、自由に友人に会うような自由な市民生活が脅かされる不安を感じます。

この私の意見に対して、異論、反論もあるでしょう。だから、新聞の世論調査でも成立に反対45%、賛成33%と割れています。この陳情書は、賛成、反対を含め、慎重な議論をしてほしいとの願いです。至極真つ当な陳情書と考えます。皆さんもぜひ採択に賛成してくださることを切にお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第4号「共謀罪の新設について慎重な国会審議を求める意見書」提出に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第4号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情第5号の討論に入ります。討論はありませんか。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 陳情5号 「共謀罪」創設に反対する意見書の採択を求める陳情書に賛成の立場で意見を述べます。

多くの人が不安と恐怖を感じている共謀罪をなぜ強引に成立させようとしているのか、一言述べたいと思います。

自民党は、きょう閣議決定するような報道がされています。この間、安倍首相が成立された法律を調べてみますと、最初に2006年、第1次安倍内閣時代に太平洋戦争の反省のもとにつくられた個人の尊厳を尊重する教育方針から、我が国と郷土を愛する態度と道德教育を明記した内容の教育基本法をまず改正しました。その後、いろんな政局の変化があり、2012年にまた総理大臣に返り咲きました。翌2013年5月に、共通番号法、通称マイナンバー法が成立。この法律は国民を番号で管理できるシステムづくりですが、個人の情報の流出の危険性を始め、行政、警察官などがさまざまな個人情報を収集する手段に使われるなど、大きな不安と疑問が湧き起こりました。そのため、3年を経過したにもかかわらず、申請率は10%以下と低迷しています。

また、同じ12月に、マスコミ、ジャーナリズムを萎縮させると同時に、国民の知る権利を後退させる特定秘密保護法を成立させました。2015年9月には、集団的自衛権行使と海外派兵を可能にする安保関連法、通称戦争法を成立させ、2016年5月には、盗聴の対象拡大と規制の緩和などの盗聴法の改定を行いました。そして、今回のこの共謀罪です。

マイナンバーで国民を管理できる制度をつくり、秘密保護法でマスコミを黙らせ、自由な議論を萎縮させ、盗聴法の適用を拡大した上で共謀罪を導入されれば、国民の自由と権利が侵害され、物を言えない、監視社会がつくられます。このように考えるのは飛躍した考えでしょうか。

しかし、議員の皆さん、既に戦争法が成立し、自民党の憲法改正法案もでき上がっています。後から悔やんでも始まりません。子どもや孫のために、自由と民主主義を脅かす共謀罪の創設には反対すべきではないでしょうか。議員各位の良識ある判断をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対する採決を行います。

陳情第5号 「共謀罪」創設に反対する意見書の採択を求める陳情書の件を採択するに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第9番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成29年度第1回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案3件、陳情1件であります。

議案第20号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてであります。

初めに、農政課関係、農業振興費、経営体育成交付金127万1,000円の減額は、当初240万円計上したが、27年度の補正対応をしたためであります。

青年就農給付金120万8,000円の減額は、当初150万掛ける4名、600万円予定していましたが、一部の方が所得条件にひっかかり減額になったものであります。

次に、農地費、長土連、農道台帳保管負担金94万2,000円は、長野県土地改良団体連合会への災害復旧特別賦課金で、事業費の0.5%の不足分であります。

白馬村土地改良区事業補助金100万円の減額は、水力発電事業収入が予定より売電収入があったため、減額するものです。

林業振興費、森林整備事業補助金返還金3万2,000円は、不正があった大北森林組合業者から入ったもので、県へ返すものであります。

有害鳥獣被害対策事業30万円は、1月末の時点で不足が予想されるものであります。

過年発生農地・農林施設災害復旧費、災害復旧工事費180万円は、タツヌマ水路での布設工に係るものであります。

質疑に入り、大北森林組合の見通しはに対して、若い優秀なスタッフもいるので、国・県の補助事業の再開を願っている。見通しはあると信じているという答弁がありました。

災害地タツヌマ水路の完成はいつという質疑に対し、昨年秋にほぼ完成をしているが、通水の試験もしている。残り150メートルで取水可能になったという答弁がありました。

次に、建設課、土木総務費、各種団体負担金99万円は、白馬駅前電線地中化を大町建設事務所をお願いしたところ、道路埋設物の調査をしていただくことになったものであります。

道路維持費、除雪事業委託料5,000万円は、1月に降雪が多かったため、2月、3月分の不足が予想されるためのものであります。

過年発生公共土木施設災害復旧工事1,302万2,000円の減額は、震災の不足額を計上してあったが、事業精算によるものであります。現年発生公共土木施設災害復旧費659万6,000円の減額は、スゲ、アカザワなどの工事精算によるものであります。

質疑に入り、駅前電線地中化予定はいつごろになるかという質疑に対し、まず、何が埋まっているのかの調査であり、可能であるかどうかはその後業者との会議を行い判断していくという答弁がありました。

それから、どこを調査するのかという質疑に対して、148号白馬ガラスから役場入り口の信

号と県道白馬岳線の六十刈の信号までという答弁がありました。

次に、観光課、観光施設整備費、平地観光施設管理事業13万円は、ポータルサイトのウイルス対策等ソフト更新業務に関する委託料であります。

山岳観光施設整備維持補修事業、工事請負費348万円の減額は、サルクラ治山運搬路路肩修繕工事請負額の減額であります。

商工振興費、創業支援事業補助金269万2,000円は、白馬村起業者支援事業補助金、交付要項に基づく起業者への補助金で、交付予定額569万2,000円で、当初予算300万計上しており、その不足分であります。

質疑に入り、創業支援事業補助金は何名分かに対して、創業塾とセットとなっており、受講された方で補助申請をしてもらい、6名の方の審査が通り、年度内支払いとなるという答弁がありました。

次に、上下水道課、環境衛生費、合併処理浄化槽整備事業補助金16万8,000円の減額は、事業確定によるものであります。

公共下水道事業特別会計繰出金1,136万4,000円の減額であります。

各課の審査が終了し、討論はなく、採決をしたところ、議案第20号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,635万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5,522万8,000円とするものであります。

歳入明細は分担金96万4,000円の増額は区域外流入新規2件分であります。負担金47万円は受益者負担金滞繰分であります。使用料100万円は現年度分、国庫補助金380万円の減額は、浄化センター工事完了によるものであります。一般会計繰入金1,136万4,000円の減額は工事確定、事業確定などによるものであります。雑入37万7,000円は督促手数料ほか、排水設備指定工事店の新規登録3件分であります。

下水道債400万円の減額は浄化センター工事確定によるものであります。一般管理費233万3,000円の減額、施設管理費、光熱水費251万円減額は、浄化センター電気料であります。公共下水道建設費901万円の減額、管渠測量設計委託料92万円の減額は、公営住宅完成によるものであります。工事請負費773万円の減額は、事業確定によるものであります。公債費250万円の減額は、元金利子の確定。

質疑に入り、下水道台帳作成業務委託料249万5,000円の減額の理由は、電子データに関する減額という答弁がありました。

討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第２３号 平成２８年度白馬村水道事業会計補正予算（第４号）であります。

収益的収入総額３億８４９万６，０００円、３９万円の増額、収益的支出総額３億６４３万５，０００円で１６１万７，０００円の増額です。

資本的収入総額９，３５６万６，０００円で、１６１万２，０００円の減額。収益的収入、営業外収益３９万円は、白馬村からの職員児童手当であります。収益的支出１６１万７，０００円の増額は通信運搬費の減額や貸倒引当金の繰り入れによるものであります。

資本的支出１６１万２，０００円の減額は、工事委託料の減額や災害復旧工事国庫補助金消費税相当額の返還分であります。

質疑に入り、下水道使用料１００万円の増額があったが、連動している上水道には増しないのかに対して、上水が増減あった場合、同じ比率で下水が増減する傾向は見られないという答弁がありました。

討論はなく、採決をしたところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第１号、提出者は八方尾根開発株式会社代表者、倉田保緒さん。要旨は、白馬村山岳観光の最重要拠点として位置づけられる八方尾根、索道を乗り継いで標高１，９００メートルまで簡単に登れ、グラートクワッドは絶景ナンバーワンの評価をいただいている。この周辺に位置する八方池山荘を索道施設の駅舎と一体化した国際山岳リゾートとしても対応できるビジターセンター機能を兼ね備えた建物への改修をお願いするものであります。

質疑に入り、民間と行政と合体した建物について、実例があるのかに対して、県内では事例がないのではないか。補助金交付要綱の部分などで混在した施設でいいのか、難しいのではないかとという答弁がありました。

意見として、表題は建てかえ、要旨は改修と索道施設と一体化など、本当のところはどこなのか難しい部分もある。村として改修は山岳観光などで地域全体に寄与することになるならば、施設も古いことでもあり、一部採択としたいという意見がありました。

採択をした結果、原案賛成者はなく、委員全員の賛成により一部採択に決定をいたしました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第２２号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第２２号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第５号）については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第２２号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第２３号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第２３号 平成２８年度白馬村水道事業会計補正予算（第４号）については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第２３号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第１号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は一部採択です。陳情第１号 白馬村山岳観光に寄与する八方尾根八方池山荘の建替え陳情書の件は、委員長報告のとおり一部採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、陳情第１号は一部採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において分割審査していただきました議案第２０号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第２０号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第６号）については、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第２０号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

ただいまから午後１時まで休憩いたします。

休憩 午後 ０時１４分

再開 午後 １時００分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第２ 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第２ 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第１１番篠崎久美子予算特別委員長。

予算特別委員長（篠崎久美子君） それでは、予算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

予算特別委員会は３月２日から１４日までの間６回にわたり開催されました。本定例会において付託された議案６件について、各課ごとに説明を受け、質疑、討論など慎重な審査の上採決を行いました。

なお、委員会審査の中で、一般会計予算については、歳入の計数間違いが明らかになり、本会議２日目に行政側から議案訂正があり、議会で許可をいたしました。それを踏まえて、最終の討論、採決を行いました。

予算特別委員会での主な審査内容をご報告いたします。

まず、議案第２５号 平成２９年度白馬村一般会計予算についてです。

一般会計予算は、歳入歳出予算総額を６５億５，５００万円とするもので、前年度当初予算と比較して２，３００万円、０．４％の増となっています。

２９年度では、新たな学校給食施設の建設や２８年度から引き続きの広域ごみ処理施設建設への負担金などの大型事業が予定されています。予算編成の基本的な方針としては、第５次総合計画及び総合戦略の確実な推進、住民の声の反映、組織体制の整備と人材育成、徹底した無駄の排除による行政改革の推進、歳入の的確な確保及び新たな財源の創出を目指すこととされ、また、村債については、後年度の財政負担を考慮し、抑制を基調とするものとされていますので、これらの観点からの審査を行うように努めました。

神城断層地震後の災害復旧・復興関連事業のほとんどは２８年度で完了し、仮設住宅借上地の現状復旧工事のみとなっています。そのほか、地震後の生活支援相談員事業、村独自の補助であった被災農家の耕作不能農地への補助、被災住宅の修繕工事への補助は２８年度で終了しています。

次に、主な質疑についてご報告します。

総務課関係です。

新規採用予定の地域おこし協力隊及び集落支援員の活用について質疑があり、地域おこし協力隊は、企画に係る分野を担ってもらう予定で、関連して移住・定住については、白馬村内、

また広域連携でのイベントも予定している。地域おこし協力隊全般については、3年間の任期が終わったところでできれば将来的に定住してもらいたいと考えている。

また、集落支援員については、市として小規模集落の支援と活性化、行政との橋渡し役も担ってもらいたいということでした。関連して、昨年の地域役員懇談会で集落支援員に関する要望事項を意見集約しているが、再度地区からのニーズを庁内で整理・検討し、十分な事業計画を立ててもらいたいという意見がありました。

ハザードマップの作成と活用方法について質疑があり、28年度に見直した地域防災計画を基本とし、約48ページ程度のものを7,000部作成、全戸配布する予定であるというものでした。関連して、避難所については要望がある場合は、各地区の実情に応じ協議していきたいということでした。

次に、税務課関係です。

税金のクレジットカード決済の状況と今後の予定について質疑があり、平成27年度から増加している。当初は村外の外国人への対応として考えていたが、日本人の利用者がふえている。外国人の対象者については、英語での解説版をつけるなどして郵送・周知をしている。また、システムと連動していないため、確認については手作業で行っており、今後増加する場合は対応を検討せざるを得なくなるということでした。また、将来的にはコンビニ収納も検討しているということです。

次に、健康福祉課です。

保育士の不足や採用、待遇などについて質疑があり、保育士の不足については、加配によるものや障がいのある児童などへの個別配置など、ニーズの多様化によるものも一因としてあるということでした。職員の対応については、29年度は賃金を上げているということです。

新規に対象を拡大するインフルエンザ予防接種事業、二十歳の歯科健診事業について質疑があり、インフルエンザについては、小学生771名分、2回接種を、また新規対象となる中学生は232名分、1回接種を想定し、対象者の約8割の接種率で見込んでいるものということでした。二十歳の歯科健診については、若年層に注意喚起を促し、早期の歯周病予防につなげたいというもので、20名程度を見込んでいる。大北地域の歯科医院での健診が対象だが、受診機関の相互乗り入れ制度も検討していきたいということでした。

次に、農政課関係です。

特産品開発補助金については、成果確認をするなどの検証と要綱の改正をするべきではないかという質疑があり、補助制度の活用で、就農できるような成功に結びついてほしいと考えており、28年度中には、成果についての調査をし、今後、効果を確認するルールづくりをしたいということでした。

29年度に計画、30年度に事業着手予定の圃場整備の補助金について質疑があり、今のとこ

る国が５５％、県が２７．５％、村が１７．５％で、うち村が１０％、地権者７．５％の予定であるが、農地集積率が上がれば国の補助がさらに１２．５％見込まれ、そうなると、実質の村の負担は５％となり、個別負担を求めなくてもよくなると想定される。そのため、圃場整備とともに集積も進めていきたいということでした。

次に、建設課関係です。

除雪事業の除雪委託料について、２年続きの仮設状態を受け、業者からの希望も出されていた機械管理費を固定費として支払うことが加味されているかという質疑があり、機械管理費ということでは、県の単価の４０％、約３，０００万円を想定、重機の種類や大きさに応じたもので、精算は稼働費とは別建てになるが、導入については検討中であるということでした。関連して、固定費部分については、１２月中の支払いを検討してもらいたいという意見がありました。

八方地区の道路改良工事に当たっては、改良部分も融雪道路となるのかという質疑があり、費用が高いこともあり、改良後は機械による除雪対応を考えているというものでした。

インバウンドにより観光客が車道を歩いている状況が見受けられるので、安全上、今後は歩道の融雪も検討してほしい。また、関連して、道路維持補修事業については、地域要望とあわせて観光地としての道路のあり方も加味して考えてほしいという意見が出ました。

森上の村営住宅耐震工事に関連して、ストック総合活用計画委託料の内容について質疑があり、耐震改修を経て今後どのように活用していくかという計画を立てるもので、専門的な機関に委託するもの、２９年度は森上住宅部分についての計画である。今後、平成３０年度以降に白馬町団地の耐震改修も考えているということでした。

次に、教育委員会関係です。

白馬高校の魅力づくり事業については、両村でスタートして２年目となるが、国際観光科への地元の生徒希望が約２割程度ということについてどう捉えているかという質疑があり、スタートから３年間で大事と考えている。状況には危機感を持っており、何が魅力かにつながるかというコンセプトを再度考え、中学、高校とも連携していきたいと考えているというものでした。

また、同事業の会計の透明化を図るため、２９年度から、白馬山麓環境施設組合に事務移管することになったが、住民に状況がわかるように、ケーブルテレビ等による組合議会の映像配信なども含め、情報を２村に等しく出してほしいという要望があり、種々の媒体を使い、予算決算の状況なども含めて積極的に出していきたいということでした。

小・中学校のＩＴ関連事業で、ＬＡＮケーブルの整備予定について質疑があり、Ｗｉ－Ｆｉは児童・生徒個々の接続管理が困難なため、先生のＬＡＮケーブルによる端末接続によるもののみである。また、２９年度の中学校タブレット購入予定で、合計１８５台となるが、予算的に２９年度で全数整備はできないということでした。中学校は県のＩＣＴ教育パイロット校であるので、授業での利活用のレベルアップをして、生徒の学習意欲向上につながるように活用してほ

しいという意見がありました。

新たな共同調理場建設に関連して、8億円の予算で計画している内容について質疑があり、敷地の造成、建物、南北小学校の必要部分の改修、厨房設備機器、駐車場などの場内整備を含むというもので、コンテナ車、取り付け道路整備、塩の道拡幅工事は含まれていないということです。また、調理等の関連機器の備品については、現在のもののうち再利用できるものはなるべく活用していき、コスト圧縮を目指したいということでした。

次に、住民課関係です。

29年6月から、八方清掃センターで使用となる新たな事業系の指定ごみ袋の大容量化の考えは、また、事業系ごみの今後の取り扱いについてはどのように考えているかという質疑があり、指定ごみ袋は広域化の時点で予定される大きさを基本としており、料金も含め同じものとする事で、広域化に円滑に移行できることを目的としている。今後、事業系廃棄物については、原則どおり個別委託を促していきたいということでした。

広域での新ごみ処理施設建設の負担金について質疑があり、全体費用は約50億円で、うち約40億円を29年度で計上、30年度以降は負担金は下がると予定している。31年度からは、八方清掃センターの解体が始まり、跡地にリサイクル関連施設の建設が予定されているので、建設に係る負担金全体は32年度ぐらいまで続く予定で、白馬村の建設に係る負担割合は22.5%で協定されているということでした。

次に、観光課関係です。

観光課については、観光局からも出席があり説明を受けて審査をしております。

DMO関係で必要とされる調査は、観光局の事業で行うべきものではないかという質疑があり、インバウンド関係に特化した調査などを進めて分析をしていきたいもので、村の事業として予算化をし、実施は局に委託して行うものということでした。関連して、観光に関する調査事業が近年続いているが、29年度の調査の必要性について質疑があり、観光地経営計画を進める中で必要であり、費用計上しているものということでした。

新たな観光地としての事業継続計画の内容について質疑があり、計画は各種災害の際に観光地としての危機管理に関するもので、策定のための研究を複数年の予定で民間と共同で着手するものであるということでした。

新年度のサイクリング関係事業の内容について質疑があり、姫川沿いのサイクリングロードの整備を予定しているもの、関係自治体、JRとの連携の中で、サイクルトレイン運行の可能性も出てきているということでした。

質疑については以上です。

議案第25号 平成29年度白馬村一般会計予算については、慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、一般会計予算の中において、新共同調理場施設建設に係る予算は8億円を超える大型予算であるにもかかわらず、情報が少ない中で予算立てされている状況を踏まえ、特別委員会の意見として、建設委員会から出されている中間報告の提案については、十分尊重して事業を進めること、建設の当初の目的を再度明確にするとともに、食の安全の確保を十分に考慮すること、第2期食育推進計画の推進のため、具体的な実施プランを策定し、共同調理場の担う役割を明確にすること。入札や業者選定においては、公平・公正を担保しつつ、地元業者への配慮もされたい。また、建設内容については、住民の理解を得ながら進めていくこと、以上を申し添えます。

続きまして、議案第26号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてです。

これは、歳入歳出予算総額を14億4,020万円とするもので、前年度と比較し、780万円の減です。減額理由は、被保険者数の減少などによるものです。特定健診・特定保健指導とあわせ、糖尿病性腎症重症化予防事業を重点的にを行い、抜本的な生活習慣病や疾病予防対策実施費用として1,441万5,000円、人間ドック受診補助金として1件2万円、合計447万円を計上しています。

質疑では、平成30年度からの広域化制度移行予定に関連しての質疑があり、上部機関での詳細内容の決定は30年初頭になると思われる。制度変更の周知については、県で作成予定のパンフレット等とあわせて周知をしていきたい。保険税率は県から標準税率が示されるが、最終的には市町村ごとに資産割を採用するかも含めて決定、徴収責任は村、会計は特別会計のままであるということでした。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第27号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてです。

これは、歳入歳出予算総額を8,270万円とするもので、前年度比665万円の増です。新規事業として、人間ドック補助金90万円、これは補助率3分の2、上限1万8,000円で50人分を見込んでいるものです。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第28号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計予算についてです。

これは歳入歳出予算総額を7億5,561万4,000円とするもので、前年度比44万6,000円の増です。

歳入の主な内容は、下水道使用料1億8,618万6,000円、一般会計繰入金3億4,724万9,000円、村債1億6,770万円などです。

歳出には、30年度までに公会計制度に移行するための業務委託料として1,728万円を見込んでいます。また、浄化センター長寿命化に伴う更新工事費として9,000万円、公債費は5億2,598万4,000円で、前年度比1,011万2,000円の増などです。

質疑では、条例改正後の加入分担金の滞納処理は理解を得にくいのではないかとと思われるが、どのようにしていくかという質疑があり、話し合いの中で理解をもらうように努力し、滞納の解消に重きを置いて取り組んでいきたいと考えるということでした。

また、起債の利率について質疑があり、現在は１％台の金利で推移している状況であるということです。

慎重審査の結果、委員多数の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第２９号 平成２９年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてです。

これは歳入歳出予算総額を３９６万３，０００円とするもので、前年度比６万９，０００円の減額です。

歳入として、使用料８２万９，０００円、一般会計繰入金３０７万２，０００円で、前年度比２２２万２，０００円の増などです。

歳出のうち公債費は１５１万４，０００円です。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第３０号 平成２９年度白馬村水道事業会計予算についてです。

水道事業収益に３億６０３万７，０００円で、前年度比４４万８，０００円の減、水道事業費用に３億６８万円で、前年度比３，０００円の減です。

また、資本的収入は１，０４４万円で、前年度比５７万５，０００円の減、資本的支出は９，６１３万２，０００円で、前年度比２０９万９，０００円の増です。

質疑では、アセットマネジメント調査状況と水道施設更新計画策定、水道ビジョンに基づいた事業実施についての質疑があり、２８年度に完了予定のアセットマネジメントを細分化しての更新計画策定を２９年度で予定、水道ビジョンに基づいた平成３０年度からの事業実施を目指しているが、更新計画の策定状況により、平成３１年度からの予算反映となることもないと想定しているということでした。

水道ビジョンの事業実施については、多額の費用もかかると想定されるため、水道料金の改定なども想定される。そのため、速やかな計画策定を要望したいという意見がありました。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、予算審査全体を通して、予算の計数間違いがないように努めること、限られた時間の中での審査であり、お互いに論点の明確化や効率性を担保するために、関連資料や説明方法についてはある程度統一したものとするよう研究していただきたい。これについては、２９年４月から施行となる議会基本条例の中にもうたっていますので、特に留意されたい。

以上、予算特別委員会の意見として申し添えます。

以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 平成29年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 平成29年度白馬村後期高齢者医療勘定特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。第7番横田孝穂議員。

第7番（横田孝穂君） 第7番横田孝穂です。

反対の討論をいたします。

歳入明細の中において、下水道加入分担金滞納繰り越し10万円が歳入予定されております。滞納繰越金10万円についての徴収減は、時効の中断はされていないと判断され無効です。既に時効と判断いたしますので、この予算書については反対であります。

この分担金制度は、平成２９年４月１日に、ことしから廃止となりますが、白馬村公共下水道受益者負担金に関する条例の制定等は国の都市計画法７５条に基づき制定されるべきものであり、当初は白馬村におきましても、受益者負担金制度は国の法律である都市計画法の趣旨に基づき、平成４年７月１日条例第１７号により制定されたものであります。

その後、村は２０年にも及ぶ長い期間、国税徴収法の例によらず徴収事務を怠り続けた結果、多額の未収金と多額の時効となり、苦肉の策として、国の法律とは全くかけ離れた下水道接続時におけるの加入分担金としての徴収をすることとして、平成１３年においても間違った条例の改正がなされたものであり、それは明らかに国の定める都市計画法による受益者負担金制度を無視した債権であり、徴収権の全てを放棄した条例改正と判断するものであります。

その根拠は、日本国憲法第８章第９２条において、地方公共団体は地方自治の本旨、趣旨に基づき法律で定めるとあり、また、憲法９４条は地方公共団体は法律の範囲内において条例制定することができるのとあり、法律の範囲内とはこの都市計画法を指しております。

そしてまた、地方自治法第２条の１６では、公共団体である市町村は、条例に違反してその事務を処理してはならない。法令に違反する行為は無効とするとあります。

よって、この村の加入分担金制度そのものは、法令に違反したコンプライアンス違反であります。そしてまた、村の下水道加入分担金徴収規則においても、第４条では、村長は下水道の接続時において、分担金を納入しない、支払わない者に対しては下水道への接続を拒否するとあります。分担金を全額納入されていないのに接続を許可したことは、条例及び規則における全くの法令違反であります。

現在においても、下水道の加入分担金滞納繰越金が計上されること自体、全く不自然であります。全村民に対しても膨大なる多額な損失を与え、負担金を納めた住民との不公平まで招いたわけでありました。

予算書、決算書は適切にまた正確さを求めて計上されるべきであり、全く曖昧な予算書には賛成はできません。私は反対いたします。

以上。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第２８号 平成２９年度白馬村下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議案第２９号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第２９号 平成２９年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

議案第３０号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第３０号 平成２９年度白馬村水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

村長より議案提出の申し出、同意案件の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の掌握事務調査の申し出があり、議長において、これを受理いたしました。よって、会議規則第２２条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加案件を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

（資 料 配 付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付もれなしと認めます。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第３ 議案第３１号から日程第４ 議案第３２号まで、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第３１号から議案第３２号までを会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案３１号から議案第３２号までは、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することに可決されました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第５５条の規定により、１議員１議題につき３回まで、また会議規則第５４条第３項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第３ 議案第３１号 工事請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第３ 議案第３１号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第３１号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

契約の目的 平成２８年度白馬村立白馬中学校大規模改修工事

契約金額 ８，６４０万円

契約の相手方 長野県松本市北野建設株式会社松本支店、執行役員支店長、山田恒昭

本契約につきましては、白馬村立白馬中学校老朽化に伴う対策工事ということであり、契約金額が５，０００万を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、屋根の改修、床、エキスパンションジョイントの改修、床タイル等の改修という工事でございます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第３１号 工事請負契約の締結についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第32号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 議案第32号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第32号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億4,305万9,000円とするものでございます。

6ページ、歳入明細をごらんください。

17款1項3目減債基金繰入金1億2,000万円の減額は、ウイング21建設時の借入金を繰上償還するための財源として予算計上しておりましたが、借り入れ先の金融機関より協議の申し出があり、財政シミュレーションなどを踏まえ、全額ではなく一部の繰上償還としたための減額でございます。

7ページからの歳出明細をごらんください。

2款1項6目ふるさと納税事業650万円の増額は、お礼の品代の増によるものであります。

7款2項2目除雪事業3,400万円の増額は、この2月の失雪及び降雨により除雪の出動基準には達しておりませんでした、交通の安全を確保するため、緊急で除雪業務を行なったための増でございます。

11款1項1目公債元金事業1億2,000万円の減額は、先ほど歳入のところでご説明をしたとおりであります。

議案の表書きをごらんください。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表繰越明許費によるということで、2枚おめくりをいただき、3ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費です。これは国の補正予算や災害復旧が主なものでございます。若干内容をご説明申し上げますと、まず国の補正予算の関係でございますが、事業名をごらんいただきたいと思います。

臨時福祉給付金事業、村道改良国庫補助事業、1つ飛ばしまして、学校環境整備事業は白馬中学校の大規模改造事業であります。災害復旧事業であります、下から2つ目、過年発生農地・農業用施設災害復旧事業単独、現年発生公共土木施設災害復旧事業補助であります。その他、これ以外の事業につきましては、上から3つ目の防災事業であります。これは、防災計画の更新

業務でございます。

以上の合計額２億５，４４３万７，０００円を次年度に繰り越しをしたいというものでございます。

説明につきましては以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第３２号 平成２８年度白馬村一般会計補正予算（第７号）についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第５ 同意第１号から日程第７ 同意第３号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意案件１号から同意案件３号は会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意１号から同意３号は委員会付託及び質疑、討論を省略し採決することに決定いたしました。

△日程第５ 同意第１号 教育委員会教育長の任命について

議長（北澤禎二郎君） 日程第５ 同意第１号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

平林参事の退席を求めます。

（参事兼税務課長平林 豊君 退席）

議長（北澤禎二郎君） 提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第１号 教育委員会教育長の任命について。

次の者を教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 北安曇郡白馬村大字北城2495番地

氏名 平林豊

生年月日 昭和33年2月16日

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第1号 教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

平林参事は議場に入ってください。

（参事兼税務課長平林 豊君 着席）

△日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第2号 教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 北安曇郡白馬村大字神城25365番地

氏名 幅下守

生年月日 昭和27年10月25日

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第2号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

△日程第7 同意第3号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第3号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を白馬村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 白馬村大字神城25397番地

氏名 白河勉

生年月日 昭和26年12月1日

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

△日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１０ 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１０ 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成２９年第１回白馬村議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月２日に開会して以来本日まで２０日間にわたり、平成２９年度一般会計予算を初め、条例改正など慎重なご審議をいただき、提出いたしました全ての議案につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼を申し上げます。

最初に、今月５日に起きた長野県消防防災ヘリコプター墜落事故が発生しましたが、松本市、岡谷市などにまたがる鉢伏山付近山中で山岳救助訓練を予定をしていた隊員など９名が搭乗するヘリコプターが墜落し、９名全員が命を落とされました。国土交通省によると、国内のヘリコプター事故としては、１９９０年に宮崎県で１０人が死亡した墜落に次ぐ最悪規模の事故とのことであります。この事故で亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

搭乗者には、北アルプス広域消防本部から長野県に派遣されていた伊藤渉消防司令が含まれており、人命救助に使命感を持つ隊員として活躍されている消防職員が、今回の事故で殉職されたことはまことに残念でなりません。県唯一の防災ヘリを失い、大規模火災などの際は、当面は近隣県の防災ヘリに頼る方針のようですが、この事故で命を落とされた方々の死を無駄にすることなく、今後どのように航空防災活動を行うべきか、長野県全体で改めて考えなければなりません。

さて、お認めをいただきました議案の中でも、特に子育て支援に関する組織の見直しについては、新年度に向けて人事異動を行います。行政運営が効果的に進むよう、適切、迅速な執行に努めてまいります。

議員の皆様方にとりましては、この定例議会が任期最後の議会となりますが、これまで４年間のご支援、ご尽力に厚く御礼を申し上げます。皆様方におかれましては、引き続き立候補される方、また今期をもって後進に道を譲られる方もいらっしゃるわけですが、引き続き立候補される皆様には当選されることを心からご祈念を申し上げます。また、勇退される皆様方におかれましては、今後とも在任中と変わることなく、白馬村発展のためご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、平成２９年第１回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 １時５０分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 3月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員